

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-----|-----|------------|-------------------|--|--|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 総務部 | 1 | ① | 県庁における電子決裁の推進について | | <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度、30年度、令和元年度の電子決裁の割合の推移を教えてください。 電子決裁の割合を高める具体的な取組を教えてください。 電子決裁の割合は起案関係では4割っていない。せっかく高度なシステムを導入しているのに、有効活用をしてほしい。(要望) 監査報告でもあったとおり、電子県庁の取組を強化していかなければならない。今回の決算資料も膨大な資料が配られているが、ぜひペーパーレス化も電子県庁の中で進めていただきたいし、効率的な行政が必要だと思う。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> 電子決裁率の推移(決裁)は平成29年度が34.2%、平成30年度が36.1%、令和元年度が38.6%。電子收受も含めると全体の電子利用率は令和元年度で68.7%。 電子決裁の割合を高めるための取組としては、先般の改修において、プレビュー画面の採用により文書表示を早くするなど処理スピードの向上や文書検索機能強化といった機能改善により、使い勝手の向上を図っている。また、毎年度システム操作研修を実施するとともに、そのほかの文書事務研修においても電子決裁を呼びかけるほか、四半期ごとに各所属の電子決裁率を通知し、意識の喚起を図るなどの取組を行っている。 |
| | 2 | | 県職員の在宅勤務の条件整備について | | <ul style="list-style-type: none"> 県職員の働き方改革推進事業における在宅勤務の条件整備について、労災の取扱い、勤務時間の把握、旅行命令での旅行雑費の支給の検討状況を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務は、所属長の職務命令に基づき自宅で勤務するというもので、地方公務員災害補償法に基づく公務災害補償の対象となり得る。ただし、個別の事案ごとに公務と負傷、疾病との間に相当因果関係があるという公務起因性を確認した上で判断されることとなる。在宅勤務の服務上の取扱いは自宅から自宅への旅行と整理している。旅費の取扱いにおいて、自宅から出発する旅行で8キロ以内のものは実費で交通費がかかった場合のみ支給することにしており、旅行雑費はそもそも支給していない。在宅勤務においてもこの考え方に沿って、旅行雑費は支給していない。 |
| | 3 | ① | 押印の見直しについて | <ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務との関係では、財務や契約担当など在宅勤務の対象になりにくい職員もいると思う。財務会計は紙で回す処理にならざるを得ないと思うし、見積書や設計書、検査調書もある契約関係は判子があるものが多いので、そこも見直さないと在宅勤務が困難な職員もいると思う。 | <ul style="list-style-type: none"> 押印の見直しについて、その考え方を伺う。 押印の見直しと在宅勤務の関連について検討状況を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 今年度から取り組んでいる行財政改革推進計画の中で行政手続の電子化100%を掲げ、その一環で押印の見直しも進めている。10月1日付けで総務部長通知を各部局長宛てに発出し、押印の根拠を規則等に求めているものは規則改正の必要があるので、全庁集約し、今年度末に改正する方向で事務を進めている。また、その他の規則等に基づかない要綱等で任意に押印を求めているものは、各所属で自主的に速やかに見直すこととしている。押印の見直しについては、国でガイドラインを発出するという情報もあるので、その考え方も見ながら全庁的に取組方針をアナウンスして早急に進めていきたい。 現在在宅勤務は、最低月に1回取り組んでもらおうと進めている。月に1回程度なので、集約するとかなり効率的に1日仕事ができるという声も聞いている。一方で、電子化されないと在宅で処理をしていくのは難しいところがあるので、電子化の流れをよく見ながら対応していきたい。 |
| | 4 | | 県職員の健康管理について | | <ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断の受診率と、その後再健診した方の受診率を教えてください。 病気休職者の人数とメンタル面での休職者の人数を教えてください。 過去5年間の病気休職者の人数を教えてください。 病気求職者を出さないための今後の対策について伺う。 病気休職者はメンタル面での休職者が17名で多いと思う。こころの健康事業費の中で、メンタルヘルス研修とかこころの健康相談事業に要したとあるが、具体的にはどのようなことを実施したのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の定期健康診断の受診率は対象者が3,124名で100%。このうち、精密検査を受けた者が722名、受診率は99.7%。精密検査の結果で治療が必要となった者はそのうち23.6%。 令和元年度の病気休職者は18名で、そのうち17名がメンタル面での休職者。 病気休職者の5年前からの人数は、平成27年度、28年度が各23名、29年度が26名、30年度が30名と増加傾向だったが、令和元年度は18名と減少している。 病気休職者を出さないための対策は、メンタルヘルス対策として、職員自らが行うセルフケア、職場の管理監督者によるラインケア、人事課の保健師等によるケアの強化を基本に制度の充実を図りながら推進している。不調のある職員に対しては、早期から職場と人事課の保健師が連携し各種相談につなぐ等、早期発見、早期対応を行っている。また、今年度からの新たな取組として、90日以上病気休暇を取得した職員を対象としていた試し出勤制度を30日以上とし、早い段階から円滑に復帰できるようサポートしている。引き続き、職員が心身ともに健康で働き続けられるよう取組を推進していく。 こころの健康づくり事業としては、職員はストレス診断システムで年2回必ずチェックし、その結果ストレスが高いと見られる者には保健師から連絡して相談し、必要であれば治療等につなげている。こころからだのセルフケアセミナーでは、25歳、35歳、45歳、55歳の節目の職員を対象にストレスをコントロールするための研修を行っている。また、メンタルヘルスマネージャー研修では所属長を補佐する統括推進員に対して、メンタルヘルスサポート実践力向上研修では職員の直接の上司になる班総括に対して、メンタルヘルスに関する基礎知識やメンタル不調への対応方法等を習得する研修を行っている。 |
| | 5 | | 議会資料のペーパーレス化について | | <ul style="list-style-type: none"> 議会への提出資料について、昨年度の途中から商工観光労働企業委員会では委員会資料がペーパーレス化となりタブレットで閲覧となったが、その経費の節減や作業負担の状況について教えてください。 ペーパーレス化をするにしても費用もかかるし、ペーパーレス化のための労力は当然かかると思う。資料を使う側からすれば、例えば、検索をするとき、このテーマについて調べたいというとき、電子データだと検索が一発で済むというメリットも大きいかなと思うので、全体的にペーパーレス化を進め、議会の中でも進むように私も働きかけていきたいと思う。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> 財政課では、本会議の開会日等に配っている議案や予算説明書に係る経費を所管している。常任委員会の資料は各部局で作成しており、商工観光労働部については令和2年3月の常任委員会からペーパーレスを試行で始めた。まだ試行期間中のため、明確な経費削減効果は把握できていないが、準備に要する作業など業務負担については軽減が図られていると聞いている。 ペーパーレス化については、かなりの紙の量があるので、今後はそれをどうするか。メリット、デメリットがあり、特に議会資料については県民や議員に分かりやすい方法で見ただけのが大切だと思っている。タブレット端末の設置やその他経費削減費用対効果等も見極めながら、議会事務局と協議しつつ検討していきたい。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-----|-----|------------|---------------------------|--------|--|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 総務部 | 6 | ① | 県職員のテレワークの推進について | | <ul style="list-style-type: none"> 県職員のテレワークの推進に関して、全職員を対象にテレワークを実施している。最大限、職員が能力を発揮することが所期の目的だと思うが、今年度、実際どういった効果が現れているのか。 この事業は令和4年度までとなっているが、さらに来年度、深掘りさせていくべきだと思う。来年度のテレワークの推進はどのように検討しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務は対象を今年度から全職員に広げたが、くしくも新型コロナウイルスの感染拡大の防止のための在宅勤務という一面も出てきて、最初に想定していた以上に多くの職員が在宅勤務を経験した。効果としては、感染拡大の防止に役立つという面もあるが、実際に行った職員に聞くと、集中して在宅で仕事に取り組み、かなり効率が上がったという声があがっている。育児をしている職員については、通勤時間がなくなることですぐに子どもの世話ができた、男性職員についても、勤務終了後すぐに子どもと一緒に触れ合うことができるということで、ワーク・ライフ・バランスの意味でも効果があったという声を聞いている。 今回、多くの職員が在宅勤務を経験し、やり方についてだいぶ理解が進んできた。もともと在宅勤務用の専用端末は20台だったが、今年度当初予算で20台増やし、補正予算で100台を追加し、合計140台に増やすようにしている。実際利用する職員を増やしていくため、現在は月に1回してもらおう取組をしているので、職員の意見を聞きながら、さらに利用が進むよう取組を考えていきたい。 |
| | 7 | | 市町村職員のテレワークの推進について | | <ul style="list-style-type: none"> 市町村におけるテレワークの実施状況はどうか。また、どのように市町村に浸透させていくのか。 テレワークの推進は、大分県の大きな課題である少子化対策の最高の武器になるかと思う。まずは県が仕組みに磨きをかけ、民間、さらには市町村にも波及するよう、県主導で引き続きしっかり進めていただきたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> 具体的に市町村がどの程度実施しているかという数字を持っていないが、市町村職員に聞いてみると、あまり実施できていないという声が多かった。今年はコロナの影響で特別定額給付金の給付事務をはじめ、市町村で新たな業務が発生したこともあり、テレワークが進んでいないものと思われる。一方で、昨今の地方行政を取り巻く情勢を踏まえると、デジタル化に積極的に取り組む必要があるため、県の取組も市町村に随時紹介しながら、市町村とともにテレワークの推進を図っていきたい。 |
| | 8 | | 行政企画課と政策企画課の関係について | | <ul style="list-style-type: none"> 政策県庁を担う人材育成推進事業について、政策県庁というから政策企画課の事業かと思った。県の行政機関では、総務部に行政企画課があって、企画振興部に政策企画課がある。行政改革と政策という不分離の業務を大分県は随分前から分離して課を二つ持っているけど、非常に違和感がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 政策県庁を担う人材育成推進事業については、人事課の方で政策県庁を担う人材づくりのための研修事業をこの事業で実施している。 課の名称について、行政企画課については、過去総務課という所属があったが、その総務課に人事課から組織、権限、行革といったものを移管して、今の行政企画課ができ上がっている。政策企画課は企画振興部の主管課で、政策面を推進する安心・活力・発展プラン、そういった政策県庁を全庁的にリードしている。行政企画課は政策県庁を実現するための基盤づくり、行政システムをしっかりと整えていくという役割で設置されており、両輪となって県の事業を進めている。 |
| | 9 | | 公用車のリースについて | | <ul style="list-style-type: none"> 公用車駐車場の再配置の関係で、以前公用車をリースにしようという計画を検討していたが、どうなったのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 公用車等駐車場再配置事業は県有財産経営室が行っており、浸水したときに公用車が被災しないよう大手町駐車場の2階以上に配置するというので施設の整備をしている。 公用車の導入、購入等については用度管財課で検討しており、詳細は分からない。 |
| | 10 | | 地方選挙執行経費及び参議院議員選挙執行経費について | | <ul style="list-style-type: none"> 県知事及び県議会議員選挙の費用と参議院議員選挙の費用について、ともに全県下で一斉に行った選挙だが、どうして予算額、決算額が違うのか。県知事及び県議会議員選挙の場合は無投票の選挙区があったが、予算は無投票が前提で組むわけではないので、参議院議員選挙とさほど差がない予算を組み、実際の決算で不用額が出てくると思う。予算額、決算額の差の理由を教えてください。 ポスターや法定はがき等の郵送料などの公営分はどのように説明書に掲載しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 県知事及び県議会議員選挙と参議院議員選挙では、各市町村で広報や投票所の管理・設置などその都度若干変わるので、その辺で選挙費用の差が出てくる。また、県議会議員選挙は選挙区の半分が無投票だったので、結果的に経費が抑えられた面がある。さらに、統一地方選の県知事・県議会議員選挙は3月から4月にかけて執行行われるので、平成30年度予算として執行している費用が約2億2千万円ほどあり、令和元年分と合計するとそれほど大きな差はない。 公営のポスター、ビラの作成といった費用は33ページの選挙管理執行経費に全部含まれている。 |
| | 11 | | 今後の財政見直し及び対策について | | <ul style="list-style-type: none"> 今年度は新型コロナ感染や災害等の影響により、県税収入、交付税収入等が減額となる可能性がある。今後の見直しや対策について伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> 県税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響による業績の悪化や個人消費の減等により、法人二税や地方消費税等の減収が見込まれる。減収分について、法人二税は交付税措置の対象となる減収補填債を発行する予定であるが、減収補填債の対象に含まれない地方消費税についても国に対して対象となるよう要望している。 交付税収入は、今年度は既に決定済みで影響は少ないが、来年度は交付税の原資となる国税収入が減少する見込みのため、国に対して地方交付税をはじめとした一般財源総額の確保に加え、新型コロナウイルス対策の臨時交付金や包括支援交付金等の財源措置の継続を引き続き強く求めていく。 歳出面については選択と集中の徹底を行いながら、喫緊の課題である新型コロナウイルスの感染拡大防止や社会経済再活性化の両立に向け、また災害からの復旧、復興に向け、国の財源措置を最大限活用しながら、取組を加速していきたい。 |
| | 12 | | 職員定数について | | <ul style="list-style-type: none"> 県債残高の増加により公債費の増が見込まれるが、歳出削減にも限界がある。新型コロナや災害の関係でも人的削減は避ける必要があると思うが、基本的な考えを伺う。 正規職員から会計年度任用職員へ配置を換えるといった置き換えは基本的にしないという考え方でいいのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 職員の定数は、平成24年度以降、行財政改革による計画的削減は行わず、業務量の増加に対してはスクラップ・アンド・ビルドの徹底やICTの導入等による業務効率化を進めながら、選択と集中により対応している。今後も新型コロナウイルスの感染拡大防止、社会経済の再活性化、頻発する災害等への対応が必要となることから、現段階で人的削減は考えていない。 職員定数については削減を考えていないので、今段階で正規と非正規の配置を換えることは考えていない。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-----|-----|------------|-------------------|--|--|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 総務部 | 13 | | 県税の徴収及び窓口対応について | <p>県税の賦課徴収について、昨年度の換価の猶予制度は申請で不動産取得税が2件、職権では14件で、5月末現在の滞納件数3,191件に比べると非常に件数が少ない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・換価の猶予制度の適用件数が少ない原因は何か。 ・今年度は新型コロナや災害の影響で納税困難な方が増えてくると思うがそういう方々に対する取組について、また換価の猶予制度の周知徹底や親切丁寧な窓口での説明が求められると思うが、どのように考えているのか伺う。 ・窓口対応が大事であり、相談が増えてきて、窓口で待たせないためには職員を増やすことが必要だと思うが、人的配置はどのように考えているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・5月末で滞納件数は3,191件あるが、この中で滞納処分の執行停止中のものが600件ほどある。また税額が小さく、換価の猶予の適用の可能性も小さいと見込まれる自動車税の滞納件数が処分停止も含めて2,100件ほどあり、これらを除いて考えると一概には非常に少ないとは言えないと考える。 ・現場の職員には常日頃から法令の規定にのっとった適正な徴収、すなわち資力があるのに払わない方には適正に滞納処分を行い、一方で滞納処分をすることで生活の維持や事業の継続を困難にするおそれがあるなどの納税者に対しては個別具体的実情を十分把握した上で、納税の緩和措置を適切に講じるよう指導しており、現場の職員は適切に対応している。 ・納税が困難になった方へは徴収猶予の特例を含めた納税の緩和制度を早期に適用できるよう取り組んでいく必要があると考えている。特例猶予の導入などによる申請者の増加に備え、審査マニュアルやQ&Aを作成し、県税事務所に配布するなどして迅速な対応ができるよう体制を整備した。 周知についても、個人事業税や不動産取得税などの納税通知書に特例猶予制度のチラシを封入し直接納税者にお知らせするとともに、テレビ、ラジオCM、新聞広告、SNS、ホームページへの掲載等により周知徹底を図っている。 窓口の対応についても、常日頃から相談があったときには納税者の話をよく聞き、親切な応接を心がけるとともに、個々の生活状況や事業の状況を十分把握した上で猶予の要件に該当するか適切に判断するよう指導している。引き続き、迅速かつ柔軟に対応できるよう努めていきたい。 ・窓口では、現段階では混乱は生じていないが、今後窓口に人が殺到するようであれば、新型コロナウイルス感染症の関係でなるべく人と人との接触を避ける意味で、電話でまず受付をして予約制にしたり、書類だけ預かり改めて電話して確認していくような柔軟な対応を取ってきたい。 |
| | 14 | | 時間外勤務の縮減について | <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務については総務部で全体を管理していると思うが、昨年度の実績として超勤削減はどのような状況か。 ・各部局に総務部としても縮減を指導していると思うが、実績を正確に把握できたのか、職員に向けてどのような指導をしたのか伺う。 ・時間外管理は実態をきちんと把握し、その上でどう工夫していくかをそれぞれの職場で検討し、それが反映できるようにしていくのが大事だと思うので、その辺の指導は徹底してほしい。健康を維持しながら、より自分の能力を発揮できる環境整備をお願いする。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の1か月の1人当たり平均時間外勤務時間数は、知事部局が15.1時間で、平成30年度と比較し1.5時間の増。令和元年度は長期総合計画及び財政改革プランの見直し、ラグビーワールドカップの開催、新型コロナウイルス感染症への対応などがあったため、例年より増加したと考えている。 ・勤務実態を的確に把握することで、業務の平準化と長時間勤務の縮減につなげることを目的に平成30年8月に勤務時間管理システムを導入した。これにより職員の勤務時間に対する意識が徐々に高まり、より適正な勤務時間の管理に取り組んでいる。一方で、所属長が命令した時間外勤務時間と勤務時間管理システムによるパソコンの稼働時間に乖離があるなど、勤務実態の把握や現状分析が不十分な所属も見受けられる。この乖離を縮減するため、所属長による事前命令、事後確認の徹底、業務量の平準化、業務遂行方法のアドバイスなどを実施するとともに、職員のさらなる意識改革や業務遂行方法の見直しを行っている。人事課においても勤務実態の把握及び分析に務め、所属と連携して、より一層の勤務時間の適正管理と公務能率の向上に取り組み、長時間勤務の縮減及び健康保持を図っていきたい。 | |
| | 15 | | 地方機関の清掃委託料について | <ul style="list-style-type: none"> ・振興局運営費の清掃委託料について、ここ数年の落札額の動向を教えてください。また、人件費が上がっているのか地方機関の状況が分かれば教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・清掃委託料については用度管財課で一括して入札しているもので、市町村振興課では把握していないが、平成30年度の決算額と比較すると市町村振興課で所管している経費については若干上がっているようで、落札額も上がっているかと思われる。 | |
| | 16 | | 障がい者に配慮した施設整備について | <ul style="list-style-type: none"> ・県有財産の維持管理について、会計管理局の審査の際、車椅子の来庁者へ配慮した施設整備について質問があった。2016年度に障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例ができてから、合理的な配慮を意識していると思うが、県有財産の整備について基本的な考え方を伺う。 ・車椅子の来庁者が雨天に雨にぬれるケースがあるという質問だったが、雨が降っていないところに車を止めて、雨にぬれなくて移動できることが大事だと思うので、そういったこともぜひ各庁舎と話をしながら改善してほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・県有財産経営室では普通財産の維持管理を所管している。具体的には、職員宿舎、県外在住職員の借上宿舎、宿舎に要する経費等で、庁舎に関する維持管理については各庁舎管理者が予算措置をしている。総合庁舎については、県有財産経営室が総括的な事務を持っている。 県有財産経営室では保全事業を行っているが、大規模改修や更新の際には障がい者に配慮した改修を行うことになる。 | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|----------------------|--|---|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 企画振興部 | 17 | | 海外戦略加速化事業について | <p>・大分フェアについて、取引量他県と比べ、どれだけ大分県は成果をあげているか非常に気になる。今、海外戦略でのターゲットの項目数、取組内容で一番多いのは台湾だと思うが、我々議員が台湾を訪問したとき、日田梨を取り扱っている高雄市の一番大きなデパートを視察したが、1年間のある一定の時期しか取引扱わないということで取引は終わっていた。ほかの品目を見ると、青森県のリングは日田梨と比べものにならないほど取扱量が多かった。</p> <p>高雄市で一番大きいデパ地下の食料品は日本製品が9割近くあるが、大分県産はお酒の1種類しかなく、隣県のはたくさんあった。柑橘類では日向夏が並べられ、隣に乾しいたけがあるので見たら宮崎県産だった。</p> | <p>・大分フェアの実施や帰国留学生等とのネットワーク構築に取り組んでいるが、具体的な成果はどういったものがあるのか。例えば、新たに商談が成立した、海外プロジェクトへ大分の企業が参画した、そういった例があったら紹介してほしい。</p> <p>・これまでも繰り返しプロモーションを行っていると思うが、取引量で目に見える成果が感じられず、戦略はあるけど、戦術が大分県として弱いのではないかと感じている。他県の取組状況を見て感じることがあれば教えてほしい。</p> <p>・他県はかなり強い取組をしている。農林水産委員会で青森県に行ったが、リングについてもこれならあれだけ取引できるなとすぐ分かった。宮崎県も宮崎出身の海外取引の商社マンを県職員に入れ、海外展開を強めている。ぜひこれから目に見える成果をあげてほしい。(要望)</p> | <p>・大分フェアは、令和元年度はタイ、台湾、香港で本県の観光と物産を一体的にPRするプロモーションを実施した。</p> <p>タイでは、県産食材(おおいた和牛、養殖ブリ、乾しいたけ、日田梨、甘太くんなど)を使用した試食商談会を開催し、現地バイヤー等と商談会を開催した。この商談会をきっかけに、かぼすブリは、その後タイからバイヤーが来県して現地視察を行った。サンプルを送る等、商談を継続していたが、コロナ禍で今一旦中断している。また、医療、介護分野で県内企業のタイ進出の計画があり、タイの工業省等を訪問し、協力要請等の後押しを行った。その結果、この企業はタイで現地法人を立ち上げ、営業活動を始めたと報告を受けている。</p> <p>台湾では、29年度のプロモーションをきっかけにおおいた和牛の取扱いが始まり、昨年度は取扱商社と連携し、現地レストランでフェアを開催し、おおいた和牛の安定的な取引につなげている。</p> <p>香港では、大分県海外親善大使が経営する現地レストランで本県食材を使ったメニューを提供する大分フェアを開催した。このフェアに向け、約260万円の県産食材の仕入れがあり、売上げも450万円ほどの成果があった。</p> <p>帰国留学生等とのネットワーク構築事業は、母国で起業したり、商社に勤務するなど県内企業の海外展開のカウンターパートとなる留学生OBを発掘しようという事業で、これまでタイ、ベトナム、シンガポールで調査を行い、昨年度はインドネシア、マレーシア、そのうち8人をめじろん海外サポーターに任命した。例えば、ベトナムの介護人材を県内企業に派遣しようといった留学生OBや、かぼすブリの商談ではタイで商社を営む留学生とつながった。</p> <p>・海外戦略の推進については、県庁内で部局横断の海外戦略PT会議を設けており、その中で各戦略ごと、さらに細かくは品目ごとに目標額の設定をし、年度ごとの成果を確認しながら取組を進めている。目標と現状を分析しながら、他県の取組等を含め、今後の参考にしながら取り組んできており、今後も推進していきたい。</p> |
| | 18 | | めじろん海外特派員について | | <p>・めじろん海外特派員について、令和元年度に活動している人数を教えてください。あわせて、大分のPR等の情報発信や大分のかけ橋としての具体的な活動状況も教えてください。</p> <p>・めじろん海外サポーターは、コロナ禍後に向け、大分県とのかけ橋として活躍していただけるよう連携を強めてほしい。(要望)</p> | <p>・めじろん海外特派員は、昨年度めじろん海外サポーターと名称を改め、これまで14の国、地域の留学生OBや国際交流員など89人を任命している。大分県が毎月発行する情報誌「What's up, OITA」の送付を通じ、本県との関係を常に保つような活動をしており、県が行う海外でのプロモーションなどのときに県産品や観光等のPRに協力してもらっている。めじろん海外サポーターが来県する、来日する話を聞いたときは、県産品の輸入に係る個別商談会をしたり、海外ビジネスセミナーの講師をしてもらうなど県内企業の海外展開につなげる取組に協力してもらっている。</p> |
| | 19 | ② | ふるさと大分UIJターン推進事業について | | <p>・新規事業として取り組んだ本意非正規として働く若者を対象とした移住モニターツアーの概要と、参加者の反応や成果について伺う。</p> <p>・本意な非正規として働く方への働きかけはどのようにアプローチしたのか、どうターゲットを絞ったのか。</p> | <p>・移住モニターツアーは、首都圏の非正規雇用の若者を主な対象として、実際大分県内に来て企業を巡ったり、商店街等を見たりしてもらうなど、県内での仕事や暮らしを体験してもらうものである。昨年度は3回ツアーを開催し、53人が参加した。参加者のアンケートを紹介すると、「移住を真剣に検討し、この1、2年ぐらいで住みたい場所をしっかりと決めて、一度お試しで住んでみたい」「思い切って生活を変えてみようと思うきっかけとなった」といった声をいただいている。本年6月にツアー参加者の追跡調査を行ったところ、既に移住した方が1人、移住に向けて具体的に検討中の方が1人、近いうちに転職や田舎暮らしなどライフスタイルを変更したいと考えている人が12人で、移住の動機付けに一定の効果が見られたと考えている。</p> <p>今年度は新型コロナの関係もあり来県が難しい状況にあるので、オンラインツアーに切り替え、10月3日に第1回目を開催したところ、71人が参加した。オンラインツアーを今年あと5回ほど行う予定。多くの方に参加していただくとともに、参加していただいた方を一人でも多く大分県への移住につなげていきたいと考えている。</p> <p>・ターゲットへのアプローチについては、事業の委託先が非正規雇用の方に派遣などを行う業者で、委託先からこの事業の周知をしてもらっている。</p> |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|---------------------|--|--|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| | 20 | | 老朽空き家対策促進事業について | <ul style="list-style-type: none"> ・特定空家が非常に問題になってきている。車やバスで県内を走っていると、結構朽ちかけた家が目に付く。景観の面でも決していいものではない。さらに、2015年から特定空家の行政代執行での撤去が始まったが、全国的に回収が9割ほど見込めないという実績もあるようで、地方自治体の負担が大きくなっていくのではないかと危惧している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・老朽空き家対策促進事業の概要と、相談を受け付けているが相談の内訳、特に特定空家の発生を未然に防ぐための啓発、相談、市町村の取組等について教えてほしい。 ・もっと特定空家を防ぐという観点の事業に突っ込んだ方がいいのではないかと思うが見解を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年に施行された空家対策特別措置法では、空き家対策の主体は市町村で、県は市町村に対しての技術的助言や連絡調整等の援助を行うことが規定されている。事業概要としては、県内3か所にワンストップの相談窓口を設置しているNPO法人に対し、活動経費の補助を行っている。 ・NPO法人の具体的な活動内容は、来所やメール、電話での相談対応や県外に出向き説明会や無料相談会を実施している。相談の内訳は、空き家の管理や活用方法、売却や購入、遺品の整理や相続に関する相談など。 ・県が行っている啓発は、空き家相談窓口のチラシを作成して市町村や法務局、弁護士会等の関係機関へ配布し、住民に窓口の周知を行っている。 ・市町村の取組は、無料の空き家相談会の実施や空き家の除却、活用にかかる費用の補助を行っており、市報やホームページ、固定資産税の納税通知書等を活用して相談窓口の利用や空き家バンクの登録促進を行っている。 ・法律上は市町村が主体で、県は技術的な援助という立場。市町村の取組として無料の空き家相談会などを実施しているが、半分ほどの市町村でしか行われていないので、市町村の意識を高めるため、県も市町村の担当者を集めて研修会等を定期的に行っている。 |
| 企画振興部 | 21 | | 空港アクセス調査事業について | <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果の概要とその過程で発着地域の騒音の評価、住民の声、船員の確保の見込みをどのように考えているのか伺う。あわせて、今年度の取組状況も伺いたい。 ・以前のホーバーが運航しているとき、金池地区でも結構音が聞こえた。現地調査で10デシベルほどキャビン内では音が下がっているということだが、これから発着地が決まってくると住民の方々は結構思い出して反響が出てくるのではないかと思う。騒音対策について地域住民へのアプローチに力を入れる必要があるがどのように考えているか。 ・11月に運航事業者が決まるということだが、今のコロナの状況と船員の問題があって受け入れる事業者があるのか心配であるが、現在の応募の状況について伺いたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は、平成30年度の調査で実現が可能と考えられた高速船とホーバークラフトの2案について深掘り調査を行い、その結果、整備の時間と費用が抑えられ、運航速度も速く、時間短縮効果が大きいホーバークラフトの方がより利便性が高まることが分かった。運航スキームは、船舶の調達や発着地の整備は県が行い、運航は民間事業者が行う上下分離方式であれば、運航事業者の収支バランスが保てるとともに、民間のノウハウや創意工夫をいかしたサービスの提供も期待できるという結論が得られ、本年3月にホーバーの導入について公表した。 ・発生音については、昨年度、イギリスで運航されているホーバークラフトの現地調査を行い、大型で低回転化されたプロペラを採用することで旧大分ホーバーフェリーの船形より客室内で約10デシベルほどの低減が実現されている。さらに発着地の施設面での対策についても検討を行い、遮音壁を設置することにより一層の低減効果が得られることが分かった。 ・本年8月に行った空港側での住民説明会では、地域住民から発生音に対する心配の声も一部あったが、県としても周辺地域における発生音の対策は非常に重要だと認識している。今後、遮音壁の設置など住民の方々とも丁寧にご相談しながら、周辺環境に配慮した運航の在り方を検討していく。 ・船員については運航事業者において必要数を確保することが前提となるが、ホーバークラフトは特殊な船形であることも踏まえ、県としても県立の海洋科学高校や海上自衛隊、大分運輸支局などへの協力依頼や調整など必要な支援を積極的に行っていきたい。 ・今年度の取組としては、7月から運航事業者の募集を行っており、今後11月に運航事業者と大分市側の発着地を決定する予定。運航事業者が決まったら、速やかに船舶の調達の準備や発着地整備に向けた測量設計に着手し、早ければ令和5年度の運航開始を目指して取組を進めていく。 ・騒音の関係では、大分市側の発着地は西大分か西新地の2か所で検討しているが、大分市側は丁寧な説明が必要だと考えている。これまで想定される範囲の20の自治会長に直接足を運び説明や意見交換等を既にしており、若干心配する声もあるが、期待と発展への前向きな意見をいただいている。今後、発着地が決まったら、引き続き対策も含め、住民の方々と一緒に検討していきたい。 ・運航事業者の確保の見込みについては、コロナの状況や船員の確保が難しいという状況もあるが、運航事業者の候補として手をあげている事業者はある。今後、提案内容等を審査し、11月までに事業者を決定していきたい。 | |
| | 22 | | ラグビーワールドカップ開催事業について | <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算の18億9,500万円から14億4千万円と4億5千万円余り削減されたが、その節減の内訳を教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・削減に係る内訳は大きく二つあり、一つはラグビーワールドカップ2019開催経費として推進委員会への負担金の減少が1億9,200万円、二つ目として会場整備費の減少が2億6,300万円。 ・一つ目の推進委員会への負担金の減の主なものとして、最も大きいものが交通輸送費の減で1億6,400万円。本県では昨年、ラグビーワールドカップの決勝トーナメントが10月19日と20日の2日間開催される予定となっていたので、大会の規則として順延日を2日間用意する必要があり、予定されている試合日の翌日、翌々日の2日間分についてもシャトルバスなどの交通輸送費を見込んでいたが、実際は予定どおり開催されたため不用額が発生した。 ・二つ目の会場整備費の主な減少は、当時ドームの北側に設置した大型映像装置の設置や撤去に係る経費、また当時ドームのピッチレベルの人工芝に係る経費の委託料の入札減による減少額が1億7,300万円である。 | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|-------------------------------------|---|--|--|-------|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 企画振興部 | 23 | ② ふるさと大分U I J ターン推進事業につ いて | ・過去4年間の実績を見ると、県の施策を利用して県外から移住した人数が平成28年度が768人、29年度が1,084人、30年度が1,128人、令和元年度が1,071人と、28年度からずっと増え続けていたものが減少に転じている。 | ・伸び続けていた県外からの移住者数が目標を下回ったが、主な理由をどのように考えているのか。 | ・平成30年度は過去最高の1,128人の移住者だったが、昨年度はその前の年を57人下回る1,071人となった。今年の1月までは前年度の実績を上回っていたところ、通常3月は進学や就職のタイミングで移住者が増える時期だが、その2月、3月は前年度を下回った。定かなことは分からないが、その時期ちょうど新型コロナウイルス感染症が蔓延し出し、移動そのものを控えようという動きがあったためではないかと考えている。 今年度の移住者数については、8月末現在で既に554人と、過去最高だった一昨年度のペースを158人上回っており、今年は順調に移住者が伸びている。 | |
| | 24 | 移住者居住支援事業 について | | ・住宅支援について、新築、改修、家賃補助の内訳を教えてください。 ・それぞれ市町村でも新築、改修、家賃に対する補助の上限等が決められているが、平均的な支援単価を教えてください。 ・子育て世帯の利用状況はどうなっているのか。 ・小規模集落等の地域に居住した人、そうでない人の割合が分かれば教えてください。 | ・新築、購入は74世帯で、県と市町村の補助金を足して約6,200万円を支給してる。県が標準的な支援額を定めているが、1世帯当たり100万円。改修は53世帯で、約3,200万円を支給。標準的な支援額は新築と同じ100万円。家賃補助は18世帯で、約300万円を支給。標準的な支援額は20万円。 ・子育て世帯の利用状況は、補助を利用された方の約3割が子育て世帯。 ・この事業は市町村を通じた間接補助で、県では個人のデータは持ち合わせていないので、市町村に確認しないと小規模集落の割合は分からない。 | |
| | 25 | 海外交流ネットワ ークづくり事業につ いて | | ・海外交流ネットワークづくり事業のブラジル県人会子弟留学補助について、平成30年度は日本語研修補助に69万9千円が支出されているが、昨年度の具体的な内容について教えてください。また子弟とあるが、対象や年齢などが分かれば教えてください。 ・ブラジル以外で子弟留学の補助実績はあるのか。 ・海外の県人会の数、またブラジルのような移民県人会の数、会員数の現状を教えてください。 ・ブラジル子弟に対する研修後のフォローや留学生の選定基準を教えてください。 | ・ブラジル県人会子弟の留学は、平成24年度のブラジル県人会60周年記念事業の際の意見交換で、大分県とのつながりを次世代につなげていくために大分県へ留学生を派遣したいという強い要望があり実施している。この子弟留学はブラジル県人会のみで実施している。昨年度は日系4世の2人で、年齢は20代、それぞれ大分大学工学部で建築と工学を1年学んだ。 ・海外の県人会の数は18か国の国、地域に25団体、会員数は1,200人。移民の県人会はブラジルのほか、南米に四つ（パラグアイ、ペルー、アルゼンチン、ボリビア）あり、会員数は500人。 ・ブラジル子弟留学生の選定は、本人の日本語能力やキャリアプランを考慮し、県人会から推薦をいただいている。 | |
| | 26 | ネットワーク・コ ミュニティ推進事業 について | ・ネットワーク・コミュニティ推進事業の成果指標に対する評価はBとなっている。ネットワーク・コミュニティの構築は、まち・ひと・しごと創生の中で核になる事業だと認識する中で総合評価はAだが、事務事業評価を見るとB、Cがあり、その評価の数字を見ると90%台でもう少しのところ、ややBとAとの境が厳しいなという思いもある。 | ・評価がBになったことについての見解を伺う。 ・決してBになったから厳しいぞという話ではなく、総合評価がAという中で、しかもそれぞれの指標に対し90%台であり、過疎の現状や小規模集落の現状をよく知るなど本当に頑張っているなど思っている。成果指標は少し見直してはどうかという思いもある。例えば、ネットワーク・コミュニティの問題では、政策として集落数を増やしていくことは大切だが、とにかく住みたいと願っている人たちを支えるんだというところを指標にする意味では、小規模集落で暮らすことの満足度を指標にすることも可能ではないか。（要望） ・小規模集落対策について、5年先を見据えたことは本当にいいと思う。しっかり先回りして手を打っていただきたい。（要望） | ・目標1,600に対して実績は1,599で、ほぼ達成できたと数字上はなっている。高齢化が年々進んでおり、小規模集落の割合も現在は35%だが、10年後には44%になると推計しているので、今、人口が多い団塊の世代が元気なうちに、住民の助け合いの仕組みづくりを前倒しして進めていかなければならないと考えている。今年度は小規模集落対策の補助金の条件を緩和し、今までは小規模集落になってから対象としていたが、5年以内に小規模集落になる可能性があるところには補助金を支給できる仕組みに変えた。また、ネットワーク・コミュニティを立ち上げるときにはいろいろ難しい問題があるので、そこに専門家を派遣し、立ち上げがスムーズにいけるような取組を始めた。 目標数字はネットワーク・コミュニティの設立数だが、設立して終わりではなくて、いかにその組織が自立し、持続的なものにしていくかが大切だと思っている。良い事例をほかの組織に展開していく取組も始めているし、専門家についても今は立ち上げの支援だが、活動がうまくいかなかった、あるいは行き詰まった団体に対しても将来的には派遣し、持続的、自立的な活動を行っていけるような体制を整えていきたい。 | |
| | 27 | バス路線の支援につ いて | ・ネットワーク・コミュニティ推進事業の成果指標に対する評価はBとなっている。ネットワーク・コミュニティの構築は、まち・ひと・しごと創生の中で核になる事業だと認識する中で総合評価はAだが、事務事業評価を見るとB、Cがあり、その評価の数字を見ると90%台でもう少しのところ、ややBとAとの境が厳しいなという思いもある。 | ・地方バス路線維持対策費、生活交通路線支援事業の評価がBになったことについての見解を伺う。 ・成果指標の乗合バス輸送人員は二つとも同じだが、文面を見るとコミュニティバスがあるかないかということもあり、より地域に密着しているバス路線と幹線バスの利用者数の見積りを精査するなどして指標を作ると、もっと分かりやすくなるのかなと思う。（要望） ・地域公共交通は、二つの事業やバス乗務員確保対策支援事業も評価がCとなっており、環境の厳しさが評価に出ていると思う。行政側からの政策としてのアプローチは組んでいるが、一方で住民側の公共交通を守る運動を何か仕掛けるような仕組みが必要ではないか。例えば、地域公共交通に合わせた生活リズムをつくるのか、気候変動の問題で公共交通の見直しがされているので、そういう視点から生活環境部と一緒に取組むこともできるかと思う。来年度以降の予算編成にいかしていただきたい。（要望） | ・路線バスやコミュニティバス等は、県民の通勤や通学といった日常生活を支える重要な移動手段で、その維持確保を図ることは必要不可欠と認識している。このため、幹線的なバス路線の維持を図るための地方バス路線維持対策費とコミュニティバス等の維持を図るための生活交通路線支援事業により、運行赤字に対する補助を行い、その維持確保に努めている。 一方、自動車の普及や地域の人口減少により、路線バスやコミュニティバスの利用者は長年にわたり減少傾向にあり、各バス事業者や市町村では各種の利用促進策を講じているものの、利用者の減少に歯止めがかかるには至っておらず、バス事業者を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっている。 ともに国で公表している乗合バスの輸送人員を基に目標値を設定しているが、令和元年度は輸送人員数が減少してしまい、実績値が目標値に届かずに評価はBとなった。二つの事業は、県民の重要な移動手段を確保するため必要不可欠な事業で、今後も引き続き事業を実施していきたいと考えている。 また、県としても単に運行赤字への補助を行うのみでなく、持続可能な公共交通網の形成をするための地域公共交通網形成計画等の策定を県内を六つの圏域に分け、順次策定を進めているので、その中で路線バス等の運行内容の見直しや利便性の向上などにより、利用者の確保を図り、バス事業者を取り巻く環境が少しでもよくなるよう、引き続き積極的にバス路線の維持確保に向け努力していく。 | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|------------------------|--|---|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 企画振興部 | 28 | | 里の駅の現状と支援について | | <ul style="list-style-type: none"> ・観光行政事務指導費の里の駅について、地域の特産物の販売等を行う施設である里の駅の県内での数を教えてほしい。 ・大分県は独自に里の駅の指定制度を設けているが、その指定基準と里の駅の売上げを教えてほしい。 ・里の駅の魅力向上に向けた情報発信とあるが、具体的にはどのような情報発信をしたのか。また、今後里の駅についてどのような支援をしていくのか。 ・かなり売上げに幅があるようだが、例えば2億円を売り上げた里の駅はどこで、どういう面で売り上げているのか。 ・ネットワーク化に対する県の支援は今後考えられないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在、里の駅の登録数は19駅。 ・指定基準は、駐車場やトイレの基本的な施設を備えていることと地域の情報を提供できる機能を有していること、里の駅ネットワーク協議会に入会することなどである。売上げは、1駅当たり平均的な額は4,500万円ほど。多いところは2億円を越すような売上げの駅もある。 ・支援については、農林水産祭でのブースの出店、スタンプラリーへの支援、県の広報番組やホームページでの宣伝等を行っている。今後は、コロナ禍で国内観光や県内観光の重要性が見直されている中、地域のコンビニの機能を果たしている西谷温泉公園や、牛乳パンなどが売れている小の岩の庄のような取組を他の里の駅にも広げていき、各里の駅やネットワーク協議会と協議、連携しながら、新たな取組を模索していきたいと考えている。 ・売上げは公表していないが、宿泊施設を併設しているような施設が伸びている。 ・ネットワークに対する支援は、スタンプラリーを里の駅ネットワーク協議会でやっているが、それに対する支援を行っている。 |
| | 29 | | ラグビーワールドカップのレガシー継承について | | <ul style="list-style-type: none"> ・ラグビーワールドカップを一過性にしないというレガシーの継承について、大きく三つの説明があった。九州地方知事会等ではこのレガシーを活用したスポーツの振興や地域の活性化を議論しているが、大分県におけるレガシーの継承についてどうなっているのか伺う。 ・一生に一度のラグビーワールドカップ大分開催だったと思う。引き続き、レガシーの継承に取り組んでいただきたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、県内を興奮と感動に包んだラグビーワールドカップが終わり、まずは熱気が冷めやらぬよう今年度はいろいろ事業を計画していた。7月に日本代表対イングランド戦を予定していたが新型コロナウイルスの影響で残念ながら中止となった。 一つ目の魅力と感動の共有、グローバル人材の育成については着実に取組が進んでいる。具体的には、別府の中学校のラグビー部の設立に続き、豊後高田市でも立ち上がるなど、ラグビー競技の普及や振興が進んでいる。また、県のラグビー協会がタグラグビー教室を小学校などを訪問して開催しており、県もその開催の支援をしている。現在は県立美術館において報道写真展を18日まで開催中。また、ワールドカップの感動をアートで表現する記念のモニュメントを制作し、来年3月頃には大分市の昭和通り交差点の広場に設置する予定である。 二つ目の海外との継続的な交流については、まだ入国制限等があるので難しいところもあるが、現在は大会の開催中に特に交流のあったウェールズの政府代表と継続的な協議をしており、近いうちに交流イベントができないかと議論している。 三つ目のインバウンドの多角化については、日本代表戦はまだ諦めていなく、引き続き日本ラグビー協会に働きかけを続けている。また、開催をもって高い評価を得た昭和電工ドームや県内のスポーツ施設、グラウンドや附帯施設については、ラグビーのトップチームからシーズン前のキャンプの申込みをいただいております、今後受入れが進むと考えている。 |
| | 30 | | ホーバークラフトの別府港への導入について | <ul style="list-style-type: none"> ・温泉好きの方が県外から別府に来るが意見を聞くと空港から遠いと言われる。空港からのアクセスは本当に大事で、おんせん県おおいたとして別府へのアクセスを改善することは大事だと思う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・空港アクセスの関係で、ホーバークラフトの発着地を別府につくることができないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・空港への海上アクセスは非常に大事だと考えている。ただ、道路が改良されている関係で、エアライナーと別府間が大体40分、仮にホーバークラフトを走らせたときの時間短縮効果は大きくなく、需要がしっかり取れるかという課題がある。まずは大分市に発着所をつくり、定期運航を行う。必要に応じ、例えばチャーター便などで別府へのアクセス等も含め、様々な活用、展開の仕方が考えられるので、いただいた御意見は今後の参考にさせていただく。 |
| | 31 | | 東九州新幹線推進事業について | | <ul style="list-style-type: none"> ・東九州新幹線推進事業でシンポジウムを別府大学で行っているが、そのときの学生の反応や、メリットとデメリットについての説明がどのようにされ、それに対する反応がどうだったのか伺う。 ・機運醸成、早期実現とよく言われるが、いろんな意見がある。費用対効果の問題などいろんな課題がある。いろんな県民の意見の反映が必要で、シンポジウムを開くなら、そういう意見を持っている方々もシンポジストとして参加しないといけない。いけいけどんどの方々の発言が多く、反対する方々の意見も入れ、平等にシンポジウムは開いてほしい。どうも偏った意見の一方通行になりがち。ぜひ今後検討していただきたいが、いかがか。 ・(内部協議)東九州新幹線を拙速に進めるべきではないということ盛り込んでほしい。 ・(内部協議)東九州新幹線は本県の発展にとって非常に重要なので、積極的に進めていっていただきたいという旨の記載を要望する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度開催したシンポジウムでは、観光やビジネスの分野で活躍している方々や別府大学の学生に参加いただき、それぞれの立場から自由に東九州新幹線について御議論いただいた。参加者には整備費用や経済効果だけではなく、並行在来線の運行維持やストロー現象等の課題も掲載した資料を配布し、周知を図った。加えて、パネルディスカッションでは、地域によってはストロー現象等の課題があるのではないかという議論もあったが、一方で観光やビジネスの分野における新幹線の開業に対する大きな期待を抱いていた。引き続き様々な立場、年代の方々に幅広くシンポジウムに参加をいただき、自由闊達な議論を通じ、県民に東九州新幹線についてのメリット、デメリットを正しく認識していただいた上で、実現に向けた機運の醸成を図っていきたい。 ・どのようなデメリットがあるかを詳しく具体的に議論することは大事だと考えているが、そのためにはまず整備計画路線に格上げしないと、ルートも決まっておらず、実際にどのような並行在来線の経営分離がされるかも決まっていない。具体的な議論をするためにも、まずは整備計画路線への格上げを全力でやっていく必要がある。 シンポジウムの開催方法は、様々な観点からの意見が重要だと考えており、開催にあたってはその辺の人選も含め検討したい。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|-----------------|--------|---|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 企画振興部 | 32 | | 鉄道駅のバリアフリー化について | | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅のバリアフリー化について、昨年度の進捗状況と今年度の計画について教えてください。 ・バリアフリーについて、SSSとの関係で裁判所に提訴された。バリアフリーとSSSの導入は根本的に矛盾している。やはり人の目があることが一番の安全対策であることを基本に考えなければならない。確かにエレベーターの設置やハード面は必要だが、SSSに頼るのではなく人的な配置が必要で、電話すれば、予約すればいいだけでなく、人の配置は絶対に大事だと思う。障がい者の方々が移動の自由を求めている。県としての基本的なスタンスはどうか伺う。 ・(内部協議)SSSに対する県民の意見をJRにしっかり伝えていただきたいという点を盛り込んでほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在、地元市やJR九州と連携し、高城駅、大在駅、別府大学駅、佐伯駅の4駅について、それぞれの駅の構造に応じてエレベーターの設置や段差の解消などのバリアフリー化を進めている。 ・昨年度は大在駅の工事と高城駅、別府大学駅、佐伯駅の3駅の設計を行ったが、大在駅の工事については新設する跨線橋の製作に必要な資材の納入がオリンピック需要の影響で想定よりも遅れたため、工事を本年度に繰り越している。4つの駅の工事については、本年度、着実に工事を進め、年度末までに全て完了する予定となっている。 ・駅のバリアフリー化とSSSの関係については、JR九州も平成28年に完全に民営化されたが、公共交通を担う存在として利用者、住民に寄り添い、住民の声に耳を傾け、丁寧に対応する必要があると考えている。一方、鉄道を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっていることも事実なので、今後、持続可能な鉄道ネットワークの在り方も含め、住民に対し誤解がないよう丁寧な説明を引き続きJR九州に求めていきたい。 |
| | 33 | | 時間外勤務の縮減について | | <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務はどのようになっているのか。また、働き方改革として時間外勤務の実態把握と長時間勤務の縮減に取り組んだと思うが、どのような工夫をしているのか。 ・超勤の縮減については、意識も高まってきていると思う。引き続き、取組をしていただき、健康的に能力を発揮できる職場環境をつくっていただきたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務手当そのものは、全て総務部の給与費の中に入っている。超勤の実績は、1人1か月の平均で見ると、昨年度は企画振興部19.2時間で、平成30年度の12.5時間に比べると時間数は大きく伸びた。昨年度はラグビーワールドカップやプランの見直しが主な原因だと分析している。 ・本年度は、増要因があった昨年度の実績ではなく、2年前の平成30年度の実績12.5時間を目標として超勤の削減、ひいては長時間勤務の縮減に取り組んでいる。具体的には、毎週水曜日の全庁の定時退庁日に加え、企画振興部独自の定時退庁日ということで第1、第3の金曜日、例えば企画振興部でするのでオーパムデーという形で部内の職員に徹底を図り、実績を見ると8割から9割の職員が定時退庁できている。また、勤務時間管理システムがあるので、実態が以前より把握しやすくなっている。課長会議など定例の場で共有をし、各所属長に超勤の事前命令と事後確認を徹底している。 |
| | 34 | | 鉄道駅のバリアフリー化について | | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅のバリアフリーの住民満足度について何らかの調査を行っているか伺う。 ・大分県で障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例を制定し、合理的配慮の提供についても相談窓口を設けるなどして取り組んでいるが、駅についてはJRと協議をしながらになると思う。県の指導方針としてどのようなスタンスなのか伺う。 ・県としても差別解消のための条例を制定しているので、何らかの方針を持つのも大事じゃないかと思う。JRの満足度調査なり顧客からの様々な相談活動の部分も把握して、その中で何らかの指導ができないものかと思う。JRに対する指導権限が県にあるわけではないので、どこまでできるかは非常に分かりづらいが、国に対する要請も含め、県民が利用しやすい公共交通を目指す取組をお願いしたいが、いかがか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅のバリアフリーの満足度については、県において特段の調査は行っていない。JR九州においては、年1回大分市と大分市視覚障害者協会と一緒に大分市内の主要な駅の実地点検を行い、安全性の向上を図っている。また、利用者の相談センターを設け、いただいた意見、要望を踏まえ、JR九州において満足度の向上に努めていると聞いている。 ・JR九州のバリアフリー化については、1日の利用者数が3千人以上の鉄道駅を対象とするという国の基本方針に基づき、着実に整備を進めており、県としても引き続き必要な支援を行いながら、誰もが安心して利用できる環境整備を図っていききたいと考えている。 ・満足度調査の関係は、原則としてはサービスを提供する主体が行うべきものと考えているが、引き続きJR九州に対しては、利用者、障がい者の方も含めてしっかり声を聞くよう強く要請していきたい。加えて、現在、1日3千人以上利用の鉄道駅について優先的にバリアフリー化を進めているが、今年度中に全て工事が完了することになる。その次どうするのかという議論があり、2千人以上にするという議論も国においてなされている。県としては、国に対して、しっかりと基準を作るとともに、支援策の拡充等も含め、バリアフリー化を推進するよう働きかけを強めていきたい。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|--------------|--------|---|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 福祉保健部 | 35 | ③ | 保健所の体制について | | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への対応に多忙を極めたと思われる3月の保健所職員の長時間労働の実態はどのようになっているか。 ・過去に保健所の再編、統合の動きが全国的にあり、2008年に大分県でも再編、統合されたが、再編、統合以前と職員数や体制はどう違っているか、1保健所管内の人口はどう変化したか。 ・保健所の日常業務は幅広くいろんな業務があるが、主なものを説明してほしい。 ・2010年6月に新型インフルエンザ対策総括会議報告書が出ているが、その中で国立感染症研究所や保健所、衛生研究所を含めた感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材の育成を進めるとともに、関係機関の在り方や相互の役割分担、関係の明確化が必要だと提言しているが、その後提言を受けた改善がされなかった。この提言を国が軽視してきたのではないかと指摘している方がいるが、大変大事な指摘である。様々な感染症を心配している専門家からもそういう危惧の声があがっている中、今後に向けて保健所等の関係機関、専門機関の体制の充実、正規職員の増員が必要と考えるがどうか。 ・いろいろな他の業務、通常業務についても説明があったが、他の業務に対する支障はないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健所職員の長時間労働は、新型コロナウイルス感染症の業務増大等に伴い、本年3月の保健所職員1人当たりの時間外勤務は15.4時間で、前年同期に比べ5.5時間の増となっている。 ・再編前後の保健所の体制は、本県の地域医療計画における二次医療圏の見直し等を踏まえ、平成20年4月に五つの県民保健福祉センターと四つの保健所、支所を含めると全体で13あったものを現在の6保健所3保健部に再編した。新たな保健所のアクセスに時間を要する国東、由布、豊後高田地域は、住民の利便性を確保するため、再編した平成20年度から支所として保健部を設置している。保健所の組織体制は、現行、基本的には健康安全企画課、衛生課、地域保健課の3課体制だが、東部保健所と豊肥保健所は検査課を備えており、4課体制である。課の名称変更等をしているが、再編前の組織体制とほぼ同様である。職員数は再編前は、全体職員数は274人で、再編後は管理部門の統合等により254人である。保健所・保健部の1所属当たりの管内人口は、平成17年10月1日現在の人口と比較すると、再編前は管内所属当たり5万7,481人、再編後は8万3,028人である。 ・保健所の業務は、医療機関への立入検査などの地域医療に関する業務のほか、歯科保健や食育などの健康増進、精神保健や結核などの感染症対策、また、食品衛生や廃棄物対策などの環境衛生業務などを行っている。一方、乳幼児健診や栄養指導など、住民に身近で利用頻度の高い保健サービスは市町村が一義的に提供することになっており、保健所は、市町村が行う保健業務に対する技術的助言や職員研修などの支援を行っている。なお、感染症対策は、従前からのインフルエンザやO-157などの感染症とあわせ、新たに新型コロナウイルスへの対応業務も加わっている。 これから季節性インフルエンザの流行期を迎えるが、離島やへき地など小さな診療所でもインフルエンザと新型コロナの対応を同時に行えるよう、保健所としてもきめ細かな対応をすることが必要と考える。保健所がその役割を十分果たせるよう、状況に応じて職員の増員等も検討していく。 今回の新型コロナウイルス感染症で保健所の業務が増大したことから、その業務等に対応するため、これまでも兼務職員の配置や非常勤職員の看護職、事務職の配置等を行ってきた。今後のインフルエンザ流行期についても、その都度、必要な業務量等を踏まえ、所掌する総務部とも協議しながら体制を整えてきているが、国での検討等があるなら、国の通知等や市町村の状況といった関係機関等現場の声も踏まえながら体制を整えていく。 通常業務については、例えば統計調査等の業務は、国が回答期限を延長している。また、兼務職員や非常勤職員の配置により通常業務や保健師が専門的な業務に専念できるような配置もしている。本来の業務に支障がないよう取り組んでいきたいと考えている。 |
| | 36 | | 発達障がい診断について | | <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの診断や診療待ちの状況はどのような状況か。 ・早期発見、早期支援が大変重要と思いますが、診断や療育の体制強化が必要と考えるがどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内には発達障がいの診断や言語療法などを行う専門医療機関が8か所あり、以前は長くて半年待ちの状態だった。現在の待ち期間は、なしが1か所、2週間が1か所、1か月から2か月が2か所、2か月から4か月が3か所、少し長いところで6か月程度が1か所である。以前は、1か月から長くて半年ほどでしたが、全体的に短くなっている。 ・発達障がいのある子どもの支援は、身近な地域で障がいを早期に発見し、一人一人の状態に応じた適切な支援を行うことが必要のため、これまで市町村が行う5歳児健診への専門医の派遣やかかりつけ医などの対応力向上研修を行い、地域で障がいを早期に発見する仕組みを整えるとともに、障がい児への療育や、その家族への相談支援を行う児童発達支援センターを県内6圏域に16か所整備するなど、身近な地域で支援ができる体制づくりを進めてきた。 また、専門医療機関での円滑な受診を図るため、大分県発達障がい者支援センターECCOALにコーディネーターを配置し、各医療機関の受診予約状況の把握及び市町村担当課などへの情報提供を行い、令和元年度は延べ337回の電話、メールでの相談、支援調整などに対応してきた結果、現在では待ち期間なく受診ができる専門医療機関も出てくるなど、全体的に待ち期間は短縮されている。これまでの取組に加え、各地域内での関係機関の連携を一層強化するなど、引き続き適切な支援が行える体制づくりを進める。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------------------|--------------|--|---|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 福祉保健部 | 37 | 介護サービス基盤整備について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス基盤整備事業は評価がBになっているが、数字が実績値に入っていない理由について、採算性が合わないということだったが、その辺を説明してほしい。 ・採算性が合わないということで、市町村と意思疎通を図りながら進めていくとのことだが、採算性が一番のポイントなのかという中で、どのようにこれから確保していくか。 ・今年、介護保険を含め、いろんな事業計画が見直されるし、県でも、介護保険の支援計画を含め、いろんな形で見直されるので、その中でぜひ実態にあわせた議論を行い、前に進めてほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の評価がBとなった理由について、この事業は地域包括ケアシステムを推進するため、定員29人以下の小規模な介護施設の整備など地域の実情に応じた介護サービスの提供体制を行うものであり、この成果指標は、各市町村において3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、各市町村が各年度ごとに目標としているサービスの利用人数を積み上げた数に基づき設定している。 令和元年度の実績は、来年3月頃に確定する見込みとなっており、今回の評価は、平成30年度の評価の達成率100%未満から90%以上を採用してB評価としている。 一方、事業成果、今後の方針の欄でも示しているとおり、成果指標は、おおむね達成しているが、活動指標としている施設の整備や改修実績は、あまり振るっていない。これは、市町村が計画に基づき事業所を公募によって指定する場合、事業の採算性が合わないという理由により、公募に手が挙がらないことが主に原因である。今後、その要因について市町村ともよくコミュニケーションを図り、うまくいっている市町村の取組事例の周知を行うなど、各地域において必要なサービスが提供される体制構築に努める。 ・今回整備が進んでいないのは、確かに身近な市町村で提供されることが適当なサービスであり、例えば、定期的な巡回や随時通報への対応など利用者の心身の状況に応じ、24時間365日の介護、看護などを必要なタイミングで柔軟に提供するようなサービスとか、非常に人員も必要なサービスであり、報酬に対して採算性が合わず、なかなか手があがりにくい。 そういった中でも、採算を取って非常にうまく事業を運営している例もあり、そういった研究をしている団体に採算性が取れるような事業の運営について、市町村の担当者に説明する機会を今年度から設けた。 必要なサービスがきちんと必要な地域で提供される体制について市町村の支援していく。 |
| | 38 | 若年性認知症の相談体制について | | <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症相談支援体制整備事業について、評価はAとなっており、目標90に対して実績値が127で、相談件数も100件を超えたこともあり、ずっと指摘しているが、1人の方が行っているということだが、配置状況と勤務状況といった体制について伺いたい。また、これについてどう考えているか。 ・今年度実施している若年性認知症の実態調査の結果を見ながら、これから県下でどういう体制を取っていくか、マンパワーはどう活用していくかについて、改めて検討してほしい。(要望) ・各自宅に伺うといっても県下をカバーして回っていること、介護をしている方が若く働いている方も多いことから時間調整など非常に大変だということなどの話も聞いている。体制も含め、結果を見ながら進めてほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症相談支援体制整備事業は、企画提案公募により由布市にある介護老人保健施設健寿荘に業務を委託し、現在、施設に1人のコーディネーターを配置し、当事者や家族からの相談内容に応じ就労支援や専門医療機関への受診支援、また、介護や福祉サービスの利用支援などを行っている。 勤務状況は、コーディネーターは月18日5時間を基本的に電話やメールによる相談のほか、必要に応じ、相談者の御自宅に訪問するなど丁寧な対応をしている。 待遇面は、各種社会保険に加入し、通勤手当や旅費の支給を受けているが、給与面は九州各県に及ばないところもあり、今年度から給与を九州各県の平均額と同程度になるよう改善を図った。 コーディネーターへの相談件数は500件前後まで増加しているが、今のところ対応できている。今後はコーディネーターから地域の支援者に引き継ぐ事例を増やしていくことにより、体制を強化していく。 | |
| | 39 | 地域医療介護総合確保施設設備整備事業について | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療介護総合確保施設設備整備事業の評価がDとなっている理由を伺いたい。 ・来年度は66という目標を立てているが、このまま進めていくか、それとも新型コロナウイルスのことで地域の医療体制が少し検討されることでこの目標値自体も変えていくのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療介護総合確保施設設備整備事業は、急性期から回復期、慢性期、在宅医療に至るまで、切れ目のない医療提供体制を整備するため、急性期病床から今後不足すると見込まれている回復期病床への転換等を行う病院に対し、整備費の一部を補助するものである。 当初は3病院で計77床の転換予定だったが、病院の事業計画変更により、年度途中で計画の取下げや縮小等があり、結果として2病院で計50床の転換となった。今後は、年度途中での大きな計画変更などが生じないよう、事業遂行の意思等を十分確認しながらやっていく。 ・新型コロナウイルスの対応について今後どうするかを地域医療構想の中に組み込むべきではないかという御意見があることも聞いているが、今のところ、具体的にどう組み込むか、どう反映するかはまだ出てきていない。状況を見ながら、構想全体をどう進めていくか検討する。 | |
| | 40 | 介護労働環境改善事業について | | <ul style="list-style-type: none"> ・介護労働環境改善事業費は予算額と決算額の差異があり、予算が5,561万6千円、決算が3,864万5千円と、不用額調書を見ると同事業費による補助費等が見込みを下回ったものとあるが、長期総合計画の事務事業評価によると、介護ロボットの導入台数では、同補助を受けたロボットの導入台数は伸びていると記載がある。予算額と決算額の差異がある理由を教えてください。 同事業による介護ロボット導入事業者の作業負担の軽減効果、また、実際作業を行う介護従事者の満足度についてどのように捉えているか。 ・介護ロボットを導入し、本当に楽になったとか、作業効率が上がったという話をたくさん聞いているので、引き続き作業負担の軽減につながるような取組をお願いしたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・介護労働環境改善事業費は冒頭でも話したとおり、現場の働きやすい職場環境の整備を支援するため、介護ロボットやノーリフティングケアに係る機器、また、ICT機器の導入費用の補助などを行うものである。このうち、ICT導入の費用補助は、令和元年度は15事業所を対象に、1事業所当たりの補助上限額を地域医療介護総合確保基金繰入金30万円に一般財源で70万円かさ上げし、合計100万円として予算計上した。 昨年度は補正予算で対応したことで、募集期間が短期間となったこともあり、30万円以下の申請が想定より多く、結果として県事業のかさ上げ分が不用額となった。 ・介護ロボット導入費用の補助を行った事業所に対し、翌年度に介護ロボットの使用状況とか導入効果の報告を受ける中で、今年2月に受けた前年度導入事業所の使用状況報告によると、例えば、見守りロボットを導入した事業所は、身体状況の変化や離床行動の兆候を確認することにより巡回する回数が減った、入浴介護ロボットを導入した事業所は、抱え上げ入浴がなくなることにより身体面や精神面での負担軽減の効果が出たという報告を受けている。 | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|-----------------------------|---|---|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 福祉保健部 | 41 | | ひとり親家庭の支援について | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの貧困率は15%以下に下がってきているが、ひとり親家庭の貧困率はまだ50%近くである。 母子家庭の年間就労収入が300万円未満の家庭の割合はどうやって出したのか。300万円未満のひとり親家庭が何世帯あるか。 母子家庭等自立支援給付金を利用して資格取得のために修学した人の就職率が85.7%と出ているが、修学した人の何人がこの制度を利用したのか。 ひとり親家庭等自立促進対策事業の評価がCになっているが、主な事業が三つあがっているが、就業支援サービスを受けたひとり親家庭の人数を教えてください。あわせて貸付けを受けた方、自立支援給付金の支給を受けた方の人数を教えてください。 まだ制度を知らない方が多いと思うので、ぜひ周知をお願いしたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月に県内の児童扶養手当を受給している母子家庭の約1万世帯を対象にひとり親家庭実態調査を実施した結果、8,140世帯の母子家庭から回答いただき、就労収入が300万円未満の世帯は83.7%、世帯数は6,813世帯となっている。 就職に有利な資格、例えば、看護師とか保育士の資格を取得する際、支給される母子家庭等自立支援給付金を利用した方は42人で、そのうち就職した方は36人、率にして85.7%となっている。 母子家庭の母の自立に向けた就業支援サービス等について、実際、就業に係る相談や就職のあっせんなどを受けたのは431人である。母子家庭等自立支援給付金を活用して就職に有利な資格取得を目指す方は、平成28年から入学準備金等についても特別な貸付けを受けられるようになった。この貸付けを受けたひとり親は21人である。専門的資格を取得する期間に生活費相当の給付金を県が支給する自立支援給付金は県が所管する4町村では2人となっている。 | |
| | 42 | | 親なきあと支援体制構築事業について | <ul style="list-style-type: none"> 親なきあと支援体制構築事業での中の市町村での地域生活支援拠点はどのようなものか。 市町村での地域生活支援拠点等整備が目標値4、実績値3でDになっている理由を教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村の地域生活支援拠点は、障がい者の重度化とか高齢化、親の高齢化などによる親なき後を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える体制を構築するため、相談や緊急時の受入れなどの機能を地域の実情に応じて整備していくものである。 具体的には、障がいのある方が自宅で暮らしているとき、家族の突然の入院などにより緊急に支援が必要となった場合に相談を受け、一時的な受入先を確保したり、自宅を出てグループホームで生活する前の段階で、宿泊体験の機会の場を提供することなどである。 成果指標の評価がDになった理由は、令和元年度末までの整備を目標としていた4市のうち、1市で相談支援専門員の確保ができず、整備に至らなかったことから達成率が75%になったことによるものである。この整備ができなかった1市を含め、今年度中に全市町村が拠点を整備する予定である。必要に応じてアドバイザーを派遣し、整備が円滑に進むよう支援する。 | |
| | 43 | | 看護科学大学における男性を含む入学及び就職状況について | <ul style="list-style-type: none"> 昨今、看護師不足が言われていて、特にコロナ禍が拍車をかけたのではないかと思うが、先般、小さな医院のかかりつけ医と話す機会があった。看護師が不足しており、医院の死活問題であり、男性でもいいから看護師を確保したいという話しもあった。 | <ul style="list-style-type: none"> 県立看護科学大学の令和元年度の入学者数と入学者の県内外の比率、就職者の県内外の比率、ここ数年の入試の際の競争倍率について教えてください。 男性の受験や入学状況は最近どうなっているか。仮に男性の入学者が増えることになれば、トイレやロッカールーム等が対応できるか。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の看護学部入学者数は80人で、うち県内出身者が55人、割合にして69%、県外出身者は25人で割合にして31%である。受験者は302人で、合格者が93人、実質的な倍率は3.2倍になっている。 競争倍率は、平成28年度が3.5倍、平成29年度が4.5倍、平成30年度が2.9倍、平成31年度が3.2倍である。 令和元年度の看護学部の就職者数は68人で、うち半数の34人が県内就職、残りの半数が県外に就職している。なお、就職した68人のうち、41人は県内出身者で、うち32人、割合にして78%が県内に就職している。 令和元年度の看護学部の男性受験者は21人、割合にして6.9%、このうち合格者が7人、入学者は5人である。トイレやロッカールーム等は、図面等で確認しても、男性用、女性用トイレは対になるような形で設置されている。また、更衣室、談話室も男性用、女性用と既に設備があるので、男性の入学者が今後増加しても十分対応できると考えている。 |
| | 44 | | 発達障がい児等心のネットワーク推進事業について | <ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児については、身近な地域で早く発見し、その後の支援につなげていくためのネットワークが必要であり、最近、特別支援学級の入学者が非常に増えていると言われているのは早期発見の仕組みができたことが裏にあると思う。発達障がい児等の配慮が必要な児童生徒は教育委員会も非常に増えていると判断し、親の希望としても、できるだけ普通の小中学校で普通に学ばせ、支援学級でしっかり面倒を見てほしいという希望が高いとのことである。 | <ul style="list-style-type: none"> 今後、発達障がい児等心のネットワーク推進事業などの事業は非常に大事になってくると思うが、大学専門医の派遣回数43回について、どこの市町村に派遣したのか。 それから、子どもの心の専門研修があるが、この研修受講者、特に対象は医師、看護師、保健師、保育士といった方々だろうと思うが、何人ぐらい受講したのか。受講によって得られたスキルが研修成果としてその後どう生かされているか。 大学専門医の派遣が昨年と同じような数だが、例えば、宇佐は入っていないが、入っていないところはそういった専門医の方がいたり、体制が十分に取れているということか。 | <ul style="list-style-type: none"> 大学専門医の派遣43回の実施市町村は、昨年度は日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、九重町の計10市町の5歳児健診などに対して派遣し、発達障がいの疑いのある154人の子どもの診察を行った。 子どもの心の専門研修は、心理士や児童精神科医を講師として、見ることや聞くことに得意、不得意があるなど個々の子どもの特性に応じた関わり方を学ぶことを目的に地域別に10回開催している。参加者は全部で629人で、その内訳は医師が医師が8人、看護師が12人、保健師が123人、保育士が130人、福祉サービス事業所職員や行政関係者が356人となっている。 研修に参加した保健師からは、より具体的な支援につなげるためにも心理検査や子どもの特性などの情報を集めて丁寧に分析することの大切さを改めて感じたとか、保育士からは、気になる子どもが増えてきた中で研修を園の職員全体で受けることができ、関わり方も統一して行えると感じたといった声が聞かれ、母子保健や保育などそれぞれの支援の現場で生かされていると考えている。 専門医を派遣していないところのうち宇佐市は、従前から独自に確保して健診等で対応している。県が派遣しているところは、そういった体制を支援する必要があるため派遣している。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|--------------------------|---|---|---|-------|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 福祉保健部 | 45 | おおいた出会い応援事業について | <ul style="list-style-type: none"> ・おおいた出会い応援事業について、会員数並びに成婚数とも実績が着実に伸びており、会員数は男性が817人、女性が835人、合計1,652人である。 ・既に令和2年度の目標である会員数1,200人を達成しており、成婚数も目標30組に対し、既に33組が成婚している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中の事業ということで大変御苦勞がある中、これだけの成果を残しているの、ぜひ委員の皆さんに担当課長から取組事例等や来年度以降の目標達成に向けた意気込みを聞かせてほしい。 ・成婚すると何かサービスがあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・おおいた出会い応援事業の成婚数や会員数は目標を上回るペースで順調に推移しており、特に今年はコロナで、若干センターに来る方が減る状況があった。6、7月ぐらいまでは例年より少なかったが、感染防止に努めながら受け入れる環境を整えてきた。 8月からはセンターだけでなく個人のスマートフォンでもお見合い相手が検索できるシステムの改修や、お見合い相手と成功したときにすぐに連絡先を交換するのではなく、チャット機能をシステムの中に設け、連絡先交換までの間に2人だけでやり取りできる仕組みを作るなど、細かい工夫をして利便性の向上に努めている。 その影響もあり、8月以降のお見合い申請件数も数倍に増えており、お見合い自体も8月は昨年と比べると2倍、9月においても1.7倍と大きく増えており、スマホ検索等が非常に受け入れられていると考えている。会員数も新規の登録が8月、9月は2倍以上、昨年同月比で増えている。 今後も会員にアンケートを取りながら、それぞれニーズを聞き、必要な創意工夫をして、少しずつ利便性を高めていき、引き続きマッチングが円滑に進むように努める。 ・成婚したカップルには、成婚と同時に退会手続を取るようになる。退会手続でセンターに来たときに、記念の商品券をお渡しし、インタビューさせていただき、成婚の様子をホームページやSNS等で配信して、多くの人にセンターの魅力を感じていただけるよう取り組んでいる。 | |
| | 46 | 扶助費について | | <ul style="list-style-type: none"> ・扶助費は事業別説明書で福祉保健企画課となっているが、さきほど保護・監査指導室長が説明したのはなぜか。 ・生活保護費で15億円ほど使っているが、1世帯当たりの月額はいくらぐらいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・予算上は福祉保健企画課の所属であるが、事務は保護・監査指導室が実施しているためである。 ・また、生活保護費の1世帯当たりの金額は、一月当たり1世帯で18万円ほどである。少し多いように見えるが、医療費を含んだ額なので、現金支給はもっと少ない。 | |
| | 47 | 福祉の制度について | <ul style="list-style-type: none"> ・竹中平蔵氏がベーシックインカム、要するに生活保護と年金と医療を単純にベーシックインカムで制度を作ろうという提言をしている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・非常に福祉の制度が複雑化した中、恐らく職員でも福祉全体が分かる人はいないのじゃないかと思う。社会というか、行政がいたずらに複雑にしてしまった面がある。ベーシックインカムという制度に魅力を感じる部分があり、そのあたりを大分県としてはどのように考えているか。 ・福祉とか医療とかは市町村だけで対応できないものが山ほどある。県だけでも対応できないものが山ほどある。国と県と市でたらい回しになった例が山ほどある。情報共有を徹底してほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の制度が多岐にわたっているいろいろなものがあるのは、複合的な課題を抱えた生活をしている方はそれぞれの事情があり、いろんな事情をたくさん抱えている方々が増えているためであるにどうサービスを行っていくかといった制度の構築をしていると認識している。 そんな中、その制度をしっかりと困っている方々に制度をしっかりと届ける、必要な方々に伝えるためには、やはりしっかりと知識を持ち、専門性を持つことがは、福祉保健部では特に求められているのではないかと考えている。 基本的にワンストップでのサービスは、住民に一番身近な市町村が果たすべき役割ではないかと思っている。県は、各課の中でそれぞれの専門性を高めていくことが大切であると考えている。それぞれ自分のことしか分らないと、なかなか全体の福祉、保健、医療のサービスは見えないため、私どもが今取り組んでいるのは、担当課長が関係する会議に参加をしたり、市町村の会議に参加して情報共有に努めている。 | |
| | 48 | 受動喫煙対策における罰則について | | <ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙対策の関係で、公の施設は原則屋内禁止とあったが、愛煙家にとって、たばこはささやかなストレス解消法でもある。民間においては、かたくなに守るところも臨機応変に対応しているところもある。健康増進法の民間に対する罰則はどうなっているか。それと、行政として罰則を厳格に適用する気があるか。 ・法律は、罰則を民間人には設け、役所にはあまり罰則の適用がない。非常に僕は不公平だとも思っているが、この言葉を覚えておいて、必要なときは適用してほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・改正健康増進法において、罰則の運用は非常にデリケートな部分だと考えており、例えば、建物内禁煙の施設となっているにもかかわらず、灰皿を置いてたばこを吸える状況になっている場合、まずは一旦保健所から灰皿を撤去するよう指導を行う。その指導にもかかわらず、灰皿を撤去しない場合は、県がその施設名を公表する。その上で撤去しない場合、地方裁判所の手続を経て、最高50万円の罰金となる。罰則の適用に関しては、段階を踏み、それまでにしっかりと施設を管理する管理権限者に丁寧な指導をした上で、それでもどうしても協力いただけない場合に罰則の適用となる。 受動喫煙対策をしっかりと徹底するために、今回の改正健康増進法にはこういう罰則規定が設けられているが、罰則を適用することが目的ではなく、受動喫煙対策を徹底していくことが重要なので、そのあたりは行政としてしっかり指導を重ね、協力を得ることが重要と考えている。 | |
| | 49 | 看護科学大学における県内就職率の目標設定について | | <ul style="list-style-type: none"> ・看護科学大学について、例年県内就職率が議論になっているが、依然として、芸短大などと比べ低い水準にある。この向上に向けての取組について詳しく教えてほしい。 他県の状況を見ると、沖縄県立看護大学が75%程度、福岡県立大学の看護学部で67%と、本県に対して非常に高い比率で推移しているところもある。 ・第2期中期計画で県内就職率の目標が50%、第3期で50%以上と設定されているが、50%以上とするとどうしても50%を超えればよいという程度になってしまうので、ここはしっかりと70%といった高めの数値を目標に設定して取り組んでほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・県立看護科学大学の県内就職については、大学も非常に重要なことだと考えており、いろいろ対策も練っている。 そのいくつかを紹介すると、例えば、3年生に対して就職や進学ガイダンスの実施、県内就業について具体的に相談したり助言が受けられるよう、既に県内に就業している卒業生を招くなど、県内医療機関への就労体験につなげていく取組もしている。特に3年生については、就職相談員を配置しているが、面接を全員に行い、県内就職についての意識づけを行っている。 また、看護について県内各地で実習を行うが、その実習先を地域の病院に拡大し、そこからのつながりで地域の中核病院への就業につなげていくといった取組も行っている。 情報提供については、県内医療機関の情報を学内の食堂や図書室など学生の目に触れやすい場所に掲示する、あるいは卒業生に対し、県内医療機関の求人情報等をメールで送るといったこともしている。 就職、進学ガイダンスはこれまで3年生からとしていたが、前倒しして今年度からは2年生から行っている。 | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|-----------------|--------|---|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 福祉保健部 | 50 | | 国民健康保険について | | <ul style="list-style-type: none"> ・国保運営方針の中で5年以内に赤字解消に努めるという方針が出されており、大分市は令和4年に解消する計画となっている。その進捗状況やその他の市町村での状況はどうか。 ・徴収について、納税者への過度な取立てや差押えが日常的に行われているのではないかと思われる事例も結構ある。そういう状況になっていないのか。 ・最近では、国保の減免が新たにコロナ関係で出ているが、世帯主の収入が前年より3割減った世帯に対し、減免されるとなっている。減免世帯等の実態はつかんでいるか。当然市町村によってアンバランスとならないような制度の周知が必要である。結構ホームページでの周知が多いが、なかなか見ない方もいると思う。そういう方々に対する周知徹底についてどうしているのか。 ・世帯主という規定について、基本的に世帯主の売上げが前年に比べ、減少したという規定になってしまうが、いろんな家庭があり、世帯主ではない配偶者の方が主たる生計の維持者だったり、世帯により違いがあると思うがどう指導しているか。世帯主が主たる生計維持者でなくてもよいのか。 周知はアンバランスとならないようにどこに住んでいても同じく使えるように頑張してほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・削減解消の対象となる赤字があるのは大分市と由布市の2市のみで、平成29年度に赤字削減解消計画を策定している。由布市は、平成30年度決算で既に赤字を解消しており、大分市も令和4年度の解消に向け、計画どおり赤字を削減しているところである。 ・国民健康保険税の徴収について、国民健康保険の財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していく上で極めて重要で、滞納者に対する財産の差押えは、保険税を納付できない特別な事情がないにもかかわらず、滞納している被保険者に対して市町村が行っている。一方、生活維持や事業継続を困難にするおそれがある場合は、実情を把握した上で判断していると考えている。県としても、市町村に対し、十分な納付相談に努めるよう助言を行っている。 ・新型コロナウイルスに係る減免について、新型コロナウイルス感染症の影響で所得が前年度と比較し、著しく減少した被保険者に対し、市町村が国民健康保険税の減免を行った実績は、9月末現在で1,958件である。減免制度の周知は、市町村がホームページや市報、納税通知書を送る際にチラシを同封するなどしている。市町村により周知方法が異なっているため、各市町村の取組を県で集約し、その内容を周知して、適切な周知についてのアドバイスを行っている。 ・世帯主の関係で、新型コロナウイルス感染症の影響による減免について、国の支援基準は主たる生計維持者となっている。主たる生計維持者とは、基本的には世帯主となるが、世帯主以外の方により生計が維持されている場合は、その方を主たる生計維持者とすることができる。 |
| 生活環境部 | 51 | | 衛生環境センターの体制について | | <ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生環境研究センター費について、衛生環境研究センターのPCR検査を担当する職員の新型コロナウイルス感染症発生前と以降の長時間労働の状況はどうか。 ・衛生環境研究センターの主な日常業務について、簡単に説明いただきたい。多岐にわたる業務に支障がないのか聞きたい。 ・全国的に近年調査研究業務が縮小され、最低限必要な試験検査に重点化される傾向がある。厚生労働省の調査によると、調査研究業務に伴う論文発表の総数は、研究所によって大きなばらつきがあるようだが、大分県の状況はどうか。 ・10年前の職員数と現在の職員数について教えてほしい。 ・2010年の6月に出版された新型インフルエンザ対策総括会議報告書の中で、国立感染症研究所や、検疫所などの機関や地方自治体の保健所や地方衛生研究所を含めた、感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材の育成を進めるとともに、関係機関のあり方や相互の役割分担関係の明確化等が必要であると提言されている。この指摘を国が軽視してきたことが、今回のコロナウイルスに大きく影響しているんじゃないかと指摘する方がおり、大変大事な指摘ではないかと思っている。コロナウイルスに限らず、今後いろいろな感染症の発生が危惧されると言う専門家もいる。今後に向けても、センターの役割、環境を研究する部門でもあり、やはり温暖化や地球環境の変化が今大変大きな問題になり、関心が高まっている。そういう中で、大変大事な部門であり、今後強化や、職員の増員、正規職員の増員等が必要ではないか考えるのがいかか。 ・昨年の常任委員会の所管事務調査でセンターに行ったときに、女性職員が大変生き生きと、非常にやりがいを感じながら仕事をしていた。今後とも安全に十分に配慮しながら、努力いただきたいし、またその体制強化についてもぜひ今後とも考えていただきたいと思っている。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・衛生環境研究センターの超過勤務の状況は、PCR検査担当職員の超過勤務時間が、感染者発生前の2月は1人当たり21.6時間である。3月は大分医療センターで、クラスターが発生したことから、1人当たり72.8時間だが、3月から8月までを平均すると、1人当たり35.4時間となっており、発生前の2月と比較すると、13.8時間の増となっている。 ・衛生環境研究センターの主な日常業務については、センターには化学、微生物、大気、特定化学物質及び水質の四つの担当があり、科学担当は、県の年間計画に基づき、保健所が収去した食品について、残留農薬、動物用医薬品、食品添加物等の試験検査を行うほか、ふぐ毒、貝毒などの自然毒、医薬品や家庭用品に関する試験検査などを実施している。 微生物担当は、感染症、食中毒における細菌、ウイルス、寄生虫等の病原微生物の試験検査、収去した食品の細菌やウイルスの試験検査、河川等の公共用水域や、海水浴場の大腸菌群の試験検査等を実施している。 大気特定学物質担当は、大気環境中の有害汚染物質、微小粒子状物質等の試験検査、大気環境測定車による調査やデータの解析等を実施している。 水質担当では、県の年間計画に基づく河川、海域、地下水等の水質に関する試験検査、工場排水等の水質に関する試験検査、温泉に関する試験検査などを実施している。 他の通常業務に支障がないかについては、回収した食品の細菌検査などの通常業務や、突発的に発生する腸管出血性大腸菌の検査等については、必要な時期に適切に処理できており、特に支障は生じていない。 ・調査研究業務に伴うこの5年間の論文発表件数は、27年度12件、28年度11件、29年度11件、30年度6件、元年度8件となっている。本県における結核菌の分子疫学的解析など、様々な課題を解決するための調査研究については、毎年度10件程度取り組んでおり、これらの成果が論文発表に繋がっている。 ・10年前と現在の職員数については、平成22年度から今年度まで若干の変動はあるものの、おおむね30名程度で推移している。直接調査研究業務に従事する技術職員は26名ないし27名で、10年間職員数に変動はない。 ・正規職員の増員が必要でないかということについては、衛生環境研究センターでは検査体制の強化とあわせて、持続可能な検査体制を構築するため、年度当初から様々な工夫を行っている。例えば検査件数の増加と効率的な検査を目的に新たな機器の導入を行った。また、センター内で他業務を担当している職員に研修をしたり、非常勤職員や県職員OBを再雇用するなど、PCR検査に係る人員体制の強化を図っている。こうした取組により、現在は検体搬入が遅くなった場合や、緊急で検査実施を依頼される場合を除いておおむね勤務時間内に検査を終えている。今の状況からすると増員が必要な状況ではないと考えている。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|-----------------|--------------|--------|--|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 生活環境部 | 52 | 食育ステップアップ事業について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・おおいたの食育ステップアップ事業について、成果指標の実績値18.8%、評価Bになっているが、どこから持ってきた数字かを伺いたい。 ・6人に1人の子供が朝1人きりで食べているという実態の中で教育委員会、福祉保健部との連携について、どのように進めているのか。 ・おおいたブランドの食材等を食育の中でどう利用しているかについて伺いたい。 ・食育ステップアップ事業の成果指標について、この事業だけでこの成果指標を上げるのは大変じゃないか。令和2年度は成果指標で17%となっているが、先ほどの実態調査は、令和元年に福祉保健部が行ったもので、令和2年度のこの17%に対応するものが取れるのか。改めてやるのは難しいのではないか。成果指標について、令和2年度まではこれでいくとしても、その後は食育についての評価指標について少し検討を加える必要があると思うがどうか。 ・他部局との連携について、昨年の予算特別委員会で、特に農業のおおいたブランド、特に農産品について踏み込むのがなかなか難しいとのことだったが、昨年度の事業では、この辺まで踏み込んで、そして随分進めることができたという評価でよいか。 ・わかりましたまた部局との連携でまた大きく前に進めて欲しいというふうに思います。 ・この評価指標は、この事業だけで包括できるようなものではないかなので、令和2年度まではこの評価指標でいくとしても、そのあと食育についての評価指標をもし作るのであれば、また違う評価も検討された方がいかかということ、これからの食育についての事業に向けて意見させていただきたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標の1人または子どもだけで朝食を食べている子どもの割合については、福祉保健部のこども未来課が令和元年度に実施した子ども子育て県民意識調査報告書によるもので、県内の就学前の児童804名及び小学生407名の計1,211名から回答をいただき、朝食と一緒に食べる相手として、兄弟姉妹の子どもだけでもしくは1人で食べる割合が合計すると18.8%であり、それを根拠としている。なお、前年度の30年度の調査は16.8%で、残念ながら2ポイント増加している状況である。 ・教育庁、福祉保健部との連携については、食育推進のため教育庁や福祉保健部を含めた、19課室で構成する食育推進幹事会を設け、課題を共有し、施策に結びつけられるよう連携して取り組んでいる。 ・教育庁関連では学校の教育現場において子どもたちが豊かな人間性を育み、たくましく育ていくため、食育を行うことは重要であることから、栄養教諭を中心に食育活動を行っている。例えば、昨年度は、学校給食で地場産物を活用促進するため、学校給食1日まるごと大分県といった促進事業を実施している。 ・福祉保健部関連では、食生活の乱れなどによる生活習慣病の増加も問題となっており、健康寿命日本一のためには、生涯にわたり食育を行うことも重要であり、福祉保健部では、県産品を活用した調理実習などを行って生涯健康元気な食卓の普及と実践の定着を図っている。 ・食育を推進するにあたっては正しく食を知ることが重要でありそのためには、食の文化を知り、食への感謝の気持ちを養うことが必要な取組と考えている。大分県食育推進計画においても、地域の食文化を生かした料理ができる力、地域素材や旬の味がわかる力、食べ物の命を感じる力という取り組みを進めている。例えば郷土料理については、シェフによる6地域の郷土料理講座を開催し、レシピを冊子にするなどの取組を行っている。食材については、農林水産部で乾燥しいたけの粉末を使ったレシピの考案や公開など、しいたけの消費拡大推進事業なども進めている。郷土料理には和牛や竹田のサフランやハモなど地元の食材を取り入れてレシピを開発している。 ・令和2年度の成果指標の17.0%は、確かに厳しい数字であることは当課も把握しているが、それに向けて朝シャキーン実行委員会を開催して、実行委員のメンバーは主に高校、大学、小学校の先生も入っており、今そういった先生方に対するアンケートをとっている。大変厳しい目標だがこれに向けて他課含めて特に教育委員会等にもお願いしながら、施策を進めており、今年はこの数字で頑張っていこうと思っている。どうしても乖離が大きいようであればその辺の見直しも必要かもしれない。 ・他部局等のいろんな食材の啓発について、消費者の動向を踏まえながらという御意見をいただいた。なかなか今年は、外食がコロナ禍で少なくなっており、管轄する団体からどういう状況なのか聞いている。和牛については今年ぐっと落ちている。その中で、どう啓発していくかは先ほどの幹事会で考える。また農林水産部と協力していく。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|-----------------------------|--------------|--------|---|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 生活環境部 | 53 | 防災ヘリコプター運 航管理事業費につい て | | | <p>・防災ヘリコプター運航管理事業費について、近年群馬県あるいは長野県でも防災ヘリ墜落事故があり、また救助活動中の事故等もあったが、本県の防災ヘリ運航基準や、装備は基準通り遵守されて問題なく運用されているのか。</p> <p>・近年の事故を踏まえて、国からの通知等もあるかもしれないが、基準の見直し等が行われてきたのか。</p> <p>・機体も更新したばかりだが、パイロット2人体制となると、乗り込み定員はどうなるのか。当然消火でなく、救命活動もあるし、救助活動となると救助される人の人数も考えなくてはならないが、乗り込み人員の体制には支障がないのか。</p> <p>特に山岳での救助活動は、平地でもあるかもしれないが、ホバリング能力が非常に今重視されると思う。パイロット2人になれば、その分重さや救助する人数もあるし、その辺の運用がちょっと心配なので、ケースバイケースでよく考えて対応してほしい。(要望)</p> <p>本県の消防分野でも、二十何年前になるが、本来4人体制とするものを3人体制で臨んで殉職事故が起きたこともかつてあり、防災ヘリも訓練中の事故があったが、人命第一で、救助される方、隊員の安全も両立させて活動いただきたい。これから近年の事故を踏まえた見直しがあると思うので、しっかりと対策、対応を取ってほしい。(要望)</p> | <p>・防災ヘリの運航は、航空法の規定や、県が定める安全管理要綱、運航管理要綱等の定めに従っている。加えて、利用可能なすべてのリソース、人的資源や情報などを有効に活用して、メンバーの力を結集してチームの業務遂行能力を向上させるという考え方に基づいたCRM訓練の実施要領、救助、火災など事象ごとの活動要領を定めるなど、法令及びきめ細かに定める県の諸規定を遵守して運用している。平成21年6月に防災航空管理監、平成22年8月に防災航空管理アドバイザーを配置して、安全確保のための管理を徹底するとともに、救助等に関する自隊訓練、装備品の的確な点検、隊員の日々の健康状況の確認等、安全管理の強化を図っている。</p> <p>・基準の見直し等が行われているかについて、国では事故の検証結果を踏まえ、令和元年9月に消防庁長官の勧告として消防防災ヘリコプターの運航に関する基準を告示した。こうした事故においては不測の事態に備え、操縦士が交代できる体制が必要であると考えられたことから、この基準の柱として、令和4年4月からの2人操縦士体制の導入、運航団体が必要な操縦士の養成訓練を行うと明記されている。このため令和2年度から操縦士の養成経費として、防災ヘリの運航委託費を増額確保するとともに、今後2人操縦士体制の導入に向けた各種規程の修正を行うこととしている。</p> <p>・防災ヘリの活動といっても、林野火災への対応や救急患者の病院間の搬送、救助は平地なのか、山岳なのか、山岳にしても九重山や由布岳など、いろんな事象に応じて、どういった活動ができるのかシミュレーションすることなども含めてきちっとした検証をして、各種規程等に落とし込む作業を今後やっていく。</p> |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|-----------------------|--------------|--------|---|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 生活環境部 | 54 | 地域を担うNPO共同モデル創出事業について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域を担うNPO協働モデル創出事業費について、12の協働モデル事業がこの事業で取り組まれたが、今後の12事業の活用や展開についてどうお考えか。 ・ふるさと創生NPO活動応援事業費について、この中で扱われているめじろん共創基金の現在の運営状況について伺いたい。 ・地域を担うNPO協働モデル創出事業は終了したが、今後の協働事業について、ふるさと創生NPO活動応援事業費やめじろん共創応援基金等の活用も含めてどのように取り組まれていくのか。 ・この事業は、多様化する住民ニーズや行政ニーズに対応する新たな担い手としてNPOを育てていくという事業であり、本県においてはめじろん募金が法改正にあわせてスタートし、盛り上がりはかなり貢献してきた。一方で、マンネリ感というか、事業を繰り返しやっていくことにより、新たな参加者への働きかけが非常に難しくなってきたとも思う。これからさらに協働を進めていくために、今後とも事業を練り直しながら、新たな参画者を増やしていくように取り組んでほしいが、逆に県民や、あるいはNPO団体から行政と一緒にこういう事業をやってみたいものがあるときに、どのように申込み、アプローチする方法があるのかを伺いたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度からスタートしたこの事業は、12団体を採択し、それぞれの団体が3年間取り組むことにより一定の成果をあげ、その後も活動を続けていると聞いている。 例えば、NPO法人空き家サポートおおいたは、大分県空き家相談支援事業の補助金を活用して大分県空き家相談窓口を開設するとともに、市町村との企画連携も進めているとの報告を受けている。また、NPO法人しげまさ子ども食堂一げんき広場は、子どもたちに舞台パフォーマンスとプレゼンテーション指導を行い、子どもたちのコミュニケーション能力の向上を図る活動をしているが、豊後大野市とともに事業を継続しているとの報告を受けている。 今後はこうしたフォローにも取り組みながら、協働モデル事例集の作成、配付を行うとともに、今年度改修を予定しているおおいたNPO情報バンク「おんぼ」での紹介や、NPOを対象とした研修会での事例発表などを通じて優良事例の広報啓発を進め、地域の課題解決に継続的に取り組むスタイルを確立していく。 ・めじろん共創応援基金の運営状況ですが、常勤職員4人、非常勤職員1人で組織され、おおいたボランティア・NPOセンターの運営事業やふるさと創生NPO活動応援事業補助金の執行、NPO団体に対するパソコンやプリンターなどOA機器の助成事業などに取り組んでいる。 自主財源である寄附金の募金活動には積極的に取り組んでおり、平成28年度以降は200万円を超えているところですが、今後は県民や企業等からの協力、支援をさらに拡大させていく。 ・地域を担うNPO協働モデル創出事業の実施に伴い、協働件数は平成28年度が1,073件、平成29年度が1,190件、平成30年度が1,253件、令和元年度が1,348件と増加しており、この流れが止まらないようにすることが重要である。 ふるさと納税等を活用して令和元年度からスタートしたふるさと創生NPO活動応援事業補助金は、めじろん共創応援基金が事業主体となり、地域課題を主体的に解決し、ふるさと創生を図るNPO活動を支援するものだが、補助金を支出するというだけではなく、きめ細かく伴走支援している。 今後は、このめじろん共創応援基金と手を携え、NPO活動や協働事例などの情報提供を充実することにより県民の理解を深め、参加と協力を促進するとともに、NPO、企業、行政などをつなぎ、お互いの連携が図れるような環境づくりを進めることにより協働事業を推進していく。 ・地域の方々と行政をつなぐ方法について、一つは、各振興局にNPOが相談に来たときの情報を共有しながら、どういった支援ができるかを一緒に考えていきたい。もう一つは、職員がNPOに直接出向いて、どういうことをやっていったらいいかを今後聞きに行こうとしている。それらを通じて地域の皆さんの声を吸い上げて、実際の活動につなげていく。 |
| | 55 | 民泊の安全・安心確保事業について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・民泊の安全・安心確保事業について、新規の届出施設への立入調査が494という数値について。 ・届出の昨年の状況と戸建て住宅、あるいは共同住宅等の分類ができていのであれば、それも含めて伺いたい。 ・県内での宿泊施設の多様化、新たな魅力づくりの意味でも民泊は非常に可能性があると思うが、一方では、クレーム、苦情の全国的な報道もあり、マイナスイメージで取られていることも多いかと思う。監視員が監視に年1回回るときや日常に利用された中で、例えばラグビーワールドカップ際でも苦情やクレームについてどのようなものがあったのかをもし分かれば、あわせて伺いたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規届出施設に対する立入調査の494は、49万4千円の予算ということである。 ・令和元年度の新規の届出数は45件である。去年のコロナ前までは、ラグビーワールドカップが開催されるなど、インバウンドがどんどん増えるかと我々も期待していたが、意外と民泊だけでなく、既存の旅館業法の簡易宿所で十分だという相談の中で移行していったケースもあり、45件の新規になっている。 なお、今年はコロナの影響もあり、まだ半年だが新規は6件である。 既存の施設に関しては必ず年1回、新規に関してはそのときに必ず1回、監視員が行って調査をしている。 戸建てかアパート、マンションの一部屋とする共用かというそれぞれの件数については、今のところ、令和2年3月現在の状況で戸建てが44件、アパート、マンション等の共用が29件である。 ・トラブルや苦情については、これまで1,100件を超える問合せ、相談があったが、苦情相談は2件であり、都市などである犯罪の温床になるなどの事例は大分県の中では発生していない。 民泊監視員は警察OBの方であり、警察とも密に連携を取りながら、未然にそういったことがないように情報収集、連絡体制を取っている。今後とも、そういった犯罪の温床にならないような監視体制を進めていく。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|-----------------------|--------------|--------|---|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 生活環境部 | 56 | おおいた動物愛護センター運営費について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・おおいた動物愛護センター運営費について、猫の持込み、殺処分件数が増加しているという説明があったが、その猫に関しては、地域猫、野良猫ではなくて飼い猫の持込みや、また、寄せられる相談も含めてどのような状況なのか伺いたい。 ・猫の譲渡頭数が前年比約50%アップで、今も増えていることだが、地域ボランティアや保護猫活動団体とどのような連携を行ってきたのか、また、さらなる譲渡頭数の増加に向けてどのような課題があると考えているか。 ・地域ボランティアの方も保護猫団体の方も手弁当で、使命感で本当に大変な状況で活動していると思うので、そういった方々の声を聞いて、そういった団体がもっと活動しやすい環境をこれからもつくってほしい。(要望) ・飼い猫の持込みの状況も17.2%とのことだが、例えば、野良猫の中でも元飼い猫がいると思う。元飼い猫が野良猫になっているのはあると思うし、持込みが増えている、殺処分が増えている現状は残念な状況だと思う。昨年このセンターがオープンしたが、何のための施設なのかをもっと強くアピールしてもいいんじゃないかと思う。殺処分を減らすんだ、なくすんだという強いメッセージが私はもっとあっていいんじゃないかと思うが、広報の中において、そういった強いメッセージを出していくことについて意見を伺いたい。 ・保護猫団体が新しい飼い主に説明するとき、結構厳しいと受け取れるようなことを言ったりする。ただ、それは厳しいように見えるけど、それだけ譲渡する動物の将来を考えているから厳しく言っているのは、伝わる人には伝わると思う。引き続き広報の在り方も検討してほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・飼い猫の持込みについては、今、動物愛護センターに持ち込まれ、引き取っている猫の大部分、8割以上は野良猫で、特に子猫が多いが、飼い主のいない猫であり、飼い猫の状況は令和元年度452頭を引き取っている。全体の17.2%である。 ・飼い猫を引き取ってほしいという相談に関しては、飼い主の責任として最後まで飼っていただきたいことや、また、どうしてもとなると新たな飼い主を見つけていただきたいこと、また、高齢の方が譲渡を希望される場合は、もしものときにどなたかちゃんと後で飼っていただける方を見つけてから譲渡するような体制を取っている。 ・しかしながら、どうしても飼い主が急に入院したり、身寄りのないお年寄りが猫を飼っていて亡くなったなどの場合は、市町村等と相談しながらやむなく引き取る場合もある。 ・動物愛護センターとしては、そういった状況があっても対応できるように、飼い主の方に啓発していくと事業を進めている。 ・猫の譲渡に関するボランティアとの連携については、センターに登録しているサポートボランティアの方々に、センターで毎月2回開催している譲渡会の運営サポートや譲渡会に参加する猫の情報をブログで紹介してもらうなどの御協力をいただいている。 ・また、譲渡数を増やすための課題としては、何といたって譲渡会を多くの方々に知ってもらう必要がある。センターのホームページでこれまでも情報発信をしたが、それに加え、本年度からはSNS、Instagramを活用して譲渡予定の猫を動画で見られるようにしたり、また、トリニータの試合会場でブースを設けてPR活動を行い、こんな猫をもらっていただけませんかという活動もしている。引き続き、譲渡頭数の増加に向けて活動を行う。 ・センターができるまでは、犬猫あわせて引取り頭数の目標1,500頭に向けて順調に減っていた。特に犬が減っていて、猫は横ばい状態だったが、去年、センターができてから急に、特に猫の引取り頭数が増えてきた。それは住民の方の期待によって、猫をセンターに持っていけば全て譲渡してもらえるとされているんじゃないかと分析している。 ・しかしながら、センターもキャパシティがあり、譲渡に向かないものから処分の対象にしていかなければ、全体の運営がどうしても成り立たないということがある。 ・幸い今年は去年と比べて、猫については9月末まで譲渡頭数は約3倍譲渡できるようになった。去年の9月末までで猫が89頭の譲渡だったのが今年は259頭、スタッフの努力の結果と、あと皆様の御協力の結果であると思っている。また、引取り頭数についても、猫だけの数だが、9月末までで去年は794頭だったのが今年390頭と49.1%も減少している。 ・徐々に皆さんにセンターの役割を知っていただけるようになったのかなと思う。センターの役割や意義、これからの方向性について、さらに広報していく。 |
| | 57 | コロナ禍における陰圧式の担架の導入について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・今年は世界を震撼させるようなコロナウイルスが発生した。消防職員から感染患者を隔離する、例えば、陰圧式の担架がどうしても緊急搬送するときには必要ではないか、感染症に感染してしまうおそれがあるという話をよく耳にする。 ・陰圧式担架は県内には何個かあると聞くが、消防本部に最低14は必要ではないかと思っており、市町村とのその辺の検討について、ぜひ導入に向けて県主導でやってほしいと思うが、その辺の基本的な考え方を伺いたい。 ・現在、県内でこういった搬送する際の陰圧式担架をSARSのときにしっかり検討されて、生活環境部で県内に準備しているという話を聞いたことがあるんですが、導入状況が分かれば伺いたい。 ・消防職員の安心・安全も当然必要であり、こういった声は様々な会議でも上がっていると聞いているので、ぜひ検討してほしい。(要望) ・防災対策企画課は、地震・津波、火山、テロ対策、原子力等々、本当に幅広い事業を抱えている中、人数的にも他の課に比べて多く配置をされていると思うんですが、主要な施策の成果を見ると、なかなか成果が上がっていない事業もあります。しっかり粘り強く、引き続き今年度、そして、来年度に向けて取り組んでほしい(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・陰圧の設備が必要かについては、消防職員は、救急車では原則患者を手当てするという前提の下に活動している。そうした陰圧装置を導入して、陰圧装置の中に患者を入れると基本的には搬送だけになるので、消防署の活動として救急車両にそうした装備が必要かどうかは、よくよく検討の必要があると思う。その辺のところも頭に入れながら、消防職員の活動を制約することにならないかどうかも含めて引き続き検討していきたい。 ・導入状況は、今、正確な数字は持っていないので、分かり次第回答する。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|------------------------|--------|--|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 生活環境部 | 58 | | 防災意識向上疑似体験啓発事業について | | <p>・防災意識向上疑似体験啓発事業について、地震体験車で多くの方に体験していただくことは大切だと思う。活用方法としては、県から市町村など地域に貸し出して利用してもらう計画だったと思うが、D評価とされた要因は一体何であり、解決策をどのように考えているか。</p> <p>・主要な施策の成果の成果指標に米印がついているが、VR映像体験者の人数の報告だけに今後切り替えていくということについて詳しく伺いたい。</p> <p>・地震体験車については、大分市に1台あって、県も1台持っていて、大分市は独自で動いて、市町村はそれぞれが企画したら県に申請をして、県が貸し出すというシステムだと思うが、VRについては地震編、津波編など三つあって、振興局ごとに貸し出すということだが、どのようなスタイルでやるか伺いたい。</p> | <p>・地震体験車の活用数については、令和元年度は8,567人で、平成30年度と比べて938人減っている。要因は令和2年2月末現在では、平成30年度に比べて218人上回って推移していたが、3月から新型コロナウイルスの感染が拡大してきて、地域、学校で防災訓練がほぼ行われなくなり、その結果、3月に急激に落ち込み、年度の合計でいくと、前年度を900人ぐらい下回る結果となった。この状況は現在も続いており、活用実績は非常に厳しい状況が続いている。地震体験車なので、向かい合って座って台が揺れるので、声が出たりすることもあり、感染リスクが高くなる。</p> <p>この活用促進を図る改善策としては、まず1点は、感染症対策として検温、マスク、アルコール消毒液の設置、待ち時間はソーシャルディスタンスの確保などを徹底するように呼びかけて、安心して活用できる環境を整えている。2点目は、今、防災活動に人を集めることが厳しい状況なので、ほかのイベントを活用して、もともと人が集まっているところに、例えば、トリニータの試合に地震体験車を持っていき活用してもらうことなどを今考えている。3点目は、おおい防災VRを10月から運用開始しているの、それと組み合わせ、待ち時間には防災VRを見てもらい、その後、地震体験車に乗ってもらい、より興味が持てる啓発ツールとして活用促進する。</p> <p>・令和2年度から成果指標をVR映像体験者数としたいと考えているが、地震体験車とVR映像を組み合わせ活用する予定にしている。相乗効果も期待しており、双方の活用者数の増加を目指していく。</p> <p>ちなみに地震体験車の活用者数は、現在、県のホームページに掲載している。成果指標がなくなった今年度以降もホームページへの実績数の掲載は続けていく。</p> <p>・防災VRについては、今、県は全部で30台持っている。防災局に6台置いており、残りの24台を各振興局に4台ずつ配置している。窓口は振興局の総務で、直接や電話、市町村や地域の消防を経由して申込みをすれば、基本的に空いていればどなたにでも貸し出ししている。ようやくコロナが収まってきたということで、10月5日から、各振興局で貸し出しを始めている。</p> |
| | 59 | | 職員の時間外勤務について | | <p>・職員の時間外勤務について、2019年度職員の時間外勤務の削減に向けて工夫されたことについて伺いたい。</p> | <p>・2019年度に職員の時間外勤務の削減に向けて工夫した点は、生活環境部では、毎月第1金曜日と給料日を部独自の定時退庁日として設定しており、超勤縮減に取り組むとともに、月2回の課長会議において所属ごとの超過勤務状況を共有し、超勤縮減とあわせて事前命令の徹底を呼びかけてきた。</p> <p>今年度は、新型コロナウイルスや7月豪雨への対応など、突発的な業務を継続的に対応しなければならぬ状況が多く発生した。そこで、例年以上に職員の健康等に配慮する必要があると見え、これまでの取組に加え、給料日など部独自の定時退庁日には所属長等が各執務室を巡回し、退庁を促し、定時退庁を徹底している。また、特定の職員に事務が集中しないよう事務配分を柔軟に見直すなどの対応も行っている。引き続き超勤縮減に努める。</p> |
| | 60 | ④ | 防災の体験学習におけるVRの導入方法について | | <p>・防災意識向上疑似体験啓発事業について専用のヘッドマウントディスプレイが県に30台しかないということだが、目標の8万2,420人がVR体験することが本当に可能なか率直に疑問である。</p> <p>防災に関する体験学習については、きちんとした施設を持っている自治体が増えてきているが、大分県は、こういった体験車やVRで当面やるという説明があったが、スピード感というか、県民全体に対する啓発という意味で、これで大丈夫なのかと感じる。</p> <p>実際にヘッドマウントディスプレイは、専用のものではなくて汎用のもの、スマホを差し込む形の簡易版であれば、300円から500円で売られている。また、スマホのソフトには、フリーソフトでVRコンテンツ、3Dで映し出せるものもある。せっかく作ったVRコンテンツの普及促進を図るのであれば、簡易版の安くて個人で手に入るヘッドマウントディスプレイを使えるような形にしてほしいと提案するが、どうお考えか。</p> <p>・簡易版のスマホを差し込むタイプのヘッドマウントディスプレイは、非常に安価な形で市場流通しているので、ぜひそれを使ってほしい。(要望)</p> <p>防災教育について、専門家の講演を聞いたことがあるが、共通体験が大事なんだという話があった。学校、職場、地域の中での共通体験、皆さんが集まったときにあとき怖い思いをしたよね、こう逃げればいいと聞いたよねという共通体験が持てるどうか非常に大事なので、例えば、小学校単位であれば30人ないし40人の1クラスまとめて体験できるようなことを考えたときに、簡易版は非常に大事で、市町村でも少なくとも少額予算で整備できるんじゃないかと思うので、ぜひ積極的な展開をお願いしたい。(要望)</p> | <p>・防災VRについては30台しかない中で8万2,420人、実質スタートしたのが10月なので仮に4万人だとしても非常に多い数字だと思っている。</p> <p>そもそもはヘッドマウントディスプレイは大体2,3万円で購入できるので、市町村でそれを用意してもらい、無料でダウンロードして、そこで広めるということも考えていた。最近またコロナの関係で、なかなか一つの機材を複数の人間が使うことに抵抗がある状況なので、例えば、YouTubeにVRの映像をアップして、それを個々のスマホ、若しくはiPad等を見ながら体験してもらうということを現在検討している。今年度もVR映像は委託契約を結んでいるので、業者と相談しながら、そういう方向も検討している。</p> |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|---|--------------|--------|--|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 生活環境部 | 61 | インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えたPCR検査体制等について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査について大分県の制度がよく分からない。PCR検査も簡易な方法からいろいろとある。それと、抗原検査とか抗体検査とか言われているし、県として方針がきちっと決まっているか。冬場を迎えてまた多くなったら、また混乱する可能性もあるが方針はいかがか。 ・今、国がかかりつけ医とか言っているが、健康な者は、かかりつけ医はいないと思う。かかりつけ医がない者は、なかなか病院に行きにくいと思うがどうか。 ・PCR検査とか、抗原検査とか、抗体検査とか、いろいろな種類があるが、大分県としての方針は決まっているか大分県の方針を伺いたい。 ・検査料は外国ではよく無料とか言われているが、大分県も国から予算がたくさんきているので、ただでいくらでもできるんじゃないかと思う。あり余るほど予備費があるし、そういうのも含めて伺いたい。 ・福祉保健部が担当しているからそこに聞いてくれということだが、要するに生活環境部はその基準を知らないことになる。同じ県庁内で、一番関係ある福祉保健部と生活環境部がそういう答弁が難しいぐらいのものにしかなっていないのだから、県民は当然知らない。県民に周知徹底するとか、簡単に言うけど、県庁内でなかなかそういうのを明確に把握できないのに、県民にどうやって周知するのか。今から冬場を迎えて、いろいろなことが出てくると思うから、もうちょっと意思疎通を図ってほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査については、衛生環境研究センターでは1日に144検体まで実施できるようになっており、大分市は大分市保健所で120検体の検査が可能。1日264検体の検査が可能である。(行政検査) 今、福祉保健部では、インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染拡大に対応するため、民間医療機関での検査対応も進めており、例えば、抗原検査であれば1日2千件ぐらい実施する計画で進めていると聞いている。 ・かかりつけ医がない場合には、保健所にまずは一度連絡していただき、どのような処置を取ればいいのかの対応を相談していただきたい。 ・生活環境部が所管している事項として、衛生環境研究センターでのPCR検査は当部で所管しているが、新型コロナウイルス、あるいはインフルエンザ対策の県全体の体制については福祉保健部が所管しており、私どもも正確に回答できないので、抗体検査、抗原検査をどれぐらい、どういった形でやるかについては、福祉保健部で回答させてください。 ・検査料の件についても福祉保健部で所管をしており、確認して後で回答する。 |
| | 62 | 同和対策推進事業について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・同和対策推進事業について、毎回聞いているが、同和対策推進事業委託料として820万8千円を支出しているが、この事業は何年も同額で、いまだに部落差別が解消していないと運動団体に研修会や生活相談等の業務を事業委託している。 その根拠として人権に関する県民意識調査を挙げているが、具体的にどのような差別事案があるのか、その内容と件数が分かれば伺いたい。また、何を根拠にして差別事案として委託料を払っているのか。 ・研修会、生活相談、相談員の平成30年度の金額を伺いたい。 ・差別意識は、意識の問題であり、内心の自由の問題であると議論をずっとしてきた。差別がいまだにあると何年も同じ金額である800万円も使うのは、それが全く改善されていないということである。もう10年近く、同じ金額で、いまだに差別意識があると。遮二無二に物事を大きくして、特定の運動団体にだけ800万円も使うことは間違っている。一般対策として同和地区の解消等がいろいろ進んできているから、そちらで800万円使うべきである。 実績報告書も以前は問題があった。これを指摘して、実績報告書の中でもきちんとチェックし出したと。金額が同じことも非常に解せない。ぜひやめるべきだと私は思う。 ・部落差別解消推進法、ここで参議院の附帯決議が非常に大事である。それに基づいて、過去そういう運動団体によるひどい状況があったことから、今後施策をしなければならぬとの附帯決議をされている。運動団体に対して800万円を出すこと自体おかしいし、内心の自由と認めておきながら内心の自由を規制するような言い方は憲法違反である。そういう問題をきちっと認識して、やめるべきだと思っている。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・同和対策推進事業費について、本年6月に法務省が公表した部落差別の実態に係る調査結果によると、国の人権擁護機関、大分の地方法務局管内に相談のあった件数は、平成27年から平成29年の3年間で14件、大分県及び県内市町村に相談のあった件数は、平成25年から平成29年の5年間で合計47件となっている。内容は、結婚に関することや、差別落書き、あるいはネット内の書き込みなどである。 また、平成30年に県が実施した人権に関する県民意識調査の中の同和問題の設問においても、同和地区住民に対する差別意識を持った人がいると思いますかという質問に対する回答は、持っている人がいると持っている人はまだ多いの合計が39.6%であり、いまだに4割近くの方が差別意識を持っているという結果になっている。 このような差別の実態と差別意識の存在を踏まえて、同和対策推進事業委託では部落差別の解消に向けて、1点は地域住民に対する生活等相談対応に関すること、二つ目は地域住民の自立意識の向上及び啓発活動に資する研修会等を開催すること、三つ目はこれらの活動のための基盤づくりとして担い手の養成を行うこと、この三つの事業を委託している。 ・平成30年度の研修会、生活相談の実績は87万5,510円である。 ・内心の自由について、この事業は平成28年12月に施行された部落差別解消推進法に基づいて、部落差別が存在しているという前提で差別の解消を目的に資するものである。内心の自由はもちろん認められているが、それが実際に言葉や行動で表面化することで差別が生じる。例えば、我々が研修で行うフィールドワーク等で当事者からそうした経験を聞くこともあるし、インターネット内では多数そうした誘発、助長する書き込みが存在している。そうしたことから、これら差別の解消に向けて、我々は今後ともきちんと対応していく必要があると考えている。 |
| | 63 | 原子力防災対策推進事業について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災対策推進事業、万が一の事故想定をしていると事業説明しているが、その原因を検討するのは当然のことだと思うが、伊方原発で3号機の差止め訴訟の判決が最近広島高裁で出たが、その中で、中央構造線の地震の影響だとか火山灰の影響について明確に論点とされている。それについて、万が一のことをどのように考えているのか。地震だとか、中央構造線とか、火山灰について伺いたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・伊方原発の裁判の状況等について、伊方原発の稼働は、国家行政組織法に定められている委員会であり、第三者機関である原子力規制委員会の公正な審査結果に基づいて稼働が認められていたところだが、裁判で差止めという仮処分がなされている。 こういった裁判の状況等も踏まえ、しっかりと注視していきたいと思うが、私ども危機管理室としては、万が一の事故といったことに備えてしっかりと対策を打っていくことが大変重要であると思っている。引き続き、実効性のある原子力災害対策を進める。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|---------|-----|------------|------------------------|---|---|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 商工観光労働部 | 64 | ⑤ | 離島等サテライトオフィス整備推進事業について | <p>・誘致の目標値は4件、活動指標の企業訪問件数の目標値は1,100件に対し、5件の誘致と1,364件の訪問という実績だった。</p> | <p>・移住、雇用の効果はいかほどか。移住者数が何人、地元県内雇用で何人の成果があったか。</p> <p>・誘致についてどのような方針、手法で取り組んだか。</p> <p>・サテライトオフィスの誘致にあたり、目標1,100件と、かなり大きな数が割り当てられ、職員の労力が幅広く大変。ある程度ターゲットを絞る手法も必要かと思う。</p> <p>・ワーケーション型で目指すか、テレワーク型で目指すか、あるいはバックオフィス型で誘致を目指すか、企業合宿型等、いろんなタイプでターゲットを絞ってやれることもあると思うが、そういうメニュー化があってもいいと思う。</p> <p>・制度が拡充された企業版ふるさと納税も多分対象事業にできる。うまく使えばマッチングできると思うが、見解を伺いたい。</p> <p>・企業誘致はさらに件数が広がるよう、企業版ふるさと納税にはもってこいのプロジェクトだと思うし、うまく使えるといいと思うので、ぜひ検討を。(要望)</p> | <p>・これまでサテライトオフィスに誘致した企業は、姫島村2件、国東市1件、佐伯市2件の合計5件で、5件の企業誘致により雇用者数は21人増加し、そのうち移住者は15人、地元雇用は6人。なお、移住者は従業員の家族4人も一緒に移住しており、それを含めると19人。</p> <p>・訪問件数の実績1,364件については、東京、大阪、福岡の県外事務所及び企業立地推進課の職員が行った企業訪問件数の合計となっており、オフィス系だけでなく、製造業や物流企業なども含まれ、サテライトオフィスの誘致にあたっては、様々な機会を捉えて幅広くPRを行っている。</p> <p>誘致に至るまでの経緯は企業により異なるが、まずは県外事務所を中心に幅広く企業訪問を行い、サテライトオフィスに興味を持った企業を現地に案内し、誘致につなげている。県の出身者がきっかけとなる場合もあり、そうしたつながりも重視して誘致活動を行っている。</p> <p>・地域間競争が激しい状況の中、少しでも幅広く企業訪問しながら、1件でも多く大分に企業誘致しようと取り組んでいることから、訪問件数も毎年1,000件を超える訪問という状況。</p> <p>・企業ニーズもしっかり捉えていく必要があり、今回、コロナの関係等もあって、テレワークの取組がまた進展したりということもあるので、絞り込むような形で企業誘致を進めていく。</p> |
| | 65 | | おおいた学生県内就職応援事業について | <p>・おおいた学生県内就職応援事業は、活動指標の達成率がともに未達成で、成果指標の評価もCとなっているが、どこに問題点があったか。</p> <p>・ウェブマガジンは、かねてから言っているが、もったいないやり方だと思う。今年も990万円ぐらい発信で使っているが、登録数ではなく、どれだけの学生が見てくれているか把握してやらなくてはいけないので、そのためにはウェブマガジン方式では効果が分からない。メルリストをチェックしている人はほとんどいない。若者はSNSが中心で、そこから誘導して、どういう年代が、どういうコンテンツにアクセスしているかのニーズ把握をすることが情報発信では極めて重要。就職マッチングにおいて、若者のニーズを探り、ホームページもつくって情報発信していく工夫が必要で、そういうアナライズについて取組が必要ではなかったか。</p> <p>・「オオイタカテテ!」、今はQRコードでほとんど登録する。見ている人の年代、性別、学生なら学部とか学科、専攻、どういう専攻の方はどういうページに興味があるとかいうところまでやらないと就職のマッチングなどできない。そういった分析をして県内就職に結び付けていただきたい。引き続きの検討を。(要望)</p> | <p>・活動指標の一つ目が大学生登録制度で、県内高校3年生の進学者が登録し、県内情報発信する事業。元年度72.2%で75%を僅かに下回った。初年度の平成29年度60.5%で、平成30年度79.6%と8割近く。今年3月分は77.2%とまたアップしており、累計で今2万5千人の大学生に大分の就職情報を送っており、これからも登録率は上げるよう頑張る。</p> <p>活動指標の二つ目はものづくり企業に就職した学生、若者に対し、奨学金返還支援制度をしているもの。新たに支援の対象となった者の数が21人で、30人に達していないのは、理工系大卒の求人の伸びが毎年10%、多いときは15%で、年々人材の奪い合いとなっていて、県内企業も確保に尽力しており、人数的には前年とほぼ同数は確保しているが、未達成。</p> <p>成果指標の対象企業登録数ともつながるが、平成30年度に関しては目標20社に31社と大幅に上回り、目標を大幅に上げたので、企業も人手がない中で増減があり、前年同社ぐらいは確保したところ。</p> <p>今後も引き続き確保を図っていきたいと思うが、課題としては、理系学生、文系学生も含め、県外の大学生と県内企業の接点が少ないので、福岡のdot.(ドット)、オンラインの企業説明会といったものを活用し、県内学生に対し、県内企業の魅力のアピールに力を入れていく。</p> <p>・「オオイタカテテ!」は月2回、学生等に発信しており、その中には大分の企業の若者や社長のインタビュー等もある。毎号分析し、1回ごとに約3万ビューで、3万回ホームページを閲覧されている。ただ、見ただけではだめだということで、見た企業にアクションを起こしたとか、これから採用につながったといった分析もやっており、今年からインスタグラムも始めたり、LINEで学生とも双方向でいろんな意見を吸い上げる仕組みも入れながら、より分析を密にして事業効果をさらに高めていく。</p> | |
| | 66 | ⑥ | 女性のスキルアップ総合支援事業について | <p>・今月から不妊治療の助成回数が充実され、出産ごとに40歳未満では6回までになるなど拡充されてきた。</p> <p>・厚労省の平成29年度の調査によると、不妊治療と仕事との両立ができなかった人が34.7%に上り、そのうち、両立できず仕事を辞めた人が16%。</p> <p>・東京都では、働く人のチャイルドプランサポート制度で、今年度から不育症治療に関する内容を追加し、また、奨励金の規模を拡大。不妊治療及び不育症治療休暇制度の整備事業に対しては40万円、不妊治療休暇制度等の整備事業に対しては30万円給付等。</p> | <p>・不妊治療を実効性あるものにするため、不妊治療と仕事との両立をどう進めるかが大事。不妊治療に対する職場の理解、協力を進めていくため、不妊治療に特化した休暇等の環境整備を行った企業へ奨励金を支給することを考えてはどうか。</p> <p>・東京都では、人事担当者等への研修や社内周知をその奨励金の要件としており、そのような取組を考えるべきと思うが、いかがか。</p> <p>・国の動きも見ながら、ぜひ県独自の上乗せ等も考えてほしい。</p> | <p>・本県の不妊治療に関する助成制度については、収入面での余裕があまりない若い夫婦が必要な時期に治療を受けられるよう経済的負担の軽減を目的とし、自己負担が公的保険並みの3割程度となるよう平成27年度から市町村と協力して国の制度に大幅な上乗せを行い、その上乗せ額は全国トップレベルとなっている。</p> <p>・不妊治療と仕事との両立支援についての厚生労働省の調査結果や東京都が行っている不妊治療に特化した休暇等の環境整備を行った企業への奨励金といった制度に関し、福祉保健部と一緒に勉強しながら共有している。国全体でも今課題であり、昨日、田村厚生労働大臣が記者会見で不妊治療に伴う休暇制度の在り方を検討したいと考えを示したところなので、動向をしっかり注視し検討する。</p> |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|---------|-----|------------|---------------------|---|--|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 商工観光労働部 | 67 | | 県内就職の支援について | <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許取得に対し、徳島県美馬市では高校を卒業する高校生や卒業生に対し、支援事業がある。市内に正規雇用で就職した場合に20万円、市内を除く県内に正規雇用で就職した場合に10万円。 ・大分県内就職応援事業、UIJターン就職等支援強化事業費等に関して、県内就職のメリットとして、子育てに親族のサポートが得られることをしっかりPRしていく、あるいはウェブを活用した企業説明会や面接について、県内企業への導入を働きかける必要があるのでは。 ・交通費の補助等は1回に限られるので、年に1回でなく回数を増やすとか、そういうものも考えてはどうか。 ・運転免許取得に関し、徳島県美馬市のような支援を考えてはどうか。 ・車の免許がなければ就職だけでなく仕事上も困るので、今、そのニーズが高まっていると思う。ぜひコロナの状況の中での若者支援としても考えてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本県出身の学生に「オオイタカテ！」を月2回発送しており、例えば、22歳で大分県に帰って就職するとき、東京と大分の家賃、また通勤時間を比べ、これだけ大分が安いよ、さらに、30歳ぐらいになって、大分で育児をしようとしたとき、大分等であれば親や親戚のサポートがあるので、女性の働いている有業率は大分のほうが東京より高いといったところを若者にライフステージごとにメリットを紹介している。 ・インターンシップ、面接、県外から大分にわざわざ帰ってくるということで、その旅費等を県で支援している。昨年度のインターンシップの補助金は前年度より13件増え37件、また面接の補助金は前年度4件増の27件となっているが、できるだけ多くの学生に補助金を利用してもらうため、年度に1回、学年が上がればまたできるようにしている。補助金の交付にあたり、申請が1回で済むよう事後の交付をしており、学生の利便性等にも耳を傾けながら、随時見直していく。 ・徳島県美馬市の事例で、市内に居住する高校生を対象に、県内地域に就職したとき運転免許費用の一部を助成している制度は、平成28年度から始め、アンケート調査の結果、地元定着の効果がなかったため、今は終了している。本県でも高校の県内就職は力を入れており、その結果、今現在4人に3人、73.8%が県内に就職しており、これは九州の中で福岡に次いで2番目に高い数字で、大分県内には製造業等があるので、理系の高校生も県外の企業からかなり求人があり、昨年度から工業高校にキャリアプロデューサー（企業と工業高校生をつなぐ方）を配置し、より県内就職を促進している。 | |
| | 68 | | 外国人労働者受入対策支援事業費について | <ul style="list-style-type: none"> ・県では、監理団体の資質向上のためのセミナー企画や、企業の外国人労働者雇用対策セミナーで特定技能への理解促進等に取り組んでいる。 ・昨年度の取組とその成果について伺いたい。 ・今年度、セミナーの開催や本県で働く魅力を伝える動画を作って情報発信していこうと計画していたが、コロナ禍で破綻する監理団体もある、一部では技能実習生が解雇されているという報道もあるが、この事業としての継続性や今後の展開をどのように考えているか。 ・優秀な人材の奪い合いが世界規模、あるいは国内の都市部との競争と、いずれ同じような状況になってくる。今、日本で働いている方とどういつながりを持てるかが人脈をつくっていく上でもとても大事な時期で、今からつながりをつくっておけば、今後の展開がさらに開けていくのではないかと。経済的な面で人とのつながりを図るのはどうかと思うが、しっかりと今、日本で働いている方にフォローしながら、情報発信を送り出し機関の方も求めているので、その後の展開につなげてほしい。（要望） | <ul style="list-style-type: none"> ・監理団体向けセミナーは、中小企業団体中央会が組合費の中で監理団体協議会の事務局を担い、昨年度2回実施し、技能実習制度に関する法令や要領の解釈、また、違反行為事例等の理解を深めるためのセミナーを開催した。監理団体が抱える課題等を取りまとめ、出入国在留管理庁など関係機関からの回答を得て、その情報を共有するなど課題の解決を図っている。 ・コロナの中で実習期間終了後に帰国困難な実習生には引き続き就労できるようにするための在留資格の変更手続や雇用調整助成金、10万円の定額給付金等の申請手続の相談対応など、監理団体と連携して技能実習生のサポートを行った。個々の監理団体では、例えば、帰国困難な技能実習生を監理団体が所有する宿舎に無料で受け入れ、生活費の一部まで負担して、帰国までの間、実習生が安心して生活できるよう対応している。 ・セミナーについては、昨年4月から新たに特定技能制度が全国で導入されたことから、福岡出入国在留管理局、大分労働局と連携して、5月から7月にかけて、制度説明会を県内7会場で開催し、企業、監理団体の担当者など延べ236人が参加した。今年2月には企業が実際に外国人材を受け入れる際の参考になるような留学生、技能実習生の受入れ事例を紹介するセミナーを開催し、75人が参加した。 参加した企業からは、受入れ実務の参考になった、あるいは今までだと技能実習、それから、就労ビザという選択肢の中に特定技能という新たな選択肢が加わったという声があり、実際に今年6月末で47人の特定技能資格を取得した外国人の方が大分で働いている。 今年度7月の市町村と県の協議会の中で、市町村から9月に卒業予定留学生在が帰れないので、特定活動というビザで、例えば、市町村内で働くとき28時間の就労制限があるので何とかありませんかという相談があり、これも今、法務省と協議を進めている。コロナ禍で、課題を県と地域が共有したり、地域の中で外国人労働者と地域の交流が生まれたりといった事例を収集しており、現在は県内の留学生に発信したり、今後、海外との出入国制限が緩和される予定もあり、注視しながら、大分県内での外国人の良い事例を積極的に発信していく。 | |
| | 69 | | | 知的財産の活用について | <ul style="list-style-type: none"> ・一昨年度末に大分県知的財産総合戦略が策定され、昨年度が初年度。 ・知的財産活用推進事業費と知的財産創出支援事業費について、初年度の取組、成果や課題、特に知財の活用面でどのような取組が行われたか。 ・運営体制は農林水産部をはじめ、各部門にまたがるが、そういう中で知財の取組をどのような体制で進めているか。 ・今回の戦略を見て、総括的に現在の状況も踏まえ、とてもすばらしい戦略が上がっていると思う。一つでも多くの地元企業がこの知財を使って世界で活躍できるよう、支援をしっかりとしてほしい。（要望） | <ul style="list-style-type: none"> ・県では平成31年2月に大分県知的財産総合戦略を策定し、令和元年度から5年間の施策指針を示した。取組方針である国内外における知的財産の適切な活用の促進を達成するため、総合目標2つを設定している。一つは、企業への窓口支援の推進のため、知財支援機関による相談件数、二つは、県内企業数の99%を占める中小企業の知的財産マインドを向上するため、中小企業数に対する特許及び商標の出願をした中小企業数の割合の全国順位としている。 本戦略を策定するにあたり、企業の知的マインドの向上、産学官連携及び大企業の保有特許の活用、専門家等に係る費用負担が課題と認識しており、これらの課題を解決するため、令和元年度から知的財産マインドの向上のため、セミナーや知財塾の開催を行ったほか、大企業との知財ビジネスマッチングを開催。 知財総合支援窓口では、専門家のアドバイスの無料実施や支援担当者の助言、訪問支援などの取組も実施。この結果、昨年度の成果としては、知財総合支援窓口の相談件数は、目標値959件に対し925件で、96.5%とほぼ達成している。 また、特許及び商標の出願をした中小企業数の割合に関しては、基準となる平成29年度の全国順位と比較すると、特許は33位から31位、商標は30位から24位となっており、令和5年度末までに10ランクアップという目標を掲げ、それに向かって着実に順位を上げている。 ・推進体制については、外部有識者による大分県知財戦略推進会議と県の関係所属による大分県知財戦略庁内連絡会議を組織して、戦略推進会議は、今度11月に第1回目の会合を予定しており、総合戦略の着実な推進を図る。外部有識者からのアドバイスや部局間での連携により、製造業、農林水産業など多岐にわたる分野における支援や海外展開に係る知的財産の活用支援を円滑に進めていく。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|---------|--------------|---|--|--|--|-------|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 商工観光労働部 | 70 | グリーンツーリズムについて | | <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズムが今どのような状況なのか、県としてはどのような支援策をしてきたのか、費用は282万2,399円だと思いが、対策としてどのような効果が上がったか。 ・安心院のグリーンツーリズム民泊も大変厳しいような状況を聞いている。グリーンツーリズムはどうなっていくのか大変心配していたが、そのような心配は杞憂と捉えて良いか。 ・やる人たちの努力と、力と、それを支えるものがなければ広がっていかないと、有名な安心院の民泊が廃れることがないようにと思ひ、こんな質問をした。大分県下の修学旅行も、小学校から中学、高校、特別支援学校まで皆県外に出ることができなくて、県内で日帰り、または1泊という状況になっている。どこで修学旅行に似たような経験をさせるかというので各学校がいろいろ悩んでいると思うが、グリーンツーリズムがあるじゃないかと、ここだったら、人数によるかもしれないが、いい経験かできるよなど、日頃できないことができるし、こういうことが子どもたちにつながっていくといいと思う。地域が元気になるため、また、県下の子どもたちがいい体験ができるよう、これからまたしっかり支えていってほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本県には約320世帯の農泊家庭があり、自然の中で野菜の収穫や郷土料理作りなど農業、農村の魅力を堪能できるグリーンツーリズムは本県観光の魅力の一つ。これまで県では、旅行会社や学校関係者に向け、教育旅行への誘致活動のほか、海外から直接予約できる民泊予約サイトAirbnbへの登録促進などの誘客に加え、インフルエンサーを招いた民泊体験イベントや航空会社と連携した情報発信等に取り組んできた。農泊家庭を対象に食品衛生管理などを学ぶ研修会や各地域の研究会の相互交流会も開催している。 こうした取組により、この10年間で教育旅行を中心に約21万5千人の受入れにつながっており、特に昨年はラグビーワールドカップが本県でも開催されたことから、欧米、大洋州からの観光客も農泊を楽しみ、農泊家庭においても、外国人旅行者の受入れ機運の醸成が図られている。 費用対効果という点、なかなか定量的に量れないが、主に中学生や高校生の農業への理解の深化や、農村と都市の交流、また新たな観光素材や魅力の創出といった教育、農林水産業、観光等、あらゆる分野に対してのメリットが創出されていると考えている。 ・コロナ禍の中で修学旅行の受入れとかが全てキャンセルになったり、今年度はほとんど見込めない状況。ただ、修学旅行とかが旅行会社を通じてしっかりPRしていくし、安心院のグリーンツーリズム研究会の方ともしばしば話をし、これまでなかなか参入できていなかった農林水産部ともしっかり協働しながら、グリーンツーリズムの振興に向けて支えていく。 | |
| | 71 | 職員の超過勤務の状況について | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年はラグビーワールドカップが開催されたり、2月から3月は新型コロナウイルス感染症が発生、さきほど知事部局では月の時間外平均が15.1時間で1時間増えたという話があった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・商工観光労働部の時間外勤務の状況と同時に、部として超勤縮減に向けてどのような工夫をしているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の時間外勤務、職員1人当たりの月平均時間は、本庁で18.8時間、地方機関で6.9時間、部全体では13.4時間。平成30年度と比較すると、2.1時間増加。 増加した主な理由は、新型コロナウイルス関連や、ラグビーワールドカップといった対応によるもの。職員の健康管理面から、働き方改革推進面からも、部としても時間外勤務の実態把握及び縮減の重要性は認識している。時間外勤務の縮減に向けては、勤務時間管理システムの活用により、各所属長及び班総括に時間外勤務の実態把握と事前命令、事後確認を徹底するよう指導している。毎月開催している部内課長会議の場を活用し、各課、室ごとの状況が見える化した資料を配付して、各所属長の意識向上にも努めている。 | |
| | 72 | ICT等による業務効率化等について | | <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用の業務効率化は、超勤縮減も含め、RPA事業とか事務の部分は、商工観光労働部個々ではしているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報政策課でICT活用業務効率化推進事業でRPA事業を全庁にわたる部分に関して担っている。昨年度も9事業を対象に行ったが、商工観光労働部の事業そのものはその中では行っていない。 ・RPAの話とは少し異なるが、例えば、課長会議などは、現在、リモートワークでそれぞれの所属長が席に着いて、部長室とつないでやったり、在宅の者についても、部として一番最初にかなり多く試行し、県庁の中でも率先してやっており、常任委員会についても、現在、ペーパーレスでやっている。 | |
| 73 | 事業承継促進事業について | <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継診断は、経営者が60歳以上である県内1万5千社を対象とする。 ・昨年の予算特別委員会で、事業承継診断で後継者不在率が50%ぐらいだという答弁があった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継診断は令和元年度に何件実施されたか、累計で今まで何件されているか。 ・令和元年度の実績を経た上で、後継者不在率は何%か。 ・第三者承継の相談件数、それから、親族内承継の相談件数は。 ・それぞれの成約件数は。部長が言った61件は、成約件数のことか。 ・事業実施によって把握している課題、また、来年度以降の事業についての考えは。 ・今後10年間に1万件だが、この成約件数で間に合うのか。もう少し加速したほうが良いのではないか。これは3か年の事業と伺っているので、また来年度以降もしっかり取り組んでほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業引継ぎ支援センターや各支援機関と連携し、令和元年度は3,811件、平成29年度からの3年間で1万4,693件の診断を実施。 ・3年間の診断の結果、60歳以上の経営者の48.9%が後継者不在。 ・事業引継ぎ支援センター及び県内金融機関における令和元年度の事業承継の相談対応件数は1,332件で、うち第三者承継は603件、親族内承継は729件。 ・引継ぎ支援センターなどの支援による承継の実現件数は93件で、うち第三者承継は26件、親族内承継は67件。部長説明の61件は、県の事業で研修、イベント等にきた方の事業承継の件数。 ・事業承継の課題と今後の方針は、日本銀行大分支部が平成30年1月24日に公表したレポートでは、今後10年間で後継者不在により廃業する可能性のある企業数が約1万件と報告されている。 令和元年度の事業承継の相談対応件数、承継実現件数は、それぞれ対前年度比26%、33%と着実に増加しているが、廃業のペースとはまだ開きがある。コロナや災害の影響により今後の景気見通しは不透明で、特に高齢な経営者は変化への対応が容易ではないと思われ、これから事業承継の相談は一層増える可能性があると考え。事業引継ぎ支援センター、商工団体、金融機関など関係機関との連携を強化し、診断、また、承継計画の策定や後継者の育成など事業承継支援を力強く推進することにより、地域に必要な事業をしっかりと残し、社会経済の再活性化を着実に進めていく。 ・かなり開きがあることは把握しているので、県と引継ぎ支援センターがしっかりと核となり、支援機関である商工団体、金融機関との連絡をこれからもしっかりと密にし、事業承継の支援強化、見直しをしていく。診断についても、3年間で1万5千件と目標を立てているが、今後も適宜診断し、すぐに対応したい。 | | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|---------|----------------|---|---|---|--|-------|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 商工観光労働部 | 74 | 県産加工食品海外展開支援事業について | <ul style="list-style-type: none"> ・上海事務所の運営費が約2,900万円、企画振興部の大阪事務所経費が約1,500万円、福岡事務所1,100万円。 ・大阪事務所は9人の職員と非常勤で、福岡は6人と非常勤、上海事務所は1人と非常勤1人という状況。 ・九州各県ではしっかりした事務所を複数開設している県もあれば、複数の県職員を配置している県もあり、九州では大分県が人的にも一番少ない状況。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の成果がBという評価を受けている中、この評価をどう捉えているか。 ・コロナ禍における海外事務所の活動状況が今どうなっているのか。 ・来年度の上海事務所の機能強化や在り方などの議論をしているか。 ・上海事務所1人の職員の仕事内容を具体的に教えてほしい。 ・1人で賄えるような業務内容ではないと聞く限りでも思う。人的も踏まえて機能強化がとても必要ではないかと以前から私は言っている。ぜひ他の部、総務、企画を含め、しっかり協議し、ぜひ議論してほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・見本市への参加企業数なども年々増えている中、今回、コロナで残念ながら、後半なかなか思うように海外への輸出が伸びなかった。 ・今年2月頃に上海事務所の職員も一時帰国し、7月頃まで県で活動していた。物産に限らず、観光誘客などの様々な分野で県内企業を訪問した。上海に戻ることができ、今は精力的に遅れを取り戻すように活動している。 ・今後の海外事務所の在り方については、今のところ、中国圏を中心に精力的に活動していきたいので、海外事務所は上海事務所ということで整理している。 ・業務内容は主に5つ。1つは、県産品の販路開拓、物産展などでの販路支援、バイヤーと直接折衝。2つは、インバウンド対策で、現地旅行会社へのセールス、観光PRなどにも一緒に行く。3つは、県内企業が中国に進出する際の同行支援。4つは、上海を中心とした人脈形成。5つは、文化、教育の交流等で、国際政策課とか、いろんな関係部署と一緒にやり、交流の支援。 | |
| | 75 | 次世代モビリティサービス導入推進事業について | | <ul style="list-style-type: none"> ・どのような形で実証実験をし、どういう形で県内にそれを波及させていくか。 ・実証はありがたいが、本当に地域が移動手段に非常に困っている。どうやったら最適に行くかというのは、どんなナビでも今すぐできる。そんなのではなく、ネットワーク・コミュニティ等で、今、県が地域を元気づけようとする事業をやっているが、地域の足をどうやったら確保できるか、地域の課題を本当につかまえられるように商工観光労働部だけでなく、企画振興部も入れ、課を横断しながら取り組んでもらいたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・タクシーとかバス事業者の方も入り検討会を立ち上げた。こういった実証事業をやったらいいか検討し、昨年度、一つは日田の中津江、上津江地域で市営のデマンドバスを運行した。電話等で注文を受けたら最適なルートを生AIというか、コンピューターを使って最適化し、それに沿って運行した。 ・福祉施設、高齢者施設とか、あとは身体障がい者施設のデイスサービス等を利用される方などの複数の方を福祉施設の車で送迎するにあたり、どうやったら一番短くて便利なルートが取れるかを昨年度実証した。 ・実証実験がうまくいった部分については横展開していく。デマンドバス等は県下各地でしているので、これにつなげていく。 ・既存のいろんな公共交通機関の利用を拡大していくのも必要なこと。地域にいろんな事業者がいて、その中で完結するのではなく、例えば、乗り継いでいくようなことで利便性の向上につながったり、利用率が上がることも考えられるので、今年度検討していく。 | |
| | 76 | 高度化資金貸付金の収入未済について | <ul style="list-style-type: none"> ・高度化資金の貸付先倒産等による収入未済がかなりの金額ある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・この収入未済について、どういった窓口で、何件ほどに貸付けているか。 ・昭和50年代から平成初期に貸付けたとあるが、いつまでも引きずっていいのか。昨年実績は140万円の回収と実績値は上がっているが、8億円の貸付けで140万円ほどの回収を毎年やりながら、何十年それを引きずるのか。これを不納欠損にして処理するような形、本当に必要な人たちが今度次に借りられなくなるようなことがないよう措置を講じてもらいたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県と中小企業基盤整備機構が連携して診断の上、貸付けをしており、貸付先の倒産等により収入未済になっている状況。貸付先は8件。高度化資金は、昭和42年から254件、452億円貸付けしているが、現在、倒産等により収入未済になっている金額がこの金額。 ・債権者の中には、もう既に倒産し、事業停止した先もある。連帯保証人についても死亡したりと、高齢化に伴う資力減少で、回収は容易ではないと理解している。しかし、貸付原資は県民の税金で、公平負担の原則を徹底する観点から、現在、主債務者の経営状況、連帯保証人、相続人の所得、資産など実態把握をしっかり行いながら、債務者に対し、粘り強く交渉を行い、債権回収を図っている。必要に応じ、抵当権の実行や、法的手段等も検討していきたい。調査の結果、全ての関係者が弁済できない無資力の状況であれば、債権放棄のお願いをしたい。 | |
| 77 | ドローン産業振興事業について | <ul style="list-style-type: none"> ・ドローンは中国の占有率が80%以上。 ・米中経済戦争で、アメリカは中国のドローン産業を全て締め出すような方針。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後のドローン産業を中国抜きで一切やっていくのか、それとも中国とも向き合いながら協調してやるか、大分県がどんな方向を向いて産業を発展させていくか。 ・大分県のドローンは、どのくらい中国のが入っているか入っていないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・中国のドローンがシェアとしては全世界で8割ぐらいを占めている。日本の政府も来年度から防衛とかセキュリティー等々に関するところについては、内閣官房がドローンを購入するとき、事前の審査を受け、購入についていい悪いを判断するような流れがある。 ・大分県についても、機器開発についてはドローンを一から開発するのではなく、既にあるドローンを産業に合う、例えば、農業散布とかでうまく活用できるようにカスタマイズするか、機器開発以外にも、ドローンサービスの提供といったところで支援をする。 ・具体的には今、ドローンプラットフォームという事業を進めていて、これは地域の課題を解決するのとドローン産業の振興を図ろうというもの。現場でドローンを使いたい人とドローンサービスを提供する人をうまくマッチングさせていくような仕組みを整えようとしている。 ・日本政府はセキュリティーに関するところはしっかり注意しようとやっている一方、米国は中国産のものは排除していいこうという動きにある。そのような状況において大分の企業をどうするかといったところは、例えば、農業散布とか、セキュリティー上、全く問題ないようなドローンのカスタマイズとか、そこは中国のものもしっかり使いながらやっていける分野であると思う。ただ一方、例えば、県内企業がアメリカ進出を目指そうとしているなら、しっかりアメリカの動向は見ていかないといけないと思っている。いずれにしろ、今、動いている状況なので、しっかり見ながら、中国と組んでいくか、若しくは少し距離を取るか、そこはしっかり考えていく。 | | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|---------|-----|-------------------------|----------------------------|--|--|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 商工観光労働部 | 78 | ⑦ フラッグショップ活用推進事業について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容で、1についてはレストラン運営と書いてあるが、この実態は家賃補助。今後、きちんと家賃補助と実態が分かるように記載は付け加えるべき。 ・2のスタッフによる県産食材調査は、本来なら、自己資金で自己運営の中で賄うべき内容で、税金を投入してまでレストランのメニュー調査をやるべきか。 ・3のインターネットを活用した大分情報の発信は「坐来」に220万円も払ってやらせる必要があるか。 ・県産食材調査で300万円も使う正当性が分からない。具体的にどういうことを300万円使ってやっているか。 ・大分の情報発信は、220万円を使ってどういう効果が得られているか。 ・食材調査と書いていながら、例が出てくるのは窯元の調査、食材以外の話だったり、ホームページの改修で220万円と言いながらSNSとか全く関係ない話が出てきたり、220万円の費用とSNSは全く別の話。そういったことが混同されているので、ここについては委員会の結論の中で委員の一人として非常にふさわしくない。 ・（内部協議）2の県産食材調査と3の全く効果が説明できないインターネットを活用した大分情報の発信、こういったところは、公金を用いるには非常に非適切な支出だというように思う。その点は報告書に指摘事項としての記載をお願いしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・1のレストラン運営は家賃ということはこれから記載をきちんとしていく。 ・2の県産食材の調査、3の情報発信は、インターネット、ホームページの改修等々あるが、「坐来」のレストラン機能、アンテナショップ機能は東京事務所と一緒にやっていて、ここはお互い協力しながらやっており、大分県の食を通じた魅力の発信ということで総合的に協力しながらやっているの、今後いろいろと整理をしながら、さらに大分の認知度を上げるよう取り組む。 ・食材の調査については、「坐来」のスタッフがレストラン店内でお客様に大分の食材以外にも大分の文化、歴史をしっかりと発信できるよう、現地を訪れ、例えば、昨年は小鹿田焼の窯元を訪れ、なかなか見せてもらえないような部分まで話を聞き、それを「坐来」のお客様にしっかりと伝えていくといった内容なので、本当に大分の魅力を発信するために必要な部分。 ・ホームページの改修等々について、インバウンドのお客に大分の魅力をレストランの機能以外の部分も発信できるように改修などもしている。直接的な効果はなかなか難しいが、SNS等も活用し、フォロワー数なども着実に伸びている。昨年度も1年間で3,900万円ほどの広告費用が見込まれるのではないかと試算している。そういった広告効果も年々上昇している。 |
| | 79 | 企業立地促進事業について | ・8億8,400万円の決算額。 | <ul style="list-style-type: none"> ・この中で期限の定めのない正規雇用の数及び県税収入への影響、これまでの進出企業の撤退の状況はどうか。 ・常用雇用ではなくて進出企業が正規雇用として、一般的にいう正規雇用、つまり、期限の定めのないものをきっちりと契約書上もするという立地協定書の中に書いて、その結果として補助金を出すというのであればちょっとは話は分かるが、そんなことじゃない。常用雇用という一文字だけではなく、正規雇用という意味からもしないといけないと思う。そういう指導は企業訪問の中でいろいろしていると聞いているが、それで正規雇用に転換をしたという話は全く聞かない。企業に対し、指導はどのようにしているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めのない正規雇用の数は、製造業等への補助金の交付にあたり、地元からの新規常用雇用を条件にしており、令和元年度の補助対象事業においては717人の雇用実績。 ・県税収入の影響の推定は、進出企業の平成30年度での法人事業税、地方法人特別税、県民税法人税割等の県税収入の合計は60億7,700万円となっており、県税の法人3税の収入全体に占める進出企業の割合は約15%となっているので、今後も同様に推移していくと思われる。 ・進出企業の撤退については、昨年度、中部地域の食品加工関連企業が1社撤退。なお、当該事業については、福岡が本社の別企業に事業譲渡が行われている。今年度は、西部地域の精密加工企業が9月末で工場を閉鎖。別企業への事業譲渡や施設の売却等については、現時点では未定。 ・企業訪問の際、正規雇用となるような形でのお願いはずっとしている。令和2年度に企業概要調査を実施しており、その結果を見ると、企業の中の正社員の割合が全体でいくと84.38%となっているが、その中の進出企業は、それを超える85.72%という形でそれなりの成果、実績が出ている。 | |
| | 80 | エネルギー関連産業成長促進事業について | ・この事業で太陽光発電事業者への啓発等を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設においても地元との協定書の遵守とか、地元住民との確執が出てきたり、いろんな問題を生じているのがこのメガソーラー建設に関わる状況。協議会とかの中でそういう話はされているか。 ・協定書がどうなっているかまで一つ一つチェックしないだろうが、産業として促進するのと、環境を守ることは、本来同時並行でやる、そのための協定書。だから、それを商工観光労働部としても林地開発とかいう問題でなく、ガイドラインがちゃんと守られているか、チェックしていかなければいけない。そういう立場に本来立つべき。個々の合意事項には関わっていないという言葉の中に、何となく県として少し弱い立場が表れているような気がしてならない。積極的に関わっていくという立場が必要だと思うがどうか。 ・（内部協議）具体的な相談があれば指導していくとの答弁だが、そこを徹底していただくよう指摘をお願いしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・資源エネルギー庁が太陽光発電事業者向けに事業計画策定ガイドラインを策定しており、発電事業者は事業を企画立案から設計・施工、運用・管理の各段階において防災や環境保全、景観保全の観点から適切な措置を講じるよう努めることとされており、特に発電設備稼働後、計画どおりに適切に実施されているか随時確認する努めがあるともされている。自治体や地域住民と設置時に合意した事項がある場合は、合意事項に即して適切に対応することが必要であるとも記載されている。個々の合意事項まで関わっているわけではないが、再エネ導入の推進は、県民と事業者、行政が協働し、自然環境、景観、生活環境との調和や地域との共存共栄を図ることで実現すると考えている。 ・稼働中の事業における発電事業者と地元住民とのトラブルについては、基本的には当事者間で解決すべきものと捉えているが、国のガイドラインに沿った対応ができていないということで具体的に相談があれば、ガイドラインを遵守するよう事業者に対して再生可能エネルギー推進の立場から指導したいと考えている。 | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|----------------------------|--------|--|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 農林水産部 | 81 | ⑧ | 県産いちご「ベリーツ」産地・流通拡大対策事業について | | <ul style="list-style-type: none"> ・予算の執行状況は何ら問題ないと思う。部長の説明の中にも若干あった作付面積が伸びず評価がDとなっていることについて、加工品の新たな商品開発とか、さがほのかに対する単価の優位性とか、その辺の本当に大事な目標は達成されているだろうと思っているが、生産技術に対する生産者の不安を私も懸念しているところで、こちらの作付面積が伸びない理由説明と、生産技術、生産者の不安を払拭するための現状の取組等教えてほしい。 ・作付面積と市場における単価の優位性について、供給量が増えれば単価が落ちるといふ危惧があり、その辺りのバランスをとりながら作付面積の拡大に取り組んでいくところだが、出荷量と単価の関係はどう分析しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年産のベリーツは、生産者210名中、138戸で作付けが行われ、ベリーツの販売単価は1キロあたり年間平均で1,337円と、さがほのかの1,158円に比べ179円高く販売されている。ベリーツの導入に対し、栽培管理に係る技術面や労力面の不安から導入拡大に踏み切れない生産者もあり、そのため、引き続きモデル実証圃の設置を継続するとともに、今年度から新たにカレンダー方式のマニュアルの配布とベリーツ栽培に適した施設への改良を支援するなど、作付拡大の取組を進めている。 ・現在は京都市場、大分市場の2市場をまず中心に、合計で今4拠点市場にベリーツを出荷している。現場の栽培面積等の情報を毎年把握し、こちらに事前情報を出しながら、本年度の供給量の見込み、出荷時期も含めて話し、市場で有利販売になるよう、取扱いをしてもらうように対応している状況である。 |
| | 82 | ⑧ | 県産いちご「ベリーツ」産地・流通拡大対策事業について | | <ul style="list-style-type: none"> ・施策の成果、評価がDということだが、Dの中でも28%台というのは他にない達成率の乖離があり、この設定が全く予想できないような数値の乖離があるが、その辺、見込みがなぜここまでずれたか、もう少し詳しく教えてほしい。 ・さがほのかに対する販売単価も前々年度より差が縮まっており、この数字を見ると単価は下がっている。なぜ単価が下がってきているか、優位性が下がってきているように見えるが、市場の問題なのか、品質の問題なのか。 ・モニタリングシステムで490万円執行されているが、さきほどの生産者の作業面、管理作業面での不安があるとかいうことがあり、生産者自身として、従来品種に比べ、ベリーツは少し難しいという思いがあるのか、出来上がりの品質にもまだ自信が持てないとか、そういった不安も技術面以外でも、技術面と連動しているかもしれないが、あまおうもうまく生産ができるのに時間がかかったと思うが、ベリーツも少しまだ安定的な生産が困難な面があるのか、このモニタリングシステムを執行した中で何か分かっていることがあれば教えてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ベリーツへの品種転換にあたり、県産イチゴの拠点市場の大分、京都市場でのシェアの獲得を目指し、作付面積の目標を設定した。具体的には、大分市場のシェアを現状の6割から7割に、また、京都市場でのシェアを2割からトップシェアを獲得する3割へ拡大することを目指し、県内イチゴの生産面積の45ヘクタールの全面転換を設定。目標達成までの期間も、有利販売につなげるため早期の転換が必要と考え、平成30年、令和元年の2年間での達成を目標と定めた。 ・ベリーツの導入2年目となった昨年は、秋の高温で花芽分化が遅れ、ベリーツ本来のメリットの価格面での有利な時期にあたる11月から12月の出荷量の分が十分確保できなかった。今期はマニュアルを活用した栽培管理の徹底、また、年内出荷量を確保するとともに、贈答需要に対応したギフトアイテムを拡充し、ブランドづくりに取り組んでいきたいと考えている。 ・技術面については、中苗以上の苗を作り、高単価での取引が可能となる需要期にあたる年内から2月末までの早期収穫の確保が必要になる。また、大玉の生産が必要になってくるが、そういったことから、生産者でまだまだ様子を見ているような状況も見受けられるため、さらなる技術向上に向け、県、農業団体の技術者で作成した基本マニュアルを随時改定し、それから、地元へ合った、地域へ合ったマニュアルに改定を加えながら、さらに、今年度は生産者に分かりやすいマニュアルを暦のような形にして、その時期にどの作業が必要か、いつまでどの作業を終わらせないといけないかといったカレンダー方式のマニュアルを配布している。栽培技術面での不安解消を図り、生産者にベリーツを導入してもらえるよう推進していく。県内で25戸がモニタリングをしており、まずデータを取るところから入り、来年度以降、そのデータを解析しながら、生産者にきちんとデータを返していき、生産拡大につなげていきたいと思う。 |
| | 83 | ⑧ | しいたけ消費拡大推進事業について | | <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標評価Dの理由を詳しく聞かせてほしい。 ・乾しいたけの家庭内消費がかなり減っているということで、その大きなプロジェクトとして、うまみだけを推進していくという話があった。そのうまみだけのプロモーション効果は、スタートしたばかりだが、今の段階で分かっているところを教えてください。 ・生しいたけの天候不順という話があったが、市場での単価、生産者への収益に関する影響について教えてください。 ・うまみだけについて、3か年の事業で家庭内消費量を10%ほど底上げしていきたいという目標で、1年目で効果は上がっているという答弁だったが、具体的な数字を教えてください。 ・乾しいたけの消費拡大には、食育とセットでという話もいろんなところで出ており、例えば、生活環境部でしている食育とかの中で、若い人や子どもたちの段階で乾しいたけを使っていくとか、そういう料理を含め、消費拡大、うまみだけのリーディングプロジェクトは別にして、ベースとしてそういう使い方とか政策のアプローチもあると思うが、そういう生活環境部等との連携等についてはどうか。 ・食育を含め、いろんな知恵を絞ってチャレンジしながら、消費拡大を進めてもらいたいと思う。それから、令和元年度46グラムということで、平均で1グラム減っているが、これは総務省の家計調査が根拠だと思うが、全国的なものなので、大分県だけというのは非常にこの数値は厳しいと思うが、この乾しいたけ王国の大分県がこの3か年かけてしっかりやっていくということなので、生しいたけの評価指標ではなく、これは乾しいたけを含め、評価指標をつくり、もう少し分かりやすくしていただければいいと思う。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標を生しいたけの京都出荷量としていることから、目標の10トンに対し、実績は7.7トン、達成率が80%未満でD評価となっている。詳しい出荷量は、昨年秋の低温の遅れ等により、生産量が減少したものの。他方、本事業は乾しいたけのイメージ改革による消費拡大を目的に、本年2月、うまみだけを新たなブランドとして立ち上げ、以降、テレビCMや情報番組での紹介、販売促進イベント等を行い、消費者が購入できる機会の拡大に努めてきた結果、高評価を得て、本事業の十分な成果が上がっていると認識している。今後は、さらなる需要拡大を目的に、本格的な需要期、年末商戦を迎える今月から新たな取組として、インフルエンサーによる情報発信やオンライン料理教室等を開催し、一般消費者に対する消費拡大を図っていききたいと思う。 ・生しいたけの京都市場での単価だが、令和元年度の平均単価は1キログラム当たり1,373円で、普通の単価に比べ、高値で取引されている。 ・平成30年のデータで1家庭当たり47グラムという数値で、元年度は46グラムという状況。 ・生活環境部等との連携による食育ということで、連携する場面では連携を図っていききたいと思う。振興局単独で、幼稚園児に対し、駒打ち体験、採取体験、加えてしいたけの料理を食べてもらおうなどを実施している。これは単なる幼稚園児等をターゲットにしているわけではなく、その父兄の方々にも照準を当てている。加えて学校給食等にもしいたけの粉末等を提供し、それを活用してもらおうよう活動している。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|-----------------------|--|--|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 農林水産部 | 84 | | 水田作物高付加価値産地づくり事業費について | <p>・麦、大豆とも加工の原材料となっているので、そのものの消費拡大イコール加工された焼酎、しょうゆ、豆腐だったりといった加工品が売れないことには消費が拡大しない。</p> <p>・2022年に食品表示法が改正されたことにより、加工品の原産地の表示が義務づけられるようになり、焼酎で言えば、今まで大麦と書いていたのが、大麦（国産）もしくはオーストラリア産、もしくは大分県産という表示が義務づけられるので、差別化の上で物すごい契機になる。</p> <p>・新酒は3月上旬に仕上がり、通常、3月、4月の歓送迎会、お花見で消費が増え、一気に出荷できる状態だったのが、今年はコロナでほとんど宴会が開かれず、花見もない状況で、どこの酒蔵もタンクの中にお酒が残ったままになっており、今、米の収穫時期に入って、麦は収穫されているが、タンクの空き容量がないので、新たな仕込みができない状況。私もずっと蔵を回ってみると、米の仕入れを例年の3分の1とか半分にするとか、麦焼酎は春から仕込んでいないという蔵がほとんど。これは大分の酒蔵だけでなく、全国の酒蔵が同じような状況なので、各県ともいろいろ今年の新酒が仕込めるように支援策をやっていて、熊本は今回は2,000万円の予算をかけ、県産酒6,000本を県内の飲食店に無償でプレゼントし、これにより少しでも在庫を減らし、次の仕込みができるよう、米の消費を増やせるようにしている。</p> | <p>・需要に応じた麦、大豆産地拡大対策で約240万円の予算が組まれており、産地拡大のこれまでの取組の実績と今後の計画があれば何う。</p> <p>・産地拡大に見合った需要の対策は何か取られてきているか。</p> <p>・大豆もだが、それにあわせ、やはり県産品の消費拡大運動、産地消費をPRしながら、食品表示にあわせて力を入れてみる可能性、必要性もあるかと思う。これは造るだけでなく、最終的な消費を広げていくのも農林水産部の中でも考えながらやってもらえると思うが、何かお考えがあれば何う。</p> <p>・NPO法人の大分県地酒・焼酎文化創造会議では、県のコロナ対策の補助金もいただきながら、来年3月27、28日に、酒造組合と一緒に大分市の祝祭の広場で新酒まつりをやるかと計画している。この新酒まつりの参加券を5千円で今販売しており、5千円で参加券を買った方には、県産日本酒を1升と、祭りの当日、トヨノホシを使った焼酎を1本プレゼントという、酒と焼酎の、トヨノホシの消費拡大にもつながる取組をやっており、ぜひ農林水産部の皆さんのご参加をよろしくお願したい。（要望）</p> | <p>・麦の栽培面積は平成29年以降増加傾向にあり、令和2年産は約5,100ヘクタールとなっている。平成28年から取り組んでいる焼酎用大麦トヨノホシは、令和元年産で168ヘクタールまで拡大し、県産オリジナル焼酎ブランドとして、県内16の酒造会社で焼酎が開発されている状況。今後の計画は、引き続き需要に即した麦、大豆の生産量の安定確保が重要なことから、優良品種の選定、土づくり等による単収向上など高品質生産に取り組んでいきたいと思う。</p> <p>・需要拡大対策として、焼酎用トヨノホシについて、県酒造組合や農業団体、試験場とともに協議会を設立し、生産者と実需者のマッチングを図りながら、引き続き焼酎のPRなど需要拡大に向けた取組へ支援を行っていく。</p> <p>・県産のブランド品種のトヨノホシに関しては、酒造組合が中心となり、昨年のワールドカップのイベントに参加してPRしたような取組もあったし、大阪で大分蔵フェ酒、また、東京でもPR活動を実施しており、そういった形で酒造組合や協議会をしっかりと活用しながらPRを進めていきたいと考えている。</p> <p>・コロナ禍の関係で消費量が減っている状況だが、現在の聞き取りの状況によると、前年7月対比で日本酒は83.7%まで回復してきて、麦は逆に家飲みが増えた状況で、同7月対比107%という状況。酒造組合とこういった情報をやり取りした中では、やはり家飲みに向けたバック詰めとか低単価といったものが好まれて飲まれているということで、そういった商品を持っているところが今回のコロナ禍では何とか持ちこたえてきた状況である。そういったところも含め、生産に関しては経営所得安定対策の産地交付金等も活用し、支援していきたいと思う。</p> |
| | 85 | | 国土調査事業について | | <p>・評価がBになっているが、令和元年度の目標の実施面積は30平方キロメートルで、このまま進むと、さきほどの説明では60数%の実施率と言っていたが、毎年30平方キロメートル進めていくと何年先ぐらいで完了するのか。60数%というのが県下の市町村の平均値で、それぞれにばらつきがあるかと思うが、完了しているところ、完了していないところはどこか。</p> <p>・このままのペースでいくと80年かかるようだが、成果指標を見ると、令和2年度は8億円の予算を立てており、元年度が7億円、1億円増額している。増額すると、その分進むかと思うし、こちら辺の増額の要因や今実施中の13市町村の配分等は要求ベースで市町村が今年はこれだけ増やしてくださいという要望ベースで増やしているか。</p> <p>・できるだけこの予算を増やして、早いうち速やかに終わらせていただく。80年ということは、私の息子よりも、私の孫が生きているかどうか分からない。自分も山とか水田とかあるわけで、父親からまずその境も聞いたことはない状況。皆さんの中で地方出身で大分市に住んでいて、親が亡くなった後に相続するとき、境がまず国土調査が来ていないところに住んでいる方は、親の土地がどこら辺か分からない人が結構いるかと思う。これはぜひとも急いで、親が、またはおじいちゃん、おばあちゃんが分かるうちにこちら辺を進めていただければと。それがここに書いてある固定資産の適正な課税にもつながってくるかと思う。予算の増額をお願いし、速やかに進めるようお願いしたい。（要望）</p> | <p>・県内18市町村のうち、完了している市町村が5市町村、現在実施している市町村が13市町村あり、完了している市町村は日田市、豊後高田市、由布市、国東市、姫島村である。このペースで実施していくと、あと約80年かかり、現在のところ、さきほど言った63.2%という率で、全国平均は51.6%、全国では15位の進捗率となっているが、九州の中では低い率となっている。</p> <p>・予算については、市町村の要望ベースを基に配分している。年度の予算の上下については、国の予算配分により決定されるところが多く、県からは毎年もう少し上回る予算を要望しているが、なかなか充足率がそれに達していない状況である。</p> |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|-------------------|-------------------------|--|---|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 農林水産部 | 86 | | 農地費の繰越しについて | | <ul style="list-style-type: none"> 一般会計の事業別説明書の173ページ、6款3項で農地費で、翌年度繰越額が102億1,294万2,164円繰り越されている。繰越しとなった要因と主な事業を伺う。 繰越された翌年度、すぐ着手できるというメリットがあると思うが、今、課長が言った事業の進行状況について教えてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 農地費は土地改良費と農地防災費等で構成されており、いわゆる農業農村整備事業の関係で、翌年度の繰越額が多い主な事業は、水田の畑地化等の圃場整備、区画整理を行う経営体育成基盤整備事業と、中山間地域の生産基盤を行う中山間地域総合整備事業、さらに、農業水利施設の長寿命化に向けた施設の改修等を行っている農業水利施設保全合理化事業、さらに、老朽化したため池の改修等を行う危険ため池等緊急整備事業、こうした事業が翌年度の繰越しが多い事業となっている。繰越しの理由は、まず一つが防災・減災対策やPPP関連予算に関する国の補正予算を、年度末に積極的に受入れたこと、2点目は、現場条件を精査したことによる工法の検討、さらに、用地等の地元調整、こうしたものに時間を要したことが主な原因となっている。なお、本年度においても、7月豪雨に対して復旧・復興の取組を現在進めているが、繰越額の減少において早期発注に努力している。 主な事業は、経営体育成基盤整備事業で現在、豊後高田市の水崎地区外を含め、38地区で事業を実施し、令和元年度は、区画整理を64.9ヘクタール整備し、園芸品目の生産拡大の推進を図り、13.2ヘクタールの水田の畑地化に取り組んでいる。中でも宇佐地区は、区画拡大や暗渠排水の施工を行うことにより、そこに新たにジャガイモの面積2.2ヘクタールほどの作付を行うなど、畑地化の取組も一緒に取り組んでいるところで、令和2年度においても、こうした取組を引き続き行うことで、区画整理、さらに畑地化を行うところは除礫を取り組み、13.4ヘクタールの畑地化を目標に現在取り組んでいる。ため池についても取り組んでいるが、大分市の放生ため池など83地区でこうしたため池部分の防災・減災対策を進めている。防災重点ため池はため池が決壊すると下流に被害を及ぼすため池のことで、大分県には1,103か所ため池があり、令和元年度まで17か所の改修を行い、トータルで現在410か所のため池が整備済みとなっており、進捗率が37%。また、ソフト対策ということで、ため池のハザードマップについても推進しており、令和元年度に111か所作成し、トータルで617か所で進捗率56%となっているが、こうした取組を進めることにより、人命や財産の被害の未然防止という部分に取り組んでいる。同じような形で、令和2年度も、引き続きため池の改修、そうした減災対策のハザードマップ作成をしっかりと取り組んでいきたいと考えている。 |
| | 87 | | 農地集積・集約化支援事業について | <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業については、他の産業より非常に高齢化が進行している状況で、生産現場では労働不足も顕著と思う。 | <ul style="list-style-type: none"> 農地集積は非常に苦労もあるかと思うが、これまで農地集積しやすいような大型農業法人や新規参入の企業に向けて集積しているの、少し厳しい状況になるかと思う。そういうことで、C評価についてはある程度想定できるが、C評価となった要因について教えてほしい。 集約化の関係で、水田の畑地化等の関係もあるかと思うが、宇佐市では企業による大規模な区画でお茶とかブドウもされているので、大規模企業の参入等を考えながら進められたらいいと思うが、その辺の見解を伺う。 | <ul style="list-style-type: none"> この事業は、農地の集積・集約化による生産コストの削減、水田の畑地化による収益性の向上を目的として、農地中間管理機構を通じ、農地を集積した担い手を支援する中山間地域等担い手交付金、農地の出し手と受け手を結びつける活動を行う団体を支援するマッチング奨励金から構成されている。事業の評価の要因だが、令和元年度は、この事業を活用した経営体数は増加したが、1経営体当たりの集積面積が減少したことにより、担い手に集積された農地は186ヘクタールと前年と比べ、少なくなった状況である。 畑地化の関係では、令和2年度から畑地化用の水田の出し手に対し、園芸団地づくり推進交付金を新設し、本事業とあわせ、集積の推進をしている。また、参入企業については中間保有制度があり、そういったものも活用しながら、畑地化がしっかりと進むよう集積の取組を進めたいと思う。 |
| | 88 | | Go To Eat (キャンペーン) について | | <ul style="list-style-type: none"> 決算と直接関係ないが、現在進行中の農林水産省が所管しているGo To Eatはテレビ等で、東京とかほかのところは毎日それている問題点が何だかんだと言っているが、大分県で自分が食事をすると、関係あるところは1件もない。所管がどうなって、どういう手続で、多分県もどこかで関係あるはずだろうから、中央は農林水産省が所管だから、県だと農林水産部じゃないかなと思うが、どういう仕組みになっているのか。 レストランとかに行って、まけてくれるのが本来の趣旨だが、大分商工会議所に委ねたのは県が関係あるのか、ないのか。 県は関係なく、関与していないのか。国が大分商工会議所に委託したということか。一般の県民は直接行ってもだめという仕組みを、国が今明確に指令を出しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 国は農林水産省が所管し、大分県の場合、実施主体は大分商工会議所が受けて行う。仕組みは、1万2,500円分のチケットを1万円で購入する形で、その販売元が商工会議所から一般のデパートでも食券が買える仕組みで取組が進められている。まず、食べられる場所、飲食店もコロナ対策をしたところでないといけないとなっており、その飲食店の登録が10月12日から開始するようになっている。食券は11月9日から販売され、11月16日から利用できるスケジュールとなっていると今のところ聞いている。 県がどうこうということではないが、国のスキーム、考え方の中で、県を通さずするような形で事業が組まれている。 こういう事業があり、それに応募される場所はありますかということも農林水産省が出し、大分商工会議所が受けると手を挙げた状況で、事業実施主体は、国が募集し応募したという形になっている。県は全く関与していないわけではなく、一緒に取組を進めているところである。 |
| 89 | | 農林水産業保険普及推進事業について | | <ul style="list-style-type: none"> 共済は、病害虫とか倒伏、あるいは鳥獣被害といった被害分について共済金を支払う制度だが、昨年に引き続き、今年もウンカが大量発生し、また、災害等も起き、特に出穂期の7月頃、やはり河川の氾濫による稲の流失、また土砂の流入、そして、稲の被害は少なかったとしても、その後、用水路が閉塞して水が確保されないため枯死することがあったが、現在、共済事業は任意加入となり、被害に遭っても共済に入っていなかったら、全く補償というか、収入がなくなってしまうので、非常に今共済の加入率が悪い中、県として共済組合や市町村等と連携しながら共済加入の推進を図るべきではないかと思うが、いかがか。 | <ul style="list-style-type: none"> 農作物共済が任意加入という形になり、県としては国がつくった収入保険をメインに、稲作も含んでいるので推進するようにしている。そういう中、主要な施策の成果の160ページにある補助金を昨年度つくり、推進のためのパンフや説明会の会場費、推進する人たちの旅費等について補助している。ただ、任意加入になったことにより、確かに農作物、稲、麦とかについては加入数が減っているの、そこもあわせて今後も推進していきたいと考えている。今年度は、昨年度の反省を踏まえ、農協等と協議会をつくり、県と農業共済組合と農協とが一致して収入保険の推進を図ることとしている。 | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|----------------|---|---|--|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 農林水産部 | 90 | 鳥獣被害総合対策事業について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は防護柵延長459キロメートルに取り組みられているが、取り組んだ集落数と、設置要望が多分まだあると思うが、その要望等がどのくらいあるか。特定外来生物であるアライグマ最近被害が増えていると思うが、これによって大体生息数が測られるので、捕獲頭数を教えてほしい。 ・防護柵の設置は国から貸与というか、柵そのものを地区に貸与し、地区で立てるのがほとんどだと思う。ここに2億8,000万円の予算が組まれており、柵そのものの予算と思うが、設置する場合、どうしても固定的な費用が必要で、例えば、杭を打って、上から2メートルのパイプをかぶせたりするが、そのための杭打ちの工具等、そういった一定の固定費が要るので、集落ごとにこういう補助をするとき、10万円か20万円ぐらい必要な器具を買えるような補助を考えてはどうかと思う。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・県としては予防強化集落を中心に防護柵等の設置等を本事業で行い、本年度は44集落で設置する。これは毎年要望をとり、国に要望しているが、ほぼ満額の予算確保はでき、集落で防護柵等の実績が上がっている。最近、イノシシやシカ等は被害等は減っているが、アライグマは捕獲、また被害等も伸びており、昨年、R1実績で731頭のアライグマが全県下で捕獲されている。大分市や中津市、日田市を中心に捕獲実績が上がっている。 |
| | 91 | カワウ被害対策事業について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・イツキカワウの駆除で、従前、散弾による駆除は、飛散してコロニーなんか移動して大変だということで、エアライフルで駆除することで委託されたと思う。昨年度が278羽駆除されているが、その駆除の日数と延べ人員について教えてほしい。 ・従前、内水面の組合員の方が追っ払ったり、コロニーの卵を凍結させるとかいう対策を取ってこられたが、半減しても今後また増える可能性があるのか、カワウ対策としての継続はどう考えているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の実績は、中津市耶馬溪ダム、玖珠町の滝瀬川河畔や杵築市の楠大池で実施し、270羽を採捕した。駆除期間は合計5日間で延べ人数は12名、シャープシューティングという手法をイーグレットオフィスという会社に委託してやっている。このカワウ対策は、春先に河川に種苗を放流するとき一番被害が出るので、被害を半減させることを目的として、当初平成27年は800羽ほどいたカワウが半減できたということで、事業効果が上がっていると考えている。 ・カワウ対策の継続については、国が定額で補助する駆除事業もあるし、国事業の中で追い払い、テープを張ったりテグスを張ったりといった事業を継続していく予定。その分は、県も上乘せして補助する予定で、今後ともカワウ対策は継続してやっていく。 |
| | 92 | 農業協同組合指導事業について | <ul style="list-style-type: none"> ・昨日、大分県農協に対する業務改善命令ということで代表理事を呼んで聞いている。昨年度来大きな不祥事ということが今年度も続いている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年も検査等を通じて把握された問題点に対し、具体的な是正指導をしたということで、様々な課題があると思うが、どのような指導をされているかということと、今後、県農協と単協に対し、どのような指導をしていくのかについて伺う。 ・先日の新聞にもあったが、抜本的対策が必要だと思うし、金融共済事業での不祥事が頻発している。ただし、農協は本来、我が県の農業の根幹を支える組織だと思う。そのような営農指導等もしっかりしていけないといけない中、今回、クローズアップされたのはこういった金融の部分で、農業協同組合がやるべき本来事業はやはり農家に密接したところで、金融ばかりに目が行き、そこだけの改善でなく、農協をしっかりと本来あるべき姿に持っていき、指導していただくことが必要と思う。部長に聞きたいが、本来あるべき農協の姿に対し、今、農協が抜本的に変えなければならぬ部分についてコメントをいただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・農協の指導は、昨年度の3月と7月に起こった案件は、報告徴求命令という形で農協に対し、対策を練って報告するよう指導している。そのような中、信用事業は、どうしても集金したりする過程で現金を扱うので、それをくすねてしまうとかいうのがあったので、信用事業については現金を扱わないようにするとかという対策を農協で考えてやってきている。ただ、そういうことをしている中で、また不祥事が起こったので、こちらから根本的に、農協の中で、もともと単協で16あった農協がまとまった中で、やはり事業部ごとに縄張意識みたいなものがあり、本店に情報が伝わりにくいんじゃないかとかいう面もあったので、意思がちゃんと伝わるよう、風土改革というか、職員一人一人の意識を変えるような改革をしたりして、また、不祥事について、今まで役職員は知っているが、末端の職員まで届いていない状況も聞いたので、どういう不祥事があったか新聞で知るだけで、どういう不祥事があり、どういう対策をし、その人がどういう処分を受けたか、そういうことのないよう意思疎通がきちんととれるような体制をつくっていくような形で指導していきたいと考えている。 ・今回の不祥事にもやはりそういうところが現れているのかと思っているのは、農協が20年合併したとき、基本的には1円でも高く生産したものを売る、あるいは1円でも資材等を安く売ると、農家に届けることを知事も何回も繰り返していました。そういった意識は確かに浸透してきているかと思っているが、ただ、そこがさきほど話があったように、事業部制というところ、エリアでやはりどうしても固まっているところ、そこが結果として、例えば、生産物の流通販売にあたって一元集荷・出荷ができていなかったりというようなところもあり、そこに長くその地域に勤務することによってなれ合い意識とか、そういう新しい風とか意識改革とかできていないのかなと思う。もう一つ、生産指導もまだまだ弱いかなと思っていて、そういったところが総合的に農家のための農協であるために何が必要か、今回の業務改善命令は一つの契機だと思う。その業務改善命令だけでなく、基本的な風土、仕組みをしっかりとチェックしながら指導していきたいと思う。 | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|-----------------|---|--|-------|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 農林水産部 | 93 | | 保安林整備管理事業費について | <p>・最近、風力とか太陽光発電とかいう林地開発に係る事案、また保安林解除に係る事案等々がかなり増え、特に最近では風力発電の数十メートルある巨大な羽根により低周波という新たな公害の被害が周辺住民に出てきている実態がある。</p> <p>・低周波公害は林地開発の4要件の中に含まれていないが、そういう低周波公害を研究し、林地開発と低周波公害というのは若干違うかも分からないが、そういう許可の4要件の中に含まれないのか。</p> <p>・太陽光発電の問題で、やはり県として地元への協定を本当に粘り強く粘り強く要請していることには非常に大きく、大変評価しているが、まだまだそうは言っても、企業側とすればやはり許可は欲しいので、協定書が欲しいから、いろいろ強引な手だてを使ってくる。そういうときには、きちんと県としても企業に厳しく指導する姿勢も必要と思うが、そこら辺、どう考えているのか。</p> <p>・4要件の中に入らないということは、基本的によく分かるが、今、経産省や、いろんなところでガイドラインを出している。農林水産部とは直接違うが、商工とか、生活環境とかという部分で関わる、つまり低周波問題というのは、そういうところを全体的に考え、部局、部局でやるのじゃなく、風力発電という一つの問題について、林地開発だけじゃなく、全体の環境の問題と、人的被害の問題を含めて考えていかないと、単発ではなかなか対応できないことがあると思うから、そういう点は商工労働とか生活環境とか、ぜひ林地開発との関わりも含め、協働して勉強していき、研究していただいて、こういう方向があるという一つの方向性をぜひ出してほしいと本当に思う。太陽光は非常に明確に出てくるから分かりやすいが、風力の場合、最近非常に巨大な風力発電施設の計画が今乱発している状況なので、そういうところもぜひ横断的な研究をしていただきたいが、部長の見解を伺う。</p> <p>・そういう全体的な問題も実際に出てきているから、そういう点では、今言った全体的な検討も含め、これからはいろいろ協議をしていきたいと思うが、相談があったら、親切に対応をお願いしたい。(要望)</p> | <p>・林地開発の許可は、土地の形質の変更について審査し、森林法第10条の2で定められた災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の4つの要件を満たす場合は許可しなければならないとされており、その土地の上に設置する施設は森林法で制限する対象ではないことから、設置する施設の制限を4つの要件に加えることはできないと考えている。</p> <p>・林地開発の許可を行うにあたり、地元の理解を得ることが非常に重要だと考えており、事業者が地元との協定締結に向けて行う説明会などは、事業者に対し、引き続き真摯に、また丁寧に説明するよう指導していきたいと思う。</p> <p>・林地開発については、言われたように、最近かなり件数も出てきているような状況で、それが太陽光だったり、風力だったり、いろいろあると思う。その中で、県が所管している森林法での許可の部分と、さきほど言われたように生活環境や福祉、商工労働だったりという部分については、どこが中心になってやるか、そこはしっかりそれぞれの捉え方でやっていかないとはいけないと思っている。農林水産部でそれが主体的になってというふうにはなかなかかなりづらいかんと思っており、関係課と話をしながらになるかと思う。</p> | |
| 土木建築部 | 94 | | 県営住宅管理対策事業費について | <p>・昨年7月の予算特別委員会で県営住宅の状況について質問し、扇山第2住宅では30戸中9室の空室があること、新婚や子育て層など、若い世代の方たちも入居できるよう整備し、入居率を向上することをまず第1に考えているという趣旨の答弁があった。その後、ニーズに合った整備や入居率は改善されたのか。ニーズに合った対応をお願いしたい。(要望)</p> <p>・コロナ禍で県営住宅の入居を可能としており、77戸の県営住宅を準備中とのことだが、その際の入居の基準について、退去を求められた証明書と解雇予告通知、退職証明書、離職票のコピーが必要となっている。この条件を緩和して、収入が減って困っている方が入居できるようにすべきではないか。</p> | <p>・扇山第2住宅については、今年9月末時点で空き住戸が1A-1で9戸、2A-2で7戸となっており、2A-2については、4戸増えている。これは、今年度、扇山第2住宅で給湯器設置工事を予定しており、工事完了まで入居の募集を控えていることが要因と考える。なお、昨年度、子育て世帯向けに対面キッチンやフローリング化等の改善を行った数戸住宅の5戸については、全て入居済みとなっており、今後さらに15戸の整備を予定している。平成9年度から取り組んでいる手すり設置や浴槽のまたぎを抑える高齢者向けの改善工事も引き続き進めることで、入居率の向上を図る。</p> <p>・今適用している制度は、10年前のリーマンショック時に使用した制度であり、住宅費の助成制度、いわゆる住居確保給付金の給付条件は離職までは求めていないと聞いている。当面はコロナ関係の離職者を受け入れる住宅の整備を進めながら、県下の状況を注視して条件緩和の必要性があると判断できる状況になれば、検討していきたい。</p> | |
| | 95 | | 庁舎営繕費について | <p>・車いす利用の方などが雨天の中来庁された際に、駐車場で乗車・降車時に濡れてしまう状況がある。別館の方でもそういう状況が見受けられる。</p> | <p>・別館の屋根付きの駐車場を活用することができないか。障がい者自身で運転して自分で車椅子を降ろして乗り換えている方もいるので、少なくとも福祉関係の別館については早急な改善が必要と思う。また、他の県有施設についても改善する必要があるのではないかと。他部局とよく協議し対応して欲しい(要望)</p> | |
| | 96 | | (公)交通安全事業について | <p>・予算額約53億5千万円、決算額約33億3千万円、繰越額約20億であるが、予算に対し繰越額が多い理由は何か。</p> <p>・横断歩道は警察の所管、中央線や道路標識等は土木事務所の所管で、地元から要望を出す際、現在は2箇所に出向く必要がある。警察か土木事務所のどちらに要望しても対応できるよう連携を強めてもらいたい。(要望)</p> | <p>・児童の通学路における安全対策として、歩道や自転車歩行者道の整備に取り組んでいるため、車道の改良済み区間に沿って歩道を設置するケースが多く、立ち並ぶ民家の庭先や駐車場など、歩道の幅のみを用地取得するため、用地交渉が難航するケース、交通量が多い所では煩雑な交通規制や夜間工事等、現場施工が困難でやむを得ず繰り越したケースもある。さらに昨年度末には、未就学児等の移動経路の緊急安全点検で危険と判断された箇所の対策を講じるための補正予算を受け入れたことも要因である。</p> | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|---------------------------|--|--------|---|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 土木建築部 | 97 | 東九州海上物流拠点 推進事業費について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・大在コンテナターミナルについて、新型コロナの影響で貨物取扱量にどのような変化があったのか。 ・それらの影響に対し、船会社や荷主企業等に対して何か県として対応したことがあるのか。 ・ポートセールス活動は停止しているのか、今年度はどのような状況で推移しているのか。 ・内貿の方が影響を受けているようだが、その要因はなにか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・外貿コンテナ貨物については、1～3月は対前年比約3%増加、4～6月は経済活動の停滞等に伴い対前年比7%の減少であったが、7月～9月は、対前年比3%増となった。内貿コンテナ貨物については、1～3月で内貿貨物は約10%減少、4～6月までの3ヶ月平均で対前年比45%の減少であったが、7月～9月は、20%の減少と回復途上にある。 ・県の対応について、売上が大幅に減少したフェリーや貨物船など定期航路事業者を対象に、事業者ごとの各月の売上が、対前年比50%以上の減少であれば使用料を全額免除し、30%以上50%未満の場合は2分の1の港湾施設使用料の減免を実施している。 ・新規貨物の獲得に向け、感染が落ち着いてきた6月から、船社等と連携し、県内企業を中心に働きかけている。今後、県外企業への訪問や利用促進セミナーの開催にも取り組んでいく。 ・内貿貨物については、消費税の増税に伴い国内の動きが停滞していたこと、内貿がなかなか戻らない要因について、イベント等の減少で飲料等の物流が落ちているという状況がある。 |
| | 98 | 子育て高齢者世帯住 環境整備事業費 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・目標値・前年度実績を超える補助件数を実現しているが、事業PRにおいて工夫された点等があるか。 ・福祉関連の部署との連携し必要としている方へ届くような広報をしてほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する聞き取りにより広報手段を検証し、市町村報、ホームページ、施工業者向け説明会に加え、新聞掲載回数が増、新たにテレビやラジオ放送を行った。木造住宅耐震化の啓発を目的とした耐震キャラバンで、一体的に周知した。なお、より使いやすい制度とするため、令和2年度からは3世代同居型の支援も要件の緩和等も行っている。 |
| | 99 | 道路維持修繕費につ いて | | | <ul style="list-style-type: none"> ・県管理道路の草刈りについて、外部委託の割合はどのくらいか。 ・地域住民がボランティアで支援を行っている所の割合はどのくらいか。 ・地域住民の協力に対する理解度、協力の要請はどのように行っているか。 ・要望事項として草刈りが一番多く、十分に叶っていない感じがする。 ・住民が快適に暮らすために自分たちも協力しようと思う気持ちを醸成していけるよう、話し合いながら進めて欲しい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・県管理道路の全路線を委託対象としている。 ・ボランティアによる道路の草刈りは、クリーンロード支援事業により実施している。草刈りや花植えを行っており、このうち草刈りは約1,400万円で、87.4%であり、昨年度は132団体が参加しており、その大半が継続して活動しているところである。 ・県庁ホームページやラジオ放送、市町村の市報等により周知している。 ・草刈り要望を受けて場合によって職員が直接対応することもある。各土木事務所に相談して頂きたい。 |
| | 100 | ⑨ 河川緊急情報基盤整 備事業について | <ul style="list-style-type: none"> ・7月豪雨の際、天ヶ瀬の玖珠川では、水位計の破損、流失により最高水位が判明せず、今後の河川改修計画の大きな問題になっているという話を聞いている。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・左記のような事実があるのか。 ・中小河川から本川への流入が阻害される、いわゆるバックウォーターにより、内水氾濫がいろんな所で起きている。今後の水害発生頻度の増加、あるいは水害規模の拡大を考えた時に、洪水避難情報システムは、これに対応したものになっているのか。 ・水位計や監視カメラが流失し、目的である避難に結び付けるという防災上の観点で役に立たなかった、という事実をどうするのが大事である。一定程度の強度を持たせ、単なる付け替えでなく、水位があがっても大丈夫な強度を持つものに変えていただきたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・筑後川の合流点などで流量の計測を行っており、現在、筑後川河川事務所と連携して、被災流量の把握や計画全体の立案について検討している。計画上の問題にはなっていないと認識している。 ・バックウォーターについて、筑後川では日田市の北友田の低いところで発生しているが、そういった箇所も含めて今後の河川改修を県と国が一体となって進めていく。洪水避難情報システムは、流失した水位計は1か所を除き復旧済み、監視カメラは全て復旧済みである。国管理河川も含め、自宅にいながら状況を監視できるシステムをしっかりと構築していく。降雨量や水位の状況を即座に周知できるような情報のネットワークも構築する。 |
| | 101 | 特定外来生物の流入 について | <ul style="list-style-type: none"> ・コンテナを経由した特定外来生物の上陸、流入がある。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理費の中には、ヤードなどで外来生物の流入チェックをする経費が含まれているのか。あるいは、貿易当局が対応することになっているのか。 ・継続的な取り組みが必要。予算に項目立てした方がよいと思う。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者として、貿易当局や環境省と連携して、ヒアリの捕捉を行う網を仕掛けるなどの対応を行っている。港湾管理費の中に特定外来生物の対応費用が入っているかどうかは、今お答えできないが、既存の予算の中でこれまでやってきており、今後もしっかり対応していく。 |
| | 102 | 県有建築物保全事業 について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・中長期保全計画や管理指針に基づいて、長期にわたって既存施設が活用されるように取り組んでおり、ニーズは非常に高いと思うが、昨年度の要望件数に対して整備された件数は何件か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・県有建築物や道路等のインフラ設備を含めた総合的な管理を行う観点から、令和元年度から総務部で事業計画の立案等を行っているため、後ほど回答する。(要望50件、実績44件：10/8(木)三浦委員に説明済) |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------------------|--|---|---|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 土木建築部 | 103 | 建設産業構造改善・人材育成支援事業費について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・高校生向け現場体験学習会について、対象の生徒及び実施内容は。作業などを行っているのか。体験学習会の満足度はどうか。 ・現場体験というのであれば、単なる見学の延長ではなく、危ないところは避けて現場に入り、実際にコンクリートの匂いがするようなどころで肌で感じてもらうのも大切ではないか。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度は、県内の高校4校5学科を対象に各1回ずつ実施した。建築系では日田市の草野本家保存修理工事現場や別府市のマンションの建設現場、土木系ではトンネルの建設現場や現在建設中の玉来ダム工事現場に行き、実際の建築物や構造物を見学し、実際に作業に従事している技術者の話を聞くという形式で現場について学習した。具体的な作業については、危険性があるため行っていないが、実際に現場へ行って技術者の話を聞き現場の雰囲気を感じることで多くの生徒が建築・建設現場に魅力を感じたと聞いている。満足度のアンケート結果でも95%の生徒が満足したと回答している。また、建築や土木職についてのイメージがアップしたという回答も60.4%あった。県内への就職についても少しずつではあるが増加傾向である。 |
| | 104 | 建設関係資格取得の支援について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・建設業界では必要となる資格が数多くあるが、業界から資格取得への助成や研修会の開催等の要望はないのか。 ・県として建設業界で必要とされる資格取得支援の取組を実施したことはあるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・業界からの要望については現時点では特に受けていないが、技術者の養成は積極的に行いたいと考えているため、研修等の要望があれば精一杯取り組みたい。 ・現在ある制度としては、従業員が資格を取得することで給料が上がる等、資格取得に際し従業員に還元する制度を創設した場合にはその分の資格取得費用への助成を行うものがある。個人で資格を取得する際にどのような形式で補助ができるかについては、工夫が必要だと考える。 |
| | 105 | (公)道路改良事業費について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・東九州自動車道、中九州自動車道の整備はもちろん重要だが、それだけではなく、高速道路等を補完する循環型的高速交通ネットワークの整備もまた重要である。県として国道、県道の整備にどのように取り組んでいくのか。 ・高速道路や高規格道路がない地域では、国道、県道の整備が非常に重要視されているため、今後も進めて欲しい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・国道、県道は国民や県民の広域的な移動を支えている。高速道路や地域高規格道路のインターチェンジ周辺のみを生産や生活の拠点があるわけではなく、インターチェンジ、各地域の中心部、主要な駅、港湾、空港などの拠点を結ぶ道路、あるいは半島振興等に寄与する道路についても、重要であると考えている。おおいの道構想2015や豊ちやく2020により、三重新殿線、響峠バイパス、佐田山香線、香ヶ地真玉バイパスなど多くの事業を実施しており、県の各事業、国や各市町村が行っている道路事業と役割分担をし、連携しながら県内の道路ネットワークの整備を着実に進めていく。 |
| | 106 | つるさき陽光台崖のり面対策について | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年も大分市によるパトロールや側溝の清掃等が行われているが、崖が崩落すればかなりの被害が出る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は大分市としっかり協議するという話だったが、進捗状況と今後の取組はどうなっているか。 ・この地域は、土砂災害警戒区域として指定されているが、どのような対策をとっていくのか。 ・県と市で年に1回か2回地元の話に行くことはできないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は、清掃会社が側溝清掃を行った。今年度も現地確認や地元との話し合いの場を持ち、のり面に大きな変状がないことは確認している。大分市とも協議し、2週間に1度の定期パトロールの確認、管理会社への指導等をお願いしたところである。 ・管理会社も地域住民とは常に情報交換をしているが、本格的な対策は予算面から厳しい状況である。今後も引き続き、現地の状況を注視していく。土砂災害から人命を守るために、ハード・ソフトの両面からの対策を行っており、警戒区域は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図ることが目的のソフト対策である。ハード対策として、この警戒区域の中から事業対象となり得る箇所を、優先順位を考えながら順次整備をしている状況である。 ・大分市へ道路管理者として何か出来ないか、話に出向いた。 | |
| | 107 | 県営住宅の管理について | <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の側溝掃除は、通常は住民がするのだが、古い住宅では側溝にコンクリート蓋が被さっており、基本的には取れない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民で掃除ができない部分については、基本的に県、公社で掃除をするということを制度的にははっきりできないか。住民から要望があれば県が行なうとしていただきたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、草刈りにせよ側溝の掃除にせよ、住民の方をお願いしているが、それがあまりにも負担が大きすぎる場合は、例外的措置として県で行なっている。状況を見ながらケースバイケースで判断していきたい。 | |
| 会計管理局 | 108 | 障がい者の来庁への対応について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、特に車椅子の利用者が県庁に来た際、雨の日に車から降りるのにぬれて移動しなければならない状況がある。雨にぬれることにより体調を崩しやすい方たちも多いので、改善が必要ではないか。 ・事前に連絡はしていないと思うが、ぬれなければならない状況が見受けられるので、屋根のある場所で乗り降りできないかと思う。今後に向け、ぜひ検討してほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・入口の監視職員に伝えていただければ、雨にぬれない場所で降りていただくこともできる。また、事前に連絡いただいたら、障がい者の方にはできるだけ近い駐車場を準備するようにしている。 ・用度管財課は庁舎管理を行っているので、施設改良担当の土木建築部と相談したい。 |
| | 109 | 庁舎管理における自動販売機の設置について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理収入が見込みを下回ったという説明があった。庁舎管理費の収入には、例えば自動販売機の設置に伴う占用料が入っているかと思う。アイバンクや腎バンクが設置している寄附付きの支援型自動販売機を県庁舎では見ないという話がある。総合社会福祉会館では設置され、県民に対して公益事業の理解を深める一助になっているが、担当課になぜ県庁舎でできないかと問いつけたとき、庁舎管理を担当しているところと協議をしたができないと言われたという説明を受けた。 その辺の考え方や、庁舎管理収入に含んでいるかどうか、自動販売機の設置について聞かせてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の設置は用度管財課で入札しているが、どこに何を置くかは総務部で決定している。用度管財課では庁舎の維持管理を行っている。 なお、庁舎管理費の収入が見込みが下回った件は、新館13階にあったレストランぶんごが今年5月29日に閉店したが、新型コロナウイルスの関係で今年3月31日までに納入する光熱水費を来年3月31日まで延期したことによるものである。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|-------------------|--------|--|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| | 110 | | 県発注の物品及び印刷の入札について | | <ul style="list-style-type: none"> ・県発注の物品や印刷について、入札の時期や内容等をホームページか何かで公告すると思うが、県内の中小企業に対してどのように周知しているのか。 ・随意契約もいろいろあると思うが、例えばどういう種類で、印刷なら部数が少ないなど、どういった理由で行っているのか。 ・地元発注がほとんどだと思うが、地元発注の比率と金額を教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・用品調達特別会計で発注する物品や印刷物などについて、一般競争入札は県のホームページの用度管財課のページで公告を掲載し、トップの新着情報にも掲載している。WTO案件は、このほか県報でも公告することとなっている。指名競争入札で発注する印刷物や公用車の場合は、物品等電子入札システムに登録している事業者の中から指名する事業者にシステムを通じて通知している。 ・随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき、用品調達特別会計で発注する備品、消耗品、被服は予定価格が160万円以下、印刷物は250万円以下の場合、見積り合わせにより随意契約をしている。ガソリンや灯油などの燃料は、同条第1項第2号により官公需適格組合との随意の単価契約を締結しており、航空燃料についても同様に条件に適合する事業者と随意の単価契約を締結している。 ・地元発注の比率は、件数は全部で1,579件、総額は21億6千万円で、このうち県内事業者への発注は1,292件で81.8%、金額は16億6千万円、また、県内に支店がある準県内事業者への発注が239件で15.2%、金額は3億6千万円、県内事業者と準県内事業者の合計では1,531件で97%、金額は20億2千万円となっている。 |
| | 111 | | 自主財源の減少について | | <ul style="list-style-type: none"> ・自主財源は平成30年度42.67%が令和元年度40.97%と下がっている。地方消費税清算金や繰入金、繰越金、諸収入などが減少しているが、当然、増減する。今回減少した大きな要因はどこにあるか分かれば教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・依存財源の県債、防災減災国土強靱化緊急事業債等の大幅な増があった。また、自主財源の繰越金についても、平成29年の北部豪雨災害復旧事業が進展したことにより減少した。諸収入の県の制度資金についても災害復旧等が進んで融資残高が減ったことにより元利収入が減ったことで、こちらも減っている。こういった要因等があり、相対的に自主財源が減少している。 |
| 会計管理局 | 112 | | 時間外勤務の縮減について | | <ul style="list-style-type: none"> ・会計管理局職員の時間外勤務手当はどのようになっているのか。 働き方改革に取り組んでいると思うが、どのような変化があったのか伺う。 ・会計管理局の場合、繁忙期があるかと思う。繁忙期の超勤実態がどのようなものか、分かれば教えてください。 ・様々なシステムを改善することにより超勤時間が減少していくとミスそのものも少なくなっていくことにつながるのではないかと思う。そういった工夫や環境整備をお願いする。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の時間外勤務手当は2,130万6,024円で、1人当たり37万3,789円。時間については、1人当たり月平均11.6時間。本庁の平均19.7時間に比べると少ない。 超勤縮減に取り組んだ結果、前年度と比較して約1時間ほど減少している。これまでも備品単価の見直しや会計管理者等への事前合議の削減等の会計事務の効率化に取り組み、関係する会計規則等を改正し、全庁的な事務の改善、簡素化を図ってきた。また、会計管理局内部では、2年に1度の物品調達等に係る競争入札参加資格更新手続について、RPAを活用した業務の自動化に取り組んだ結果、更新時期の7月から9月の該当班の超過勤務時間は、前回、2年前の約半分に削減されている。今後も会計管理局のみならず、全庁に関わる会計事務の業務改善に取り組む。 ・会計事務の繁忙期の超勤状況は、出納閉鎖時期、それと年度末について、審査関係の事務を行っている職員の残業が多くなっている。通常は月四、五十時間のところが、昨年度の年度末は300時間程度に増えている。ただ、用度管財課は年度末に集中することはないので、局全体を見ると月ごとの大きな差はない。 |
| | 113 | | 県庁舎の維持管理費について | | <ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎管理費について、県庁舎の維持管理に要した経費とあるが、落札額の状況はここ数年でどのように変化しているのか。 ・雇用者の賃金水準について状況を把握していれば教えてください。 ・そこで働く方々が丁寧な仕事をやろうと思えるような環境ができるよう様々な指導をお願いする。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎の維持管理費としては、清掃、警備、電力などがある。そのうち、本庁舎などの清掃業務委託については3年間の長期継続契約となっており、前回の平成28年度の入札では、消費税抜きの年間契約額は3,399万9千円、令和元年度に実施した入札は年間3,472万8千円での落札となり、年額で72万9千円の増額となっている。これは、委託料設計に用いる国の労務単価の改定により、主に人件費の単価が上昇したことによるものと考えている。 ・実際の雇用者の賃金水準の状況は把握できていないが、人件費単価は最低賃金をかなり上回るものとなっている。また、委託契約書に労働基準法などの労働関係法令及びこれに基づく基準を遵守するように明記しており、その徹底を受託業者に指導している。警備業務委託についても同様の状況となっている。 |
| 議会事務局 | 114 | | 時間外勤務の縮減について | | <ul style="list-style-type: none"> ・時間外手当はどのようになっているか、時間外の状況も含めて教えてください。また、時間外勤務の削減に向け、どのような工夫をしているのか。 ・引き続き、効率的に、能力が遺憾なく発揮できるように環境整備をお願いしたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の状況は、平成30年度の時間外勤務の1人当たりの月平均が局全体で6.8時間、令和元年度が8.9時間で30年度と比較し2.1時間の増となっている。この要因は、選挙による新体制への対応や予算特別委員会の開催、議員提案条例の策定などの業務となっている。超過勤務の縮減として、行事予定の共有やチェックを行い、業務の計画的進行管理を進めるとともに、定時退庁の声かけ、事前命令の徹底などに取り組んでいる。また、休日行事への出席については、秘書班以外の職員も含めて分担し、担当の負担軽減に努めている。 今後とも、県庁あげてワーク・ライフ・バランスや働き方改革を進めている中で、議会事務局としてもしっかり時間外勤務の削減に向けた取組を行っていきたい。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|----------|-----|------------|-------------------|--------|---|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 人事委員会事務局 | 115 | | 時間外勤務の縮減について | | <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務は前年と比較してどのような状況だったのか。また、時間外勤務の実態把握をどのように行い、時間外勤務縮減に向け、どのような工夫をしてきたのか教えてほしい。 ・人事や採用そのものを扱うので、かなり気を遣うことも多いかと思う。心身ともに健康に働けるよう留意して配慮をお願いしたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当の額は546万8,263円で、対象者は13人、職員1人当たりの月平均時間は14.5時間で前年度より1.6時間上回っている。増加の理由は、昨今の職員採用試験の受験者数が年々減少している対策として、令和2年度における職員採用試験の特別枠創設や試験実施日の前倒しなどの検討準備に昨年下半年から取組んだことによる。 時間外勤務命令は、事前命令、事後確認の原則を徹底している。実態把握については勤務時間管理システムにより行っている。例えば、採用試験事務は日程の都合上、どうしてもその日のうちにすませないといけない作業もあり、翌日に実態を聞き取った上で、必要に応じて修正を行っている。 時間外勤務縮減に向けた工夫として、業務の効率化を進めるため、職員採用試験の申込手続の電子申請を推進しており、令和元年度は上級、中級、初級試験ともに電子申請率が80%を超えた。これを受け、令和2年度は資格証明書等の添付が必要な警察官などの試験を除いた全ての試験において、申込手続を電子申請のみに変更した。また、紙文書の電子化を積極的に推進するとともに、事前命令、事後確認の徹底に加え、土日勤務となる採用試験が続く中、計画的に振休を取得できる体制を取るなど、業務にメリハリをつけ、職員の健康管理と円滑な業務の推進に取り組んでいきたい。 |
| | 116 | | 採用試験における電子申請について | | <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請に100%切り替えつつあるという説明があったが、電子申請の際に、応募する方々で電子申請ができないといった問い合わせはなかったか。また、電子申請でトラブルが発生したとき、どのように行動するといったリスク対応を何か考えているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請の際にうまく申請ができないといった問い合わせは確かにある。電話がかかってくるので、詳しく説明しながらできるように対応している。電子申請の中で、パソコンであれば十分可能だが、スマートフォンだと不具合がある場合が多いので丁寧に説明している。 |
| 労働委員会事務局 | 117 | | コロナによる労働状況の変化について | | <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で2月から随分労働状況も変わっているだろう。争議までいくかどうか分からないが、争議になると労働委員会で、直接は労働基準局だと思う。総合的に含め、コロナ禍の労働状況がどう今変わっているような感じがするか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、雇い止めの件数だと、労働局、厚生労働省が発表している数字等で把握しているが、全国的に見てまだ大分県は表に出ている回数は少ないと受け止めている。 ・各都道府県の労働委員会を所管している中央労働委員会の把握によると今年4月から6月に新たに発生した労働争議の件数は全国的に41件で、そのうち新型コロナに由来すると思われるものは6件で、まだ表に出ている数は少ないかなと個人的には感じている。 ・完全失業率の高まり等、労働争議の件数は関連があるので、私ども非常に危機感をもって注視している。 どのように把握するかということで、この5月、8月には雇用労働政策課とともに、コロナに関連する集中相談会を開催し、なるべく拾い上げるような取組をしており、この10月もどんとこい労働相談を開催し、なるべく早めの相談あっせんにつなぐ取組を行った。今のところ、直接コロナに関連する相談とか、争議は上がってきていない。 |
| 監査委員事務局 | 118 | | 時間外勤務の縮減について | | <ul style="list-style-type: none"> ・監査事務局職員の時間外勤務手当はどのようになっているのか。また、働き方改革に取り組んでいる中でどのような変化があったのか、取組も含めて教えてほしい。 ・時間としては増えてしまっている状況だが、不用額の説明のときに超過勤務手当をはじめとする手当が減額であった。単価が減少したことによるのか、分かれば教えてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の時間外勤務手当は、対象者16人で決算額237万6,770円。時間数は合計で721時間、1人当たり年間45.1時間、前年度と比べると合計で181時間、1人当たり年間11.3時間増加している。 時間外勤務が増加した要因は、地方自治法改正に伴い、令和元年度中に整備が必要となった監査委員監査基準の制定や各種規程の見直しなどによる。また、統一地方選の関係で公営企業会計の決算審査の日程が約2か月前倒しになったことなどによる。 働き方改革の取組については、行政監査や財源監査を主とする第1課と定期監査を主とする第2課に分かれ、それぞれが監査を行っているが、一方の課の業務が集中するときなどにもう一つの課が応援する態勢を整えるなど業務の平準化を進め、超過勤務の縮減に努めている。 ・超過勤務手当は元年度増加したが、予算額に対して実績として減少が図られたことによる不用額であり、単価の関係ではない。 |
| 企業局 | 119 | | 電気事業会計の事業外収益について | | <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算額322,603,000円に対して税込決算額が59,052,701円と2億6千万円余り減額となったのはなぜか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の決算額は、大野川発電所リニューアル工事の遅れなどにより、建設改良費が約25億円、予算を下回った。これに伴う消費税を支払う必要がなくなったことから、その消費税に対する国からの還付金である「消費税還付金」2億6千万円も減額となった。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-----|-----------|------------------------|---|---|--|-------|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 企業局 | 120 | 工業用水道事業会計の適用区分について | | <ul style="list-style-type: none"> ・工水事業会計で第1種と第2種の適用区分はどう決められているか。 ・現在の給水契約の中で、第1種と第2種の区分について、例えば、今回新たに契約しようと企業が現れた場合、どのように料金が設定されるか。 ・既に契約されているところは、第1種と第2種の区分は契約期間満了までずっと変わらないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1種の料金は少し高めになっているが、これは工業用水道施設を最近、第3期工事で造ったもの。第2種料金は8.8円と安いので、第1期と第2期で整備したものに對して料金をつけているので、どこの施設を使うかになるが、もし新たに契約するとすると第1種になる。 ・料金が第1種料金、第2種料金と2種あるのは、平成16年4月1日にそれまで第1期、第2期、第3期と三つの事業に分かれていた工業用水道を事業統合し、その際それまで第1期、第2期で徴収していた料金が8.80円、それから第3期事業で適用していた料金を15.8円ということで、これをいきなり料金の統一するのはユーザーにとって非常に厳しいので、第1種料金、第2種料金と整理し、2種料金制で徴収している。第1種料金が16年4月1日以降の基本的な料金と位置づけているので、この後、新たに契約されたユーザーは第1種料金15.8円を適用している。 ・現在二つの料金で経営を行っているが、今のところそれによって料金収入に問題があるような状況ではなく、現在料金の見直しは行っていない。今後、経営上、料金改定が必要になった場合は、この差を縮めていく改定を行うようになると思う。 | |
| | 121 | 工業用水道事業会計の内部留保について | | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度までに給水事業ネットワークの構築事業が終わり、かなり内部留保も下がってきたと聞く。今後、南海トラフの関係等を考えれば、老朽化対策、耐震化対策をしていかないとはいけませんが、具体的な方向性、内部留保の使い方をどう考えているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業における内部留保金については、給水ネットワーク再構築事業を実施する前に約103億円あったものが、令和元年度決算時点で約59億円となっている。今後の推移については、経営戦略において老朽化設備の補修や更新に70億円を超える費用を見込んでおり、その後も大規模な設備の更新が続くため令和14年度までは減少するが、令和15年度以降は徐々に回復する見込み。 | |
| | 122 | 設備等の入札方法及び地元発注率の状況について | | <ul style="list-style-type: none"> ・設備等の入札方法と地元発注率の状況はどうなっているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の工事等発注状況は、電気事業、工業用水道事業合わせて111件、うち一般競争入札8件、指名競争入札90件、随意契約13件。また、県内業者に発注した分は95件で、割合でいうと85.6%。 | |
| | 123 | TPP11における地元発注への影響について | | <ul style="list-style-type: none"> ・TPP11で地元発注へ影響すると思うが、対処については検討しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・TPP発効後、本年度、初めて外国企業も対象とする一般競争入札を行ったが、外国企業からの問合せは一切なかったことから、現時点ではこれまでどおりの入札事務を行うことにより、引き続き県内業者への発注ができると考えている。 ・TPPの影響に対する検討については、いろんな状況の変化、制度の改正も予想されるので、そういったことは見ていきたいと思う。企業局の場合は今年度は2件の対象工事があったが、これはリニューアル事業の工事なので、こんな大きな金額の工事は通常はない。ダムとか発電所といった工事は、現場を熟知していない外国の企業はなかなか難しいのが現実ではないかと思う。いずれにしても、行政の変化等を敏感に見守っていきたい。 | |
| | 124 | 職員の超過勤務の状況について | | <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度の職員の超過勤務の状況、それ以前と比較し、どのような状況だったのか。 ・働き方改革が進められているのは感謝する。より職員の方々が自分たちの能力を発揮できるような職場環境を作ってもらうためにもぜひ積極的に取り組んでいただきたい。できれば隠れ残業等がないよう注意していただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度の時間外勤務は、災害除きで1人当たり月8.3時間となっており、2016年度以降、毎年減少している。時間外勤務の縮減に向け、2018年度から業務日誌の電子化など、職員提案による取組可能な12項目を定め、取り組んでいる。 また、今年10月から知事部局と同様の総務事務システムを導入し、来年1月から勤務時間管理システム、知事部局と同様に導入する予定。引き続き実質的な時間外勤務の縮減に取り組んでいく。 | |
| 125 | 苦情の有無について | | <ul style="list-style-type: none"> ・企業局で管理しているダムに関して、これまで臭い対策など、県民の苦情に対処してきたが、2019年度でも水質改善業務委託契約等がされている。2019年度の取組と苦情の有無についてお尋ねしたい。 ・効果が出ているということで大変いいことだし、26年当時の工事の内容等も伺っているが、その効果が出ているのはいいことだと思う。北川ダムの濁流について、清流は貴重な資源なので、汚れることがないよう今後も管理をよろしく願います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業局で管理している芹川ダムと北川ダムの2つの多目的ダムがあり、このうち、芹川ダムのダム湖は、平成26年度、カビ臭を発生させる植物プランクトンの大量発生により、水道水から異臭が生じ、大分市上下水局に多数の苦情が寄せられ、平成26年度から27年度にかけてダム湖内に循環装置を2基設置し、以降毎年、水温が上昇する4月から12月にかけて稼働している。この循環装置の設置後は水道水異臭の原因であった臭気物質は非常に小さい値となり、以降、昨年度も含め異臭が発生したという苦情はない。 ・水質改善業務委託は、北川ダムで工事を進めている維持流用放流設備の工事に絡み、濁った水の対策として行っている。北川ダムについては、濁水には気をつけているが、臭いに関する苦情はない。 | | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-----|-----|------------|---------------|--|---|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 病院局 | 126 | ③ | 職員の超過勤務について | <p>・令和元年度より時間外労働の上限が法律上のルールとして、より明確になり、単月100時間、また、複数月平均80時間を超える時間外労働、また、月45時間を超える時間外労働が年6回を超えたら違法という形で残業規制が強化された。</p> <p>月80時間を超える時間外勤務をした職員の実人員は、平成30年度が657人中26人で3.9%、令和元年度は660人中35人で5.4%。</p> <p>月45時間を超える時間外勤務をした職員の実人数は、平成30年度が657人中70人で10.6%、令和元年度では660人中88人で13.2%。</p> | <p>・残業規制がされたことが職員の超過勤務時間にどのような影響があったか。</p> <p>単月80時間を超える職員の数、また、月40時間を超える回数についてどのような影響があったか。</p> <p>また、2月頃よりコロナ対応の影響が労働時間に出ていると思われるが、超過勤務について、どのような対策をとったか。</p> <p>特にコロナの対応は、前例がないような事態の中での対応だと思われ、残業についてのルールもあるかもしれないが、正直、現場はそれどころじゃない状況もある中での対応だと思う。</p> <p>ただ一方で、事業の継続を考えると、やはり労働者を守っていかなくちゃいけないし、そのためには残業規制のルールは一つの基準になると思うので、引き続き職員を守る労務管理をお願いしたい。(要望)</p> | <p>・令和元年度末から新型コロナウイルス感染拡大に伴い、関係する診療科によっては業務対応が増えたが、通常診療を制限し、コロナ患者の対応にシフトする効率的な患者対応を行うことで、過度な時間外勤務の増加を抑えることができたが、県内の他医療機関にはない一部の診療科で患者が集中し、診療科医師の負担となり、時間外勤務の縮減が難しい状況もある。</p> <p>看護師は、1人当たりの時間外勤務の平均時間が、平成30年度の11.5時間から、令和2年度8月末までで8.5時間と縮減傾向が見られる。これは、より重要度の高い研修をeラーニングでの受講を可能としたこと、検温などのデータが電子カルテに自動的に入力されるバイタル連携のシステムを導入するなど看護業務の効率化を図ることで時間外勤務の縮減を実現したと考えている。</p> <p>医師の時間外勤務の縮減対策としては、平成30年4月に20人であった医療秘書を令和2年3月までに11人増やして31人とし、さらに7月に新たに3人追加し、現在34人を配置している。あわせて、一部の医療行為を医師の指示の下で看護師が行うための特定行為研修という新しい制度を今年10月から開始するなど、他職種への医師の業務移譲を推進している。</p> <p>また、子育て中の女性医師がリモートで急患等の診断を指示できるよう、画像を送信できるアプリを使用したシステムも活用しながら、医師の環境整備等も含めて努力している。</p> |
| | 127 | | 職員の超過勤務について | <p>・令和2年4月から出退勤等管理システムを本格稼働し、全職員の退勤時刻を名札に入ったICカードにより記録し、かつシステムでの時間外勤務手当等の申請が可能となった。</p> | <p>・昨年の決算特別委員会で、ICチップで出退勤管理をする話があったが、その管理により4月以降、超勤が減ってきたか。</p> <p>当然その管理は上司がしなければならないが、そういう管理体制はどのように構築されているのか。</p> | <p>・出退勤管理システム導入により、今まで紙ベースだった時間外勤務申請が電子で申請可能となり、実績データの集計が迅速に行えるようになり、各部署に対して職員ごとのデータをフィードバックしやすくなったため、定期的に時間外勤務縮減に向け啓発している。毎月の超勤を含め、それぞれの管理部署の所属長にデータを送って活用してもらっている。</p> |
| | 128 | | 医師の超過勤務について | <p>・月80時間超えが平成30年度実績では、実人員が医師95人中25人、年間の延べ人数では169人である。</p> | <p>・昨年の委員会で医師の月の超過勤務時間が80時間超となった人数は、年間169人と聞いているが、今はどうなのか。</p> <p>もう一つ、今年10月からタスクシフトで看護師に業務がプラスされていくということだが、タスクシフトは看護師だけなのか、それ以外の職種も対象か。</p> | <p>・時間外勤務が月80時間超える者は、令和元年度実人員は94人中34人で延べ人数は175人、令和2年4月から8月までの5か月余りでは、実人員が102人中27人で延べ81人となっている。</p> <p>令和元年度末から新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、呼吸器内科において業務の増加が見られたが、通常診療を制限し、コロナ対応にシフトし、過度な超勤等を抑えている。</p> <p>一方、神経内科は、従来から患者対応が多いことに加え、令和2年4月に半数の医師が入れ替わった関係で超勤時間が増加している。今後は、医師が業務に適応していくにつれ、増加傾向はある程度落ち着くと思われる。</p> <p>これまでも、医師から看護師へのタスクシフトとして、抗がん剤、造影剤、CVポートなどの医療行為の一部は看護師が行っていた。これに加え、特定行為として通常は21区分31行為が認められているが、当院では外科的領域12区分15行為をやるよう研修を始めた。具体的には、胸腔ドレーン、腹腔ドレーン、創部ドレーン、それから、注射の中でも高カロリー輸液といったものが医師の指示によりできるようになる。</p> <p>なぜ外科かかというと、医師はほとんど手術に入っているため、戻ってきてドレーンを抜くまで時間がかかり回復が遅れる。また、ナースも指示を待つことによって、時間外になる。これを看護師が行うことが可能になると、患者さんの満足度が上がり、看護師の時間外も減少する。</p> <p>ただ、看護師の負担が増えていく可能性があるため、看護補助者に生活の援助、ベッドメイキング、環境の整備とか、看護師でなくてもやれる部分は移譲する方向で進めている。</p> <p>また、医療秘書の増員、頸部エコーや心エコーなどを臨床検査技師が行えるようにしている。</p> |
| | 129 | | 職員の超過勤務縮減について | <p>・時間外勤務の実績は、2018年度職員1人当たり16.8時間、2019年度は18時間で、1.2時間増加。</p> <p>医師は、2018年度が1人当たり月平均58.5時間、2019年度が61時間で、2.2時間増加。</p> | <p>・職員の長時間勤務の時間数が変化した要因としてどのような工夫がされたのか確認したい。</p> | <p>・2019年度は入院及び外来の稼働が非常に高かったことに付随して時間外勤務が全体として増えたと考えている。</p> <p>出退勤の管理システムを令和2年2月、3月に試行して、4月から本格運用している。今まで紙ベースで行っていたが、時間外勤務の申請が電子で可能となって、これにより実績データの集計が迅速に行えるようになったことで、各部署に対し職員ごとのデータをフィードバックしやすくなるなど、時間外勤務の縮減に向け、啓発を進めている。</p> |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|---|--|---|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 病院局 | 130 | | 医師及び看護師の超過勤務について | | <ul style="list-style-type: none"> ・医師の勤務環境改善について、様々なシステムを導入して軽減を図ったということだが、新たなシステムを導入したとき、確かに手順として環境は整備されるが、様々な操作をするために余分な行為が発生し、負担になるなどの課題はないのか。 ・医師の補助に回ることにより、看護師の負担が結構増加するため、看護師の業務を看護補助員に回すなどの工夫をしているようだが、それぞれの業務が遂行できる人員をどのように確保していくか。今、全体的に各病棟に配置された看護師の人数もかなり厳しいかと思うが、その状況をどう捉えているか。 ・安全な労働環境を確保し、少しでも働きやすくする、また、患者のニーズに応えられる環境を整える工夫もぜひお願いしたい。いろいろ工夫しながら、看護師が自分自身の生活もきちんと楽しめる余裕を持ちながら、患者のために努力できる環境をつくってほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・システム導入による負担については、委員会中回答なし。答弁もれ。(委員会終了後に守永議員に病院局が直接連絡) ・医師については、医療秘書の増員、タスク・シフトで、例えばこれまでは放射線科の医師がエコー検査していたのをエコー検査のできる臨床検査技師を採用し、エコー検査について指導しながら、医師から臨床検査技師等へ少しずつ移行している。 看護補助者の確保は、今、タスク・シフトが進んでいること、それに加え、診療報酬的なバックアップが非常に進んでいることで、どの病院も看護補助者の確保に努めている段階のため、人材確保は確かに大変苦労している。 病棟に配置する看護補助者は無資格なので、医療の世界に入り、患者に対し医療的分野で環境の整備、体を拭く、食事の介助、排せつの介助をするのは大変難しい。病棟で配属された看護補助者は非常に熟練されており、なかなか確保が難しい。当院では入院だけでも1日50人いるので、入退院のベッドのみを作るなどの特化したグループをつくり、そこへの確保に努めている。これにより看護師はベッドメイキングなどをしなくてよいため、朝から申し送りをしたら、すぐに注射に行けるシステムになっている。 この確保のためには定着が必要なので、就職時の研修や月1回行う生活の援助などに関する研修をしっかりと行い、定着に努めている。 |
| | 131 | ③ | 医師や看護師の超過勤務について | <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月頃から新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、コロナ患者の診療に従事した職員に対する防疫作業手当が従来1日当たり290円だったものが、作業内容により1日当たり3千円、または4千円の手当とする特例を令和2年7月に設けた。この特例は、令和2年1月23日まで遡って適用される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・働き方に応じた適正な手当が必要である。また、適正な勤務条件、勤務時間、人員の確保等が必要だと思う。新型コロナも含め、まだまだ厳しい状況が続くと思うが、今の状況を踏まえた上で、今後どういう方向性をもって病院の運営、職員の勤務、労働の管理を進めていくのか、方向性があれば伺いたい。 ・まだまだ新型コロナを含め、様々な病気、疾患、感染症、これから大きな山になる。県立病院の役割は非常に大きいものがあると感じているが、患者の命を救うため、医師や看護師が逆に命を削るようなことがあってはならない。ぜひ手当の面も含め、勤務時間の管理、人手の確保をお願いしたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康管理、家族の健康管理も含めて注意しながら今後対応していく。 県立病院は民間にできない医療を担っており、その中の一つが感染症医療で、今年は新型コロナで大変多くの患者が来ており、通常の診療をしながら工夫してやっている。 その中で、新型コロナ感染症の患者受入れの中心となるのは呼吸器内科である。呼吸器内科は、他の呼吸器内科疾患、例えば肺がん、閉塞性肺疾患、ぜんそくといろいろある。それらを診ながらコロナ患者の診療に従事するのは難しいため、患者数に応じて、通常の診療を幾分制限し、他の内科の先生に応援してもらうなど、新型コロナに業務をシフトできるよう工夫しながら回している。 医師は、献身的な業務を遂行するという非常に高い倫理意識を持った方が多く、これまで勤務時間という感覚はなかった。必要に応じて働く、求めに応じて診察することをまず第一に考えていた。働き方に関しては、4月から勤怠管理システムを導入し、やっと自分たちの勤務時間がどれぐらいあるのか、これ以上働く危険だという数値を頭にやっと置く段階に入った。勤務の実態把握をすることがまず第一歩で、そして、過度な働き方を避けていく。 各診療科の部長が自分の部下の時間を把握することがやっと半年間でできて、それを基に、他職種に業務を移譲できる分は移譲していく。そして、医師がやらなければいけないことを絞っていく。それから、医師同士でもお互い業務を肩代わり合う。そういった工夫を地道に積み上げながら、少しずつ仕事の中身を検証している段階である。 いずれにしても、従来のような働き方放しは通用しない時代であると十分認識しており、そういう意識を醸成しながら、少しずつ改善していくことが一番近道かと思っている。 働かなければいけないときに働くのをやめなさいとは言えないため、今は、休めるときはできるだけ休む、超勤が増えて休みも増える、両方増える分はまだ許せるという考え方で指導している。 |
| 教育委員会 | 132 | | いじめ・不登校の解決支援事業について スクールソーシャルワーカー活用不登校等対策事業について | <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーに必要な公認心理師は大変な資格であるのに資格に見合う報酬額ではない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの資格と労働条件、資格更新はどうなっているか。少なくともスーパーバイザーや中心的な職員については、優秀な人材が長く学校で働いてもらうためにも、正規化が必要だと考えるかどうか。また、月収としてどのくらいか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・SCは公認心理師、臨床心理士、大学教授等の資格を有する者に加え、教育相談等の経験がある者を配置している。勤務は1校当り週1日4時間、年間35週を基本としており、SCの多くは複数の学校を兼任しており、資格更新は特にならない。 ・SCの1時間単価が4,350円。時間数の多いSCスーパーバイザーは期末手当が支給される。それぞれ勤務時間数が違うが多い方で月収30万円近く。 ・SSWは社会福祉士及び精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者で、勤務は1日6時間、週当り2日、年間48週を基本とし、市町教育委員会や拠点となる学校から派遣する形で対応している。 ・SC・SSWともに会計年度任用職員である。 ・SC・SSWともに、これまで配置拡充を行ってきており、全ての学校をカバーする体制を敷いている。また、他のSCに指導・助言を行うスーパーバイザーを平成24年度から教育事務所管内毎に配置し、今年度は11名がスーパーバイザーとしてSCの中心的な役割を担っている。SSWについても、今年度から本庁に2名のSSWスーパーバイザーを配置し、体制整備を図った。現在、国においてSC・SSWの常勤化に向けた調査研究が行われているところであり、こうした動きを注視しながら対応していきたい。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------|-----------------------------|---|---|---|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 教育委員会 | 133 | | 特別支援教育振興事業について | <p>特別支援学校の医療的ケアが必要な子どもの対応についての対応では看護師が一人配置だと、休み場合は、保護者が同伴、あるいは欠席をしている場合もある。医療的ケアが必要な子どもは増えており、通学についても保護者の負担が非常に大きい。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・看護師の配置状況はどうか。看護師が1名配置の場合、その職員が休みの際の対応は。 ・学校行事の際の対応や通学支援の状況は。 ・保護者が同伴できない場合は欠席する場合もあると聞く。教育の機会を保障する、また看護師も休みづらさを感じないように代替看護師の配置が必要ではないか。 ・通学についても保護者の負担が大きいので、対応の充実が必要ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアの行為別必要時間数に応じて人数を算出し、看護師を配置している。令和元年度の看護師配置は、16校に22名。看護師配置が1名の学校は13校。看護師配置校の割合は、九州管内でも94%で一番高い。安全安心な医療的ケアの実施を目的に、訪問看護ステーション等の委託する方法ではなく、保護者と学校とが連携しながら医療的ケアの実施を進めている。今後も必要に応じて看護師を配置し、学校と保護者とで連携したい。 ・看護師が休みの場合は、保護者に来校していただき、医療的ケアの対応をお願いしている。 ・運動会等学校行事の対応については、児童生徒の学習活動に影響がないように看護師の勤務を学校行事に合わせるなどしている。看護師の対応ができない場合は、保護者をお願いしている。また、校外学習については、学校とは異なる状況の中での安全な医療的ケアの実施を考慮し、原則保護者に付添いをお願いしている。 ・通学支援の状況については、児童生徒の安全・安心を第一に、医療的ケアで使用する器具や健康状態の確認等が必要なため、原則保護者に送迎をお願いしている。 |
| | 134 | ⑩ | 特別支援学校就労支援事業について | <p>一般の就労率が8.5%の低下となっている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度一般就労率の低下について、事業者や地域との協力関係を含めて、どのような課題があったのか。 ・新規開拓により協力してくれる事業者が増えたようだが、成功事例が増えてくれば、一般就労目指す生徒も増えると思われるので、継続的な取組を。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、一般就労を希望した生徒は62名いたが、実際に就労できた生徒は37名であった。一般就労が低下した要因としては、生徒が企業の求める労働の質や量に至っていない等が挙げられる。生徒の希望を叶えるためには、高等部3ヶ年の系統的なカリキュラムの確立と、組織的な進路指導に向けた改善が必要と考えている。 ・また、就職時のマッチングについても、就労支援アドバイザーの職場開拓により、知的障がい者の雇用の可能性のある企業を75社開拓できたが、通勤方法等の問題や個々の特性に応じた業務内容のマッチングなどで就職に至らない事例が生じた。早期からの進路指導、マッチングの充実が必要と考えている。 ・加えて、一般就労を希望する生徒の割合も平成30年度、令和元年度と2年連続して減少していることから、生徒本人や保護者の一般就労への意識向上が必要と考えている。 |
| | 135 | | 学力向上対策支援事業について | <p>学力向上の成果指標として、偏差値34以下の児童生徒の割合を出している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・偏差値34というと、100点満点で22.5点くらい。学力向上は上の点数を目指すもので、欠点を目標にしてよいのか。成果指標は国の方針か県の方針か。沿革を教えてください。 ・目標の立て方根本が違うのではないか。この政策では上が下に引きずられる可能性がある。目標はあくまでも上を目指すべきで、大分県の制度は世界に羽ばたくような教育になっているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育の低学力層は平成25年度8.7%だったが、現在6.3%まで改善した。 ・低学力層の割合減少を目指す指標で、学力調査の標準が7%なので、7%以下、6%以下を目標として掲げている。義務教育なので、低学力層の割合を減していくというのが大きな目標である。 ・学力向上については、上の方ももちろん伸ばしたいが、基礎基本が分からない子どもたちもしっかりカバーしたい。まず下位層をできるだけ減らすことをひとつの目標にしている。成績主義に見えるかもしれないが、分布状況として低い位置をできるだけ下げようという主旨で、全体としての学力向上を目指したい。上位の子どもを無視するのではなく、全ての子どもを基準以上に持って行くのが大きな流れ。 ・この指標の他に全国調査の平均正答率との比較も指標としており、両方全国より上になっている。また、全国上位の秋田県の状況を見ると、上位層の厚さより下位層が薄いことで底上げされ、全国1位の成績となっている。大分県は下位層がやや厚めであったので、習熟度別指導等で下位層の底上げを狙い、全国10位以内の目標を掲げるところまで向上してきた。 ・偏差値34以下の低学力層を減らす方針はひとつの指標で大分県の方針だが、文部科学省の方向性と齟齬をきたしているわけではない。 |
| | 136 | | 教員と子どものメンタルヘルスについて | | <ul style="list-style-type: none"> ・現在コロナウイルスは落ち着いてきているが、教員並びに子どもたちのメンタルヘルスをこれからもしっかり注視してほしい、施策を展開する点があれば反映してほしい。(要望) | |
| | 137 | | 高体連、中体連の新型コロナウイルス感染拡大防止について | <p>9月4日に中体連が新人戦の開催に向けて新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドランスを発表し、状況に応じて、保護者の応援も可能だと示している。一方、9月5日に高体連の新人戦が始まっているが、高体連では保護者の応援はできないとなっている。中体連と高体連の方針のズレに保護者の中では戸惑いの声が出ている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・体育保健課として新人戦における保護者の観戦をどう認識しているか。併せて中体連と高体連の方針のズレをどう感じているか。 ・中体連と高体連が統一性をとりながら進めて行くことで、保護者に分かりやすくこういった指摘が挙がらないと考えるので、これから高体連がしっかり規制緩和されて、保護者が応援できる環境作りを後押ししてほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・中体連においては、夏の県大会が実施できなかったため、何とか新人戦の県大会を実施するために、中体連の中で新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドランスを設定し、新人戦県大会を実施した。また高体連においては、夏の県大会を開催した経緯の中で、開催にあたって保護者の観戦に対する細心の注意に要する労力が非常に大きかったこと、併せて新人戦の実施要項策定時期が県内の第2波の真っ只中であった状況もあり、「保護者については、原則、無観客」という要項を策定したと聞いている。 ・高体連では現在の感染状況を十分に考慮した上で、各競技専門部に対して、原則無観客から、保護者等の観戦について規制の緩和に向けて、検討を開始していると聞いている。 |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|------------------------|---|--|---|-------|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 教育委員会 | 138 | 地域の高校魅力化・特色化推進事業について | <p>少子化の真っ只中で、全県一区の状況もあり、地域が取り残されている現状が脱却できていない。</p> <p>活動指標「地域に出向いた高校生延べ人数」があり、目標値4,650人で、実績値が7,462人となっている。成果指標（「事業採択校における欠員数」）の令和元年の目標値181人と設定し、実績値は301人。非常によい効果は出ているものの、目標が現実とかけ離れているために、結果的に「D」となっている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 活動指標と成果指標について説明してほしい。 成果指標を見直して、最終的には事業が評価されるような指標にするべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 「地域に出向いた高校生延べ人数」は、学校の外に出て、地域の様々なイベント等に出向いた高校生の数であり、延べ人数ということで、同じ生徒が2回、3回出向いた数を合計している。成果指標の目標値の181名は、中学生の卒業生の数値等を勘案しており、また、私立高校の就学支援金等の関係で授業料等の金額が安くなったこと等が影響し、欠員数が増加した。 学校が生徒たちを中心に非常に頑張っている。高校入試の定員策定については、従来通り、全県の中学3年生等の人数の増減を参考にしながら、策定していきたい。 | |
| | 139 | 職員の時間外勤務の縮減について | | <ul style="list-style-type: none"> 県予算として、県教委各課と県立学校職員以外に関与する部分があるのか。 教職員の時間外勤務については、実態把握の状況と課題についてどのように捉えているのか。給与に直接反映されない職員については実態把握が難しい印象がある。 新型コロナウイルスの影響により学校を休校としていた期間が発生した状況下で、昨年度の実態を年間を通じて調査把握できたのか。職員が長時間職場に縛られず、子どもと直接向き合う時間が確保できているのかといった観点からも状況把握していただきたいと考えているが、状況把握のあり方について考えがあれば教えてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会の給与費については、小学校費、中学校費、高等学校費、特別支援教育費でそれぞれ学校現場の教職員分を、教育総務費等でその他の教育庁職員分を計上している。 職員の時間外勤務の実態把握の方法については、時間外勤務手当が支給される事務職員等と時間外勤務手当が支給されない（教職調整額を支給）教員等では異なっている。事務職員等については、知事部局同様、勤務時間管理システムにより把握している。学校現場の教員等については、全ての県立学校でタイムレコーダーにより把握している。市町村立学校においては、市町村教育委員会が、ICTの活用等により、適正な勤務時間管理に向けた環境整備を進めている。国も時間外在校等時間という新たな概念を作っており、それについても検討して、上限方針を持ちながら取組を進めているところである。 勤務実態の把握の課題としては、教育庁と県立学校の事務職員等については、所属長が命令した時間外勤務時間とシステムによるパソコンの稼働時間に乖離が見られる点である。そのため、所属長による事前命令・事後確認の徹底、業務量の平準化などにより一層の勤務時間の適正管理と長時間労働の縮減に努めていく。 学校現場の教員については、長時間労働の実態がみられることから、上限方針に定める時間外在校等時間を踏まえ、教員の意識改革を図るとともに、市町村教委とも連携して、外部人材の活用、校務分掌の見直しを積極的に行うことなどにより、長時間労働の縮減に取り組んでいく。 コロナ禍での実態としては、4月と5月の学校が休業している部分については45時間超の職員はほぼいない状況だったが、6月以降学校が再開してからは、その中で45時間超、80時間超の時間外在校等時間を超える職員等をタイムレコーダーで把握している。 | |
| | 140 | 発達障がいのある子どもの学び支援事業について | | <ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮説明会の受講者については、当事者の保護者だけなのか、当事者に限らず呼びかけているのか。 医療機関との連携は、どのようにしているのか。また課題は何か。 発達障がいに限って言えば、非常に理解しづらい部分が多々あり、ケースバイケースの状況で症状も違うので、系統立った学びが難しいと思うが、350人の実態もあり、学校現場で先生方がきちんと理解をし、保護者の方々もきちんと理解をした上で、底上げを図れるような形に持っていけるのかどうか重要と思う。状況を教えてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 合理的配慮説明会は、発達障がいのある子どもに対する合理的配慮の理解啓発を目的に、県内6ヶ所で実施した。参加者については、特別支援学校を除く全ての学校に在籍する子どもの保護者や教職員に案内を出した。また、県教育委員会のホームページに掲載して広く周知しており、保護者のみならず福祉施設の職員や発達相談専門員など、障がいのある子どもたちに関わる関係機関職員の参加もあった。 医療機関との連携については、昨年度、7名の医療従事者を専門家チーム委員として任命し、障がい特性のアセスメント、子どもの特性の理解等を目的に、小中学校等へ派遣した。さらに、本事業ではないが、合理的配慮推進事業により、県内7ヶ所で年2回専門家チームによる相談会を実施し、小中学校等からの相談に応じている。課題は、今後、発達障がいを含めた障がいのある児童生徒の特性等を把握するため、医療機関とのさらなる連携強化を図っていきたい。 子どもたち一人一人の配慮を最終的に反映していくのは授業の中だと捉えており、ツールのひとつとして個別の指導計画がある。今年度から個別の指導計画を充実させていくために、個別の指導計画推進教員を県内に配置した。必要に応じた助言により充実した支援ができるよう進めていきたい。 | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|-------|-----|---------------------------------|---|---|---|-------|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 教育委員会 | 141 | 地域改善改善対策奨学金貸付金について | 地域改善対策奨学金について、国庫補助金返還事務がある。昭和61年の会計実地検査にて、大分県は受給条件が不適切であると指摘されている。 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもに罪はないが、貸付け等ずさんすぎる事業であった。その結果、収入未済額は1億364万円にもぼっている。当初の奨学金の貸し付けの際には運動団体はどのような関わりを持っていたのか。 常に「粘り強く当たっていく」といっているが、完全に回収することは可能なのか。 国庫補助金返還事務があるとのことだが、もう少し詳しく説明をお願いしたい。 会計実地検査で不適切であると指摘されているがどう考えるか。ずさんな審査があったということを認めざるを得ないのではないか。県の税金が投入され、収入未済として残ってしまったということを認識しておかないと、今後の債権回収にもつながらないので、認識を強くしてほしい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> 大分県地域改善対策奨学金等貸与条例により規定された要件に基づき、事務局の書類審査を経て、厳正な審査のために設置された大分県地域改善対策奨学金等審査委員会において慎重に審議のうえ、適正に貸与者を決定した。運動団体に対しては、本奨学金が給付制から貸与制に変わる際に、制度の説明を行った。また、返還事務を開始する際には、県から対象者へ借用証書や免除書類等を求めることについて運動団体に説明を行った。 債権回収を強化したことにより、収入未済額は、平成29年度以降令和元年度に至るまで毎年減少している。債権回収のため、督促状や催告書の送付、電話・自宅訪問による納付相談・納付指導に加え、保護者から奨学生本人へ連絡先を変更するなどの取組を行っている。また、経済的困窮者に対しては、市町村と連携して免除・猶予制度の活用を図っている。今後も、このような債権管理を適切に実施することにより、滞納分の回収に向けて努力していく。 国の定める奨学金額のうち3分の2を国庫が負担し、残り3分の1を県費で負担していた。奨学生からの奨学金返還金については、国庫負担に相当する額を国に返還することとなっている。 貸与者については、県で適正に判断して決定したと捉えている。 | |
| | 142 | 変形労働時間制について | | <ul style="list-style-type: none"> 変形労働時間制について来年度から活用することが可能となるが、市町村教育委員会と学校現場の教職員の意向等も色々と調査していると思う。どのような状況か教えてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会については、変形労働時間制の導入等も含め、給特法の改正について、昨年、市町村教育長会議や市町村の学校教育担当課長会議等でも制度の説明を行った。小・中学校においてもICTの活用等により、客観的に時間外在校等時間が計測できる環境整備が進んできている状況であり、計測等の結果についても、市町村教育委員会等に了解をもらい、県への報告を求めながら把握している。また、学校現場の意向等について、県立学校では、全学校長の目標管理の中で、働き方改革の項目を入れており、学校現場の時間外の状況等について確認をしている。小・中学校の学校現場については、市町村教育委員会と連携をしながら現場の声を聞いていきたい。 | |
| 警察本部 | 143 | 地域防犯力強化育成事業 少年非行防止活動推進事業について | | <ul style="list-style-type: none"> 発達障がい等が疑われる生徒や、大人も含めて、そういう方への非行や防犯、トラブルに巻き込まれた際などの対応について警察官や交番相談員が、発達障がいについて必要な知識を得ることが必要だと思う。それとともに、障がいに応じた具体的な対応方法を身につけることができるよう研修等を行うことが必要ではないか。また、今後は支援学校OB等専門家の力を借りる必要があるのではないかと。警察職員にとっても具体的な研修になるのではないかと。 教育委員会と警察本部と鑑別所の連携を一層強化していくために、3者による協定を結ぶことが必要ではないか。 医療、福祉、教育、警察、司法などの関係者による情報共有や対策の検討を行う場を設けることが必要ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき人権に配慮した警察活動を推進するための研修を行っている。発達障がいのある人への対応については、平成30年5月実施の各所属の窓口担当者などを対象とした大分県こころとからだの相談支援センターの医師による講演をはじめ、研修や各所属における還元教養などを行っている。引き続き人権に配慮した警察活動を推進するため、各種研修等を実施していきたいと考えている。発達障害がある方は対人関係やコミュニケーションに課題を抱えており、人によって症状は様々で、個人差が大きいことから症状に合わせた支援が必要であると十分認識している。現時点は研修で対応しているが、必要性に応じて専門家の活用を検討したい。 3者協議について、青少年の健全育成に関して、教育委員会や少年鑑別所などと連携しながら対応を進めている。現在、教育委員会とは児童生徒の健全育成のため、学校と警察の連絡制度に関する協定を結んで連携を図っている。少年鑑別所等を含めた3者による協定は結んでいないが、対応に関しては、事案の内容や状況などにより各関係機関と個別に対応しており、今後も関係機関と連携した対応に努めていきたい。 大分県青少年対策本部をはじめとした各種会議を関係機関と情報共有などを行うとともに、個別案件の内容に応じて医療、福祉などの関係機関と連携した対応を行っており、今後も、広く関係機関と連携した対応に努めていきたい。 | |
| | 144 | おもてなしの交通環境整備事業について | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から予算・決算ともに減額となっている。 今年度がこの事業の最終年度となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 横断歩道の更新に対する要望数に対応できているのか。 要望した箇所は着実に警察職員の方に対応していただいているが、横断歩道の磨耗している箇所がまだまだ目立つようである。来年度以降の横断歩道の更新対応についてはどうなるのか。 横断歩道は警察所管、センターラインは土木所管となっているが、警察署と土木事務所との連携強化について、部を横断して図っていただきたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年に開催されたラグビーワールドカップなど、ビッグイベントの開催に伴い国内外から来県される全ての方々に安全で快適な交通環境を提供するため3か年事業として行ってきた。1年目に会場周辺や主要宿泊施設へのアクセス道路における横断歩道の更新に加えて、英語併記した信号機地名板や一時停止標識等の整備を集中的に行い、2年目は、1年目に引き続き残りの必要箇所の整備を行った。3年目となる今年度は、減額となっているものの、横断歩道と一時停止標識の更新に集中し、県下全域に広げて整備している。横断歩道の更新要望等については、直ちに警察職員による現地調査及び確認を行い、状況に応じて優先的に整備するなど、適正な整備更新に努めており、今後も計画的に行っていく。 この事業は終わるが、通常予算で標識や標示に充てる予算もある。この3年間で集中的に行ったので、県下に横断歩道が約1万3,500本あるが、そのうち40%以上整備できている。残りは実態をしっかり把握しながら優先順位をつけて整備していきたい。 | |

| 部局名 | No. | 報告書 (案) | 委員等からの質疑・要望等 | | | 執行部回答 |
|------|-----|------------------------------|--|---|--|--|
| | | | 項目 | 現状・課題等 | 質疑・要望等 | |
| 警察本部 | 145 | 職員の超勤の実態と病気休職者数とメンタル休職者数について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の超勤の実態を教えてください。 ・病気休職者のどの位いて、そのうちメンタルでの休職者はどの位いるのか。 ・組織を作っているのは人であり、人間関係が上手くいくといろいろなことがスムーズになり、働きやすい職場環境が作られると思う。警察という組織は、外から見ている私たちからは分からないものがあるかとは思いますが、規範を守り上下関係を保ちながらも、働きやすい職場環境、人間関係の醸成ができるように立つ方の指導が必要だと思う。ぜひ力を入れていただきたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の職員1人当たりの超過勤務時間数については、月平均23.8時間で、平成30年度比でマイナス4.6時間となっている。今後も、更なる働き方改革の定着を図っていく。 ・令和元年度における病気休職者は10名で、うち7名がメンタル不調による休職者となっている。 |
| | 146 | 防弾防刃ベストの改良と警察署・交番・駐在所の改修について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・昨年大阪で、交番襲撃で警察官が襲われる事件があったが、防弾防刃ベストの改良が必要ではないか。現状の数で実際足りているのか。 ・警察施設改修費で警察署・交番・駐在所について改修されている実例等を教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・防刃ベストについては、県下で耐刃防護衣が668、耐刃手袋は284配分されており、刃物に対する強度は十分備えているものと考えている。街頭で活動するものを対象なので、十分足りていると考えている。 ・交番駐在所等の入口から事務室までに仕切板を設け、不審者が中に入り込まないように対応を取っている。交番の改修工事は、前年度で終了し、駐在所の改修工事は今年度改修が完了する見込み。 |
| | 147 | 認知症等早期発見支援事業について | 免許更新時に当事者、相談を受ける側、運転免許センターの方々も大変と聞いているが、受診勧奨、自主返納、支援センター等の引継ぎ件数目標値が750件に対して675件でB評価となっている。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨、自主返納、支援センター等の引継ぎ件数の合計が675件でよいのか。 ・令和元年度の自主返納人数を教えてください。 ・免許の返納については、保健師3名で十分なのかと思っている。相談の際、高齢で耳が遠くて意思が通じない、意思が統一されていないことから困難である等の話も聞くので、来年度に向けてスムーズにいくようお願いしたい。併せて支援センター等との連携強化をお願いしたい。(要望) | <ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨、自主返納、支援センター等の引継ぎ3つの合計が675件となっている。 ・令和元年度5,836人の方が自主返納し、そのうち70歳以上の方が5,410人で、大部分を占めている。 |
| | 148 | 米軍実弾射撃訓練に要した経費について | | | <ul style="list-style-type: none"> ・諸費の米軍実弾射撃訓練に要した経費(予備費)156千円の詳細を教えてください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・米軍実弾射撃訓練の警備に要した燃料費。 |
| | 149 | 交通事故総量抑止対策推進事業 | | <ul style="list-style-type: none"> ・速度違反取締装置の整備で500万円計上されている。 ・可搬式速度取締実施回数が30年度の目標が24回に対して21回、令和元年度の目標が20回に対して77回で3倍に増えている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式速度違反取締機は元年度何台整備して、累計何台になったのか。 ・3倍に増えている理由と1回あたりの設置時間は。無人で機械が設置しづらい狭い場所でも取り締まれるので取締率は上がっているのか。 ・全体的な予算が2,500万円だが、主な事業内容を3つ合わせても1,700万円程度だが、残りの800万円はどういう事業に使われたのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式取締装置のリース料と、定置式速度取締の機械、パトカーや白バイに付いてる追尾装置の機械等全ての機械の整備費になる。保有台数については、定置式レーダースピードメーターが19台、車載式20台、可搬式1台、固定のオービスが国道10号線と高速道路の宮河内のところに設置されている。デジタル式スピードメーターの白バイとパトカーについている装置を合わせて、合計52台となっている。 ・白バイ員が通常日中の毎日勤務だが、当直をして夜間も行ったため増えている。時間的には2～3時間実施しており最低2人で行っている。今年度はさらに実績が上がるものと考えている。可搬式では今年度199回実施しており、後日取締りが多い。全体の検挙数は年間5万から6万件くらいに減っており、お年寄りに反射材を配ったり、見せる取締り、また指導する活動にも力を入れている。 ・残り800万円の予算は交通安全教育の外部委託に要した経費。 |